

## 「介護労働者の確保・定着等に関する研究会 中間取りまとめ」について

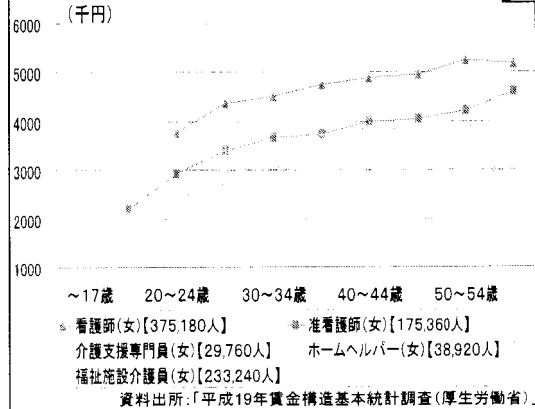
介護分野は、少子化・高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれる一方で、現状においては人材確保が困難な状況がみられるなど、介護サービスの基盤が揺らいでいると指摘されている。こうした状況を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のために、労働環境や処遇の在り方を含めた総合的な人材確保対策が最重要課題となっている。

このため、我が国の国民生活の基盤を支える、介護という職業が国民各層から尊重され、介護分野に従事する一人一人が、意欲・誇り、さらに、やりがいや希望を持って働くことができる魅力的なものとなっていくためには、基本的な雇用管理や処遇等を改善し、安定的な人材確保に努めていくことが必要である。さらに、国民に対し、介護サービスが今後の少子化・高齢化を支える働きがいのある仕事であることについて理解を求めていくことが重要である。

こうした考え方のもと、介護労働者の確保・定着等に関する研究会（厚生労働省職業安定局長が参集を委嘱した学識経験者（7名）による研究会（座長：大橋勇雄 中央大学大学院戦略経営研究科教授））においては、介護保険事業に従事する介護労働者の確保・定着を中心に、我が国が重点的・効果的に取り組むべき政策の方向性について、各介護関係事業主団体・事業所等よりヒアリングを行いつつ検討を重ねてきたところであり、今般、その中間的な検討結果が取りまとめられたので、その内容を公表する。

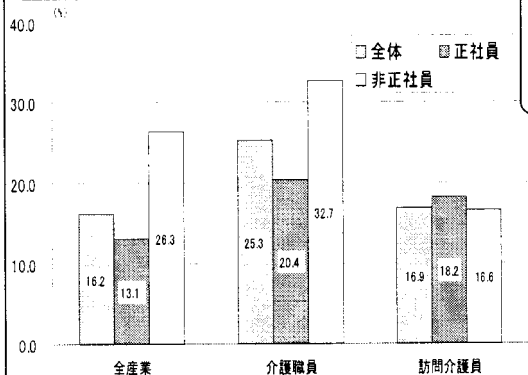
# 介護労働者の確保・定着等に関する研究会中間取りまとめの概要について

## 職種別常用一般労働者の年収



- ・医療分野の他の専門職や他産業と比較して賃金が低い
- ・キャリアアップが困難  
→ やりがいを感じているものの、キャリアアップが困難であり、結婚を機に退職する男性も存在する。

## 介護労働者の離職率



資料出所: 全産業は「平成18年雇用動向調査(厚生労働省)」, 介護職員及び訪問介護員は「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」

- ・正社員の離職率が高い  
→ 事務的業務・利用者のニーズに応じたサービスの提供が必要であり正社員への負担が大きい。また、労働時間も長くなっている。

### <現状認識>

少子高齢化が進展するなかで、介護サービスのニーズは増大。一方、現状においては介護労働者の人材確保は困難であるが、国民ニーズに応えるためには介護サービスの担い手の確保・定着は不可欠。

### <現状と課題(特記事項以外)>

- ・介護事業主、特にトップ管理者の雇用管理に対する理解が乏しいという指摘。
- ・少子化、厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道を背景として介護福祉士等の養成施設において定員割れが生じている。
- ・定着においては賃金以外の要素もあることが窺えること。

### <対策の方向性>

## 1. 介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現

基本的な考え方

介護報酬の考え方

## 2. 介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善

雇用管理の必要性・重要性

処遇改善とキャリア管理の促進

安心・安全・働きやすい労働環境の整備

## 3. 介護労働者の確保及びマッチング等

教育機関・養成施設等との連携による人材確保

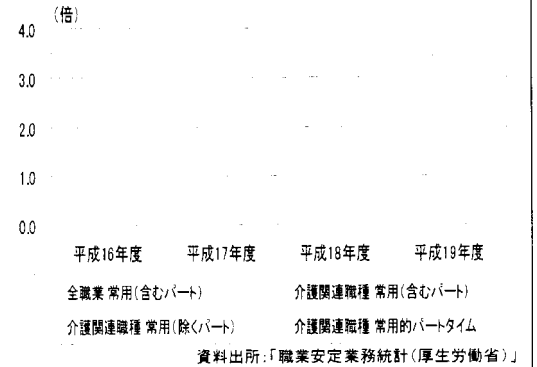
潜在的有資格者の掘り起こし

多様な人材の参入・参画

ハローワークを通じた福祉人材確保機能の強化

社会的評価の向上

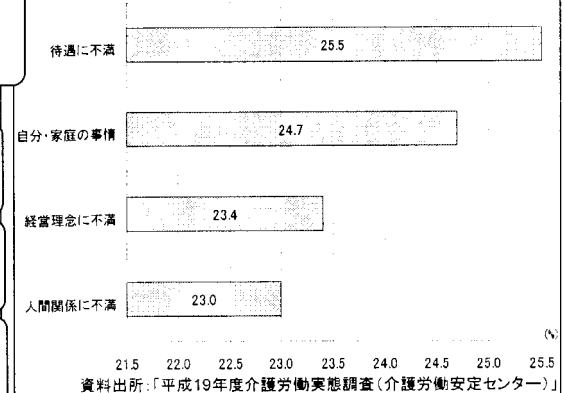
## 介護関連職種の有効求人倍率



### ・高まる人手不足感

→ 3年間で有効求人倍率は常用(含むパート)では0.96ポイント、常用的パートタイムでは0.86ポイントの上昇。特に非正社員等の人手不足が深刻。

## 主な離職理由



### ・「待遇」「人間関係」等に不満を感じ、離職する割合が高い。

→ この他、定着率が低い理由として研修・教育体制の整備不足や夜勤での人員配置過小による負担、重労働による腰痛等が原因として挙げられている。

# 対策の方向性について

## 介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現

### 基本的な考え方

介護労働者の需要拡大に伴い、質の高い人材を安定的に確保及び定着・育成させるために、介護分野における人手不足や離職率を改善し、安定的に人材を確保及び育成する仕組みの構築が重要。

### 介護報酬の考え方

介護労働については現状の賃金等の労働条件に様々な課題があり、今後の介護報酬の改定に際しては、如何にして安定的に人材を確保し、専門職として処遇し、その能力を高めていくかという観点から考慮して、検討がなされることを望みたい。

## 介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善

### 雇用管理の必要性・重要性

事業主に対する雇用管理についての普及啓発、事業主や施設長、サービス提供責任者等現場管理者や管理職に対する雇用管理等の研修の実施等、各種支援体制の強化。介護労働者に対する労働関係法令等の理解・普及の促進。また、事業主団体等を通じた中小規模の事業所の雇用管理改善の取組の促進、事務効率化の推進。

### 処遇改善とキャリア管理の促進

介護労働者の能力開発の促進とともに、仕事や能力、資格及び経験に見合う賃金制度の構築。また、能力開発制度の必要性、能力の伸長、個々の介護労働者の賃金、キャリア管理に反映させていく必要性について、事業主団体等の講習会を活用して啓発。

### 安心・安全・働きやすい労働環境の整備

様々な精神的・身体的・事務的業務負担の解消のため、安心・安全・働きやすい労働環境の整備が重要。具体的には、健康診断の徹底や腰痛対策の他、感染症対策やメンタルヘルス対策の推進。

腰痛対策に関しては介護補助器具等の積極的活用を図るための助成や腰痛予防の講習、腰痛発症者に対する支援等の推進。

精神的負担に対しては相談体制の整備・充実やメンタルヘルス対策等の促進。

介護労働者の定着には、コミュニケーションの充実が重要。

事務的業務等の簡素化・合理化、多様な就業形態に応じた介護労働者が働きやすい環境の整備。

特に女性の割合が高いことから、育児休業・介護休業の取得等女性が働きやすい職場にしていくことが必要。

## 介護労働者の確保及びマッチング等

### 教育機関・養成施設等との連携による人材確保

魅力ある仕事として評価されるよう、ハローワーク、福祉人材センター及び業界団体等と各教育機関・養成施設・福祉施設との連携、インターンシップや合同説明会等を通じ、求職者及び若年者に対して、介護の職場の理解を深めていくことが求められる。

### 潜在的有資格者の掘り起こし

潜在的有資格者の介護分野への就業意識の阻害要因等について調査・分析し、情報提供等により、有資格者が再び介護の現場で働けるよう、適切な対策を講じ、安定的・効果的に介護労働者を確保することが重要。

### 多様な人材の参入・参画

次世代の介護を担う人材として介護関連業務未経験者等を受け入れ、養成していくことが求められる。そのためには、介護労働者の仕事内容や役割、多様な働き方についての社会的理解を高め、介護関連業務未経験者から選択してもらえる職業となることが重要。

また、介護関連業務未経験者に対して多様な教育訓練機会の提供、事業主に対して様々な人材育成に係る負担軽減のための助成措置が求められる。

### ハローワークを通じた福祉人材確保機能の強化

ハローワークにおいては、人手不足の深刻な都市部を中心に、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施等、新たなサービス提供体制の整備、マッチング機能の強化を図る。また、関係団体とのネットワークを構築し、各機関の有するノウハウを活用し、多種・多様なサービスを効率的・効果的に提供し、安定的な福祉人材の確保の実現を図ることが求められる。

### 社会的評価の向上

介護・福祉分野に関する社会的評価及び国民の関心を高める観点から「介護の日」を設定し、介護保険制度等について国民から正しく理解され、介護労働者が専門職として、誇りややりがいを持って一生懸命働き続けられるよう努める。

# 介護労働者の確保・定着等に関する研究会

## 【 中間取りまとめ 】

平成 2 0 年 7 月

厚生労働省職業安定局

# 目 次

はじめに	1
第1 介護労働者の現状と課題	
1. 介護労働の特徴	
(1) 介護サービスの特徴	3
(2) 介護労働者の特徴と就業意識	4
2. 介護労働の現状と課題	
(1) 介護労働者数の動向	5
(2) 人手不足感の動向	8
(3) 常用労働者の賃金等の動向	10
(4) 入職理由	13
(5) 離職率等の動向	14
(6) 地域別分析	18
(7) 雇用管理等の動向	20
第2 今後の介護労働対策の方向性	
1. 介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現	
(1) 基本的な考え方	22
(2) 介護報酬の考え方	22
2. 介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善 ～雇用管理改善を通じて、魅力ある仕事として評価、選択されるための対策～	
(1) 雇用管理の必要性・重要性	23
(2) 介護労働者の処遇改善とキャリア管理の促進	24
(3) 介護労働者が安心・安全・働きやすい労働環境の整備	26
3. 介護労働者の確保及びマッチング等 ～必要なサービスを提供できる介護労働者を安定的に確保するための対策～	
(1) 教育機関・養成施設等との連携による人材確保	27
(2) 潜在的有資格者の掘り起こし	28
(3) 多様な人材の参入・参画	28
(4) ハローワークを通じた福祉人材確保機能の強化	29
(5) 社会的評価の向上について	29

参考資料

付属資料

## はじめに

我が国は 2005 年から人口減少に転じ、今後も少子化・高齢化という人口構成の変化を伴った人口減少が進展する見通しとなっており、この影響により、労働力人口も中長期的に減少傾向で推移することが見込まれる。<sup>1</sup>（参考資料 図 1）一方、高齢者人口の増加に伴い、国民の介護サービスへのニーズが増大していくと予想されている。

さらに、2000 年より開始された介護保険制度により、従来の「措置制度」から利用者が介護事業者と契約することでサービスを選択することができる「契約制度」へと移行し、介護サービスの需要が一層拡大するとともに、介護事業者は利用者に対してより質の高いサービスを提供することが求められることとなった。

このような状況を踏まえて、社会保障国民会議の中間報告において報告されているように、介護サービスの質の向上が重要であるが、現状では介護職員の確保が困難であり、介護サービスが国民のニーズに十分応えるよう機能するためには介護サービスの担い手の確保・定着・育成が不可欠である。<sup>2</sup>また、第 169 回通常国会で成立した、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」においても、「介護従事者の賃金水準等を勘案し、介護従事者の賃金等の処遇改善のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているところである。

さらに、介護サービスは、介護労働者が利用者に対して直接サービスを提供する労働集約的な産業であるとともに、介護サービスの特性から地域密着型の産業である。介護分野に従事する者は、介護という仕事に対するやりがいや希望を抱きながら職業生活をスタートする者が多くみられるが、その離職状況をみると、全産業の平均離職率<sup>3</sup>より介護全体の離職率は高くなっており、特に施設系では介護職員の定着が進まない状況となっている。<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 資料出所：厚生労働省 雇用政策研究会「すべての人々が能力を發揮し、安心して働き、安定した生活ができる社会の実現～本格的な人口減少への対応～」(2007 年 12 月)「2006 年の労働力率と同水準で推移した場合は 2006 年の労働力人口と比較して、2030 年で約 1,070 万人減少することが見込まれるが、各般の雇用対策を講ずることで、約 480 万人の減少にとどまることが見込まれる。」

<sup>2</sup> 資料出所：厚生労働省 「職業安定業務統計」介護関連職種の有効求人倍率(常用(含むパート))では地域差があるものの平成 19 年度において全国で 2.10 倍と人材確保が困難な状況となっている。

<sup>3</sup> 資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」事業所規模 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。

<sup>4</sup> 本中間報告では、介護保険サービスにおける施設については「施設系」ないし、「施設介護」と表記し、在宅については、訪問介護を中心に分析を行っていることから、「訪問系」ないし、「訪問介護」と表記することとする。また、「介護職員」とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う人をいう。「訪問介護員」とは介護保

このように介護分野は、少子化・高齢化の進展の中で、今後も一層のニーズの増大が見込まれる一方で、現状においては人材確保が困難な状況がみられるなど、介護サービスの基盤が揺らいでいると指摘されている。こうした状況を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のために、労働環境や処遇の在り方を含めた総合的な人材確保対策が最重要課題となっている。

このため、我が国の国民生活の基盤を支える介護という職業を、国民各層から尊重され、介護分野に従事する一人一人が、意欲・誇り、さらに、やりがいや希望を持って働くことができる魅力的な職業にしていくことが急務となっている。そのためには、基本的な雇用管理や処遇等を改善し、安定的な人材確保に努めていくこと、さらに、国民に対し、介護サービスが今後の少子化・高齢化を支える働きがいのある仕事であることについて理解を求めていくことが重要である。

こうした考え方のもと、当研究会においては介護保険事業に従事する介護労働者の確保・定着を中心に、我が国が重点的・効果的に取り組むべき政策の方向性について、各介護関係事業主団体・事業所等にヒアリングを行い、これらの結果を踏まえ、中間報告として取りまとめた。

今後、本中間報告を踏まえ、介護労働者の確保・定着に向けた的確な政策が展開され、その取組を通じ「介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会」が実現されることを期待したい。

なお、本中間報告にて取り扱うデータについては、脚注に記載がないものは（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」より引用。

---

険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う人をいう。

## 第1 介護労働者の現状と課題

### 1. 介護労働の特徴

#### (1) 介護サービスの特徴

介護保険制度が導入される以前は、介護サービスは老人福祉と老人保健の2つの異なる制度の下で提供されていた。そのうち、訪問系サービスは市町村(ホームヘルプサービス、外部委託可)と医療法人(訪問看護)、施設系サービスは、地方公共団体、社会福祉法人及び医療法人によって提供され、純粋な民間の事業としては家政婦による家事サービスが行われていた。

介護保険制度導入後は、株式会社やNPO法人などにおいても訪問系サービス等について参入の道が開かれ、介護サービス利用者数及び介護事業所数が全体として増加傾向にあるが、特に小規模な事業所や、事業開設後の経過年数も間もない事業所等においては、雇用管理が不十分な事業所も少なくない。

介護サービスの基本的な性格は究極的には人間同士のふれあいによってはじめて十分な満足感を得られるものだという点である。介護サービスは人が人に対して直接提供するサービスであり、サービスを受ける高齢者等は、住み慣れた地域においてサービスの提供を受けることを望む場合が多い。また、訪問系では効率性、生産性の観点から利用者宅までの移動距離を短くする必要もあること、施設系では利用者と家族とのつながりの観点等から、需要のあるところでサービスを提供する地域密着型の産業としての性格を持っている。

また、ヒアリングによれば、訪問介護に従事する者と施設介護に従事する者はたとえ同一の法人に属している場合においても、その間の人材の異動が少なく、訪問介護に携わっている者は訪問系だけ、施設介護に携わっている者は施設系だけに従事するケースが多いという特徴がある。

介護保険制度導入の理由の一つとして、「高齢者の多くは、できる限り住み慣れた家庭や地域で老後生活を送ることを願っており、こうした希望に応じて在宅介護を重視することが求められる。このため、一人暮らしや高齢者のみの世帯でもできる限り在宅生活が可能となるよう、24時間対応を視野に入れた在宅支援体制の確立を目指す<sup>5</sup>」ということが挙げられていたが、夜間介護は仕事として難しい面が多いことや、介護サービスにおける人材の異動が少ないことがあり、結果として介護労働者が異なる介護サービスに従事することを阻害しているのではないかという指摘もあった。

<sup>5</sup> 資料出所：平成7年7月26日の老人保健福祉審議会中間報告（新たな高齢者介護システムの確立について）



## (2) 介護労働者の特徴と就業意識

介護労働者の構成の特徴としては、様々な就業形態（正社員、非正社員（パート、契約社員、登録ヘルパー、派遣社員等））の労働者がみられ、その大きな特徴として、非正社員の占める割合が増加傾向にあり、介護労働者全体では約5割、訪問介護員については約8割を占めること等が挙げられる。（図表1）

また、女性労働者の割合が多いことから、女性が働き続けやすい職場作りへの支援を求める指摘があった。

さらに介護サービス別の従業員の就業形態をみると、施設系（入所型）では通常、常勤者によって対応される夜勤業務が不可欠であるため、正社員は64.2%となっているが、訪問系では正社員は26.9%と正社員割合が低く、主婦層を中心とする登録ヘルパー等の非正社員・短時間労働者の割合が多くなっている。

（参考資料 表1）このため、介護労働者の確保・定着を考えると、主婦パート層を中心とした訪問介護と正社員層を中心とした施設介護ではその属性が大きく異なり、平均値だけで判断することは難しいことに留意する必要がある。また、短時間労働者が多い訪問介護の特徴や夜勤の存在等、介護サービスの地域特性等により、通勤距離に制約があり、介護労働者の需給は比較的狭い労働市場において調整されている場合が多い。

一方、介護労働者の就業意識の特徴をみてみると、現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」と55.9%が回答しており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況である。（参考資料 表2～4）

(図表 1)

職種別従業員数(就業形態別、勤務形態別)

	当該職種のある事業所数	職種別従業員数合計				就業形態別従業員数									
		人数	(男)	(女)	(不明)	正社員			非正社員			非正社員の勤務形態別			
						計	(男)	(女)	計	(男)	(女)	(性別不明)	労働者	労働時間	勤務形態が不明
合計	4,468	110,939	15.2	82.8	2.0	46.7	24.5	75.5	52.3	6.7	89.4	3.9	22.7	67.1	10.2
訪問介護員	1,911	36,801	5.7	90.8	3.5	17.9	18.5	81.5	81.4	2.8	92.9	4.3	9.6	80.3	10.1
介護職員	2,580	46,857	21.0	77.7	1.3	56.5	28.0	72.0	42.8	11.7	85.4	3.0	41.1	49.2	9.7
看護職員	2,552	12,580	4.2	94.8	0.9	59.8	5.3	94.7	38.9	1.9	95.7	2.4	21.1	68.3	10.6
生活相談員	2,021	4,576	41.6	57.2	1.2	83.8	46.3	53.7	14.4	15.4	76.1	8.5	48.7	36.5	14.8
理学療法士及び作業療法士	691	1,978	46.9	51.7	1.4	57.0	46.2	53.8	40.4	48.2	48.3	3.5	10.9	76.5	12.6
介護支援専門員	2,889	8,147	19.2	79.0	1.8	77.3	21.9	78.1	19.8	7.7	83.1	9.1	37.8	47.6	14.6

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

※「不明」人数について

合計欄の不明人数：調査票で非正社員の勤務形態別欄にのみ記入された人数。(非正社員の性別不明と同じ)

就業形態別従業員数欄の非正社員の性別不明人数：調査票で非正社員の勤務形態別欄にだけに記入された人数。

非正社員の勤務形態別欄の不明人数：調査票で就業形態別の非正社員欄にのみ記入された人数。

## 2. 介護労働の現状と課題

### (1) 介護労働者数の動向

介護労働者数は平成12年の約55万人から平成18年で約117万人と約2倍に増加している。介護サービス別にみると、居宅サービス事業所に従事する介護労働者は平成12年で約31万人、平成18年で約85万人と約3倍になっている一方、介護保険施設に従事する介護労働者は平成12年で約24万人、平成18年で約32万人と毎年約1万人ずつの増加であり、居宅サービス事業所に従事する介護労働者が介護保険施設に従事する介護労働者に比べ、大きく増加している。(図表2)(参考資料 表5)

また、将来必要となる介護保険サービスに従事する介護職員の数については、平成16年の約100万人から、平成26年には約140~160万人に増加すると見込まれている。<sup>6</sup>

地域別にみると、平成18年の都道府県別の介護労働者数では東京都(95.4千人)、大阪府(88.5千人)、神奈川県(79.2千人)が多く、山梨県(7.7千人)福井県(7.5千人)、鳥取県(6.7千人)が少なくなっている。各都道府県

<sup>6</sup> 資料出所：厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて(2007年8月)

においても、介護労働者数は総じて増加しているものの、平成 16 年から平成 18 年にかけての増加率をみると、介護労働者数の上位 3 都府県の増加率は 20.5%、下位 3 県は 15.7%と約 5 ポイントの差がみられる。(参考資料 表 6)

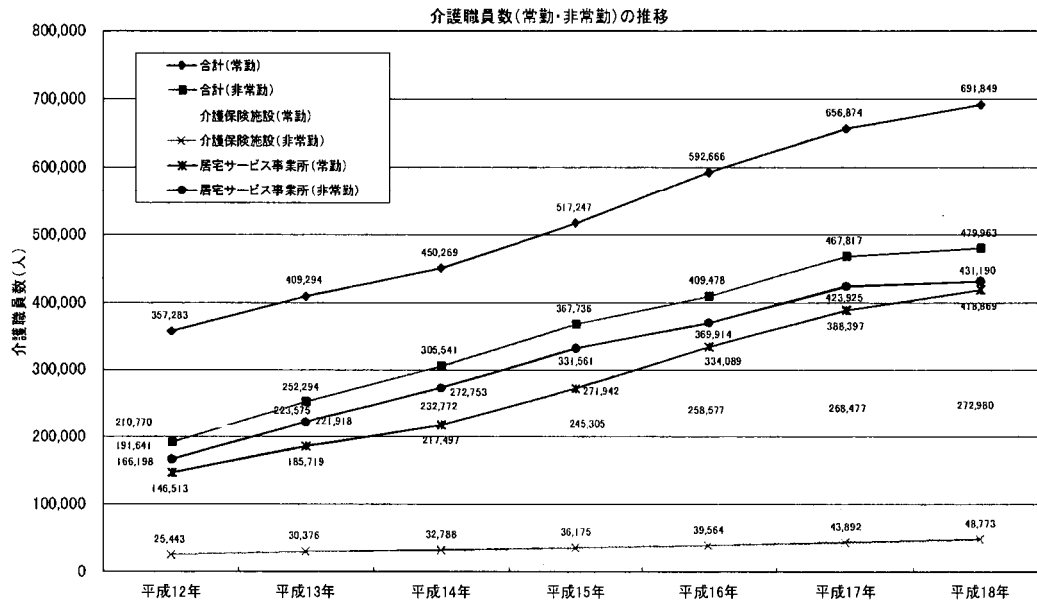
一方、介護福祉士の国家資格を取得している者、約 47 万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従事している者は約 27 万人に留まっており、いわゆる「潜在的有資格者」が多数存在している。<sup>7</sup> 今後、介護福祉士だけでなく、ホームヘルパー 2 級等を含めて、「潜在的有資格者」の動向や就業意識等の検証を実施し、有資格者が再び介護の現場で働くことができるよう、対策を講ずる必要がある。

また、若年人口の減少、介護労働者の厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道等を背景として、介護福祉士等の養成施設においては定員割れが相次いでいる。私立大学の平成 19 年の定員充足率は健康福祉学部では 98.8%、社会福祉学部では 98.6%と 100%を切っているものの、概ね定員を確保できている状態であるが、私立短期大学では、平成 19 年の定員充足率は 69.7%で平成 16 年から平成 19 年にかけて約 26%低下しており、さらに、ヒアリングにおいては、専門学校が、定員数を大きく下回っており、最も深刻な状況となっているとの指摘があった。(図表 3-1) さらに、介護福祉士養成校から介護関連分野への就職率の動向をみると、平成 16 年では 88.3%だが、平成 19 年には 86.4%となっており、介護関連分野への就職率は減少傾向となっている。(図表 3-2)

また、ヒアリングにおいて、本人が介護分野を志しても、高校の先生や親が反対するとの指摘があったが、ハローワークにおけるにおいて実施した、普通高校の進路指導教諭に対するヒアリングにおいては、「介護分野を希望する生徒には積極的にサポートする」が 63.4%である一方、「適性をみて勧めることもあるが、介護分野の現状を十分説明する」が 64.1%、「介護分野を希望しない生徒、迷っている生徒にあえて勧めることはしない」が 33.1%となっている。なお、委員からは、介護福祉士等の養成施設を卒業する段階ではなく、高校から進路を選択する段階での介護分野への誘導が重要との指摘があった。(参考資料 介護労働者に係るヒアリング(進路指導教諭に対するヒアリング結果))

<sup>7</sup> 資料出所：厚生労働省「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて(2007年8月)

(図表 2)



資料出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

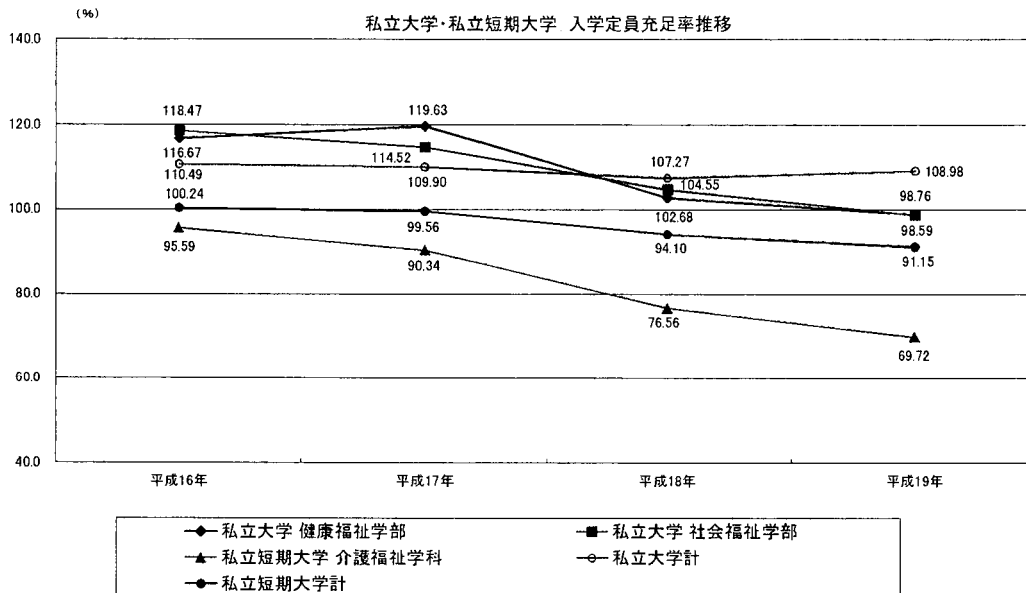
※介護職員数は実員数

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を行っている者、短時間労働者のパートタイマー等。)

※介護保険施設は「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」に勤務する介護職員数を集計したもの。

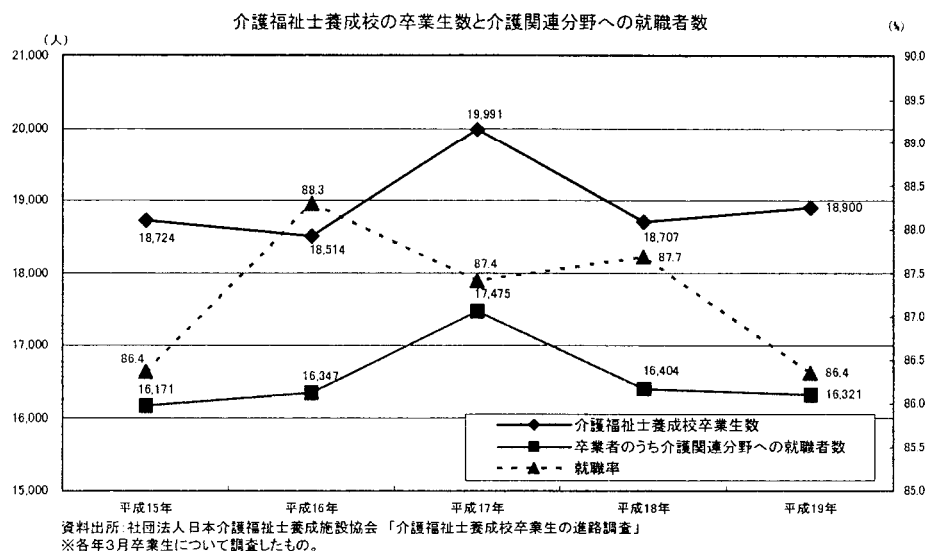
※居宅サービス事業所は、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「特定施設入所者生活介護」に勤務する介護職員数を集計したもの。

(図表 3 - 1)



資料出所：日本私立学校振興・共済事業団 私学経営相談センター「私立大学・短期大学等入学志願動向」

(図表3-2)



## (2) 人手不足感の動向

介護職種別の労働者の過不足状況を見ると、「不足している」とする事業所が「訪問介護員」は75.2%、「介護職員」は55.7%となっており、訪問介護員で約20ポイント高くなっている。(参考資料 表7) さらに「人手不足の実態に関する調査研究」<sup>8)</sup>においても、「社会保険・社会福祉・介護事業」では、人材が不足しているとするところが79.0%と不足感が強く、また、3年前と現在を比較した人手不足感においては、中小企業とともに医療・福祉で「不足感が強くなった」とする企業の割合が大きくなっている。

(参考資料 図2～図4)

また、有効求人倍率で見ると、介護関連職種常用(含むパート)の全国平均は平成16年度で1.14倍、平成19年度で2.10倍と3年間で0.96ポイント上昇、また、常用的パートタイムでは平成16年度で2.62倍、平成19年度で3.48倍と3年間で0.86ポイント上昇と人手不足感が高まっており、特に非正社員等の人手不足感は深刻な状況となっている。(図表4)

さらに、平成19年度の都道府県別有効求人倍率を見ると、平成15年から全体の雇用情勢が改善している中で、介護関連職種(常用(含むパート))では、最も高い東京都及び愛知県が3.52倍である一方、最も低い沖縄県が

<sup>8)</sup> 資料出所：株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究」2008年3月

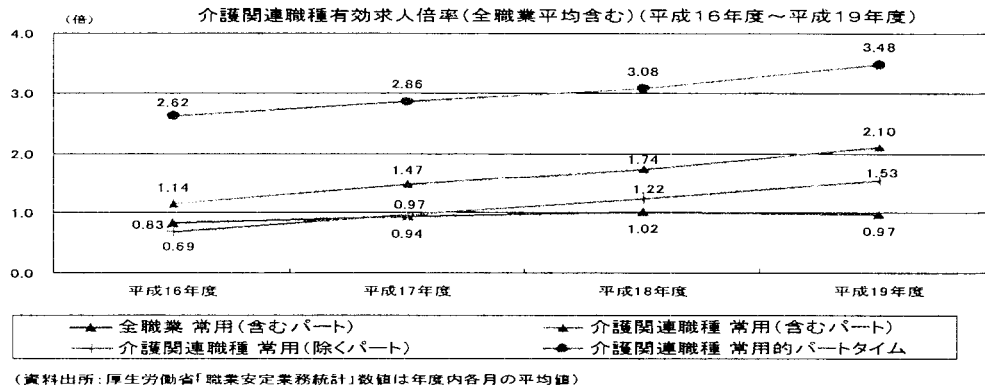
0.78倍であり、地域差が大きい状況である。(参考資料 表8)

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 訪問介護員の短時間労働者における1ヶ月間の実労働時間をみると、80時間未満の割合が73.1%となっており<sup>9</sup>(参考資料 表9)、その背景には、税・社会保障の制度上の問題等により、労働時間の調整を行っている者もいると考えられるが、これらの者の労働時間を増加させることで労働力の確保に繋がるのではないかと指摘もあった。一方、そもそも働き方については、短時間の就労しか希望しない者がいることに留意する必要があること、また、働きたいと希望する者が働けなくなっている阻害要因を取り除く必要があるとの指摘があった。
- ・ 各団体から、現状において介護労働者が「不足している」という指摘とともに、特に大都市圏においては「募集しても応募者がいない(新聞折込広告をしても4週間一件も応募がなかった)」、「募集コストが高い(一人当たり50万円かかった)」等の指摘があった。
- ・ 特に大都市圏では、常勤労働者が離職した場合、即座に人員を確保できない状況にあり、派遣社員を利用せざるを得ないという指摘があった。それを踏まえて、派遣労働者の受入れについてみると、「派遣を受け入れている」が9.3%、「派遣を受け入れていない」が88.5%と圧倒的に「派遣を受け入れていない」が多い状況であるものの、介護サービス別でみると、訪問系が3.5%であるのに対し、施設系(入所型)は21.8%と高くなっている。さらに事業所規模別でみると、4人以下の0.4%から100人以上の23.0%まで段階的に増加している。(参考資料 表10)

<sup>9</sup> 資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成18年度)」

(図表 4)



### (3) 常用労働者の賃金等の動向

賃金水準は業務内容や勤続年数等を勘案し、事業主と従事者の間の契約で決められるものであるため、その高低について一概に比較・解釈することは困難であるが、賃金構造基本統計調査<sup>10</sup>により、常用労働者の平均賃金をみると、福祉施設介護員(男性)の所定内給与額は213.6千円であり、男性労働者平均(全産業)336.7千円と比べ、約12万円の差がみられる。また、福祉施設介護員(女性)の所定内給与額は193.7千円であり、女性労働者平均(全産業)225.2千円と比べ、約3万円の差がみられる。(参考資料 表11)さらに、訪問介護員についても同様の傾向がみられ、勤続年数の相違はあるが、常勤の介護労働者は男性・女性ともに低い水準にあると言える。

ヒアリングにおいても、現在生じている問題として、介護サービスにやりがいを感じているものの、将来、家族を養っていくことができないという理由から、結婚を機に退職する男性労働者が増加しているとの指摘があったが、一方、男女にかかわらず、仕事や能力、経験に応じた賃金制度が必要との指摘が委員からあった。また、年収ベースで男性労働者の賃金カーブをみると、賃金上昇率が他の産業と比べ低くなっている。(図表5-1、5-2)<sup>11</sup>

<sup>10</sup> 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について集計したもの。

注2:一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。

注3:常用労働者とは①期間を定めずに雇われている者、②1か月を超える期間を定めて雇われている者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前月、前々月にそれぞれ18日以上雇われた者のいずれかに該当する労働者をいう。

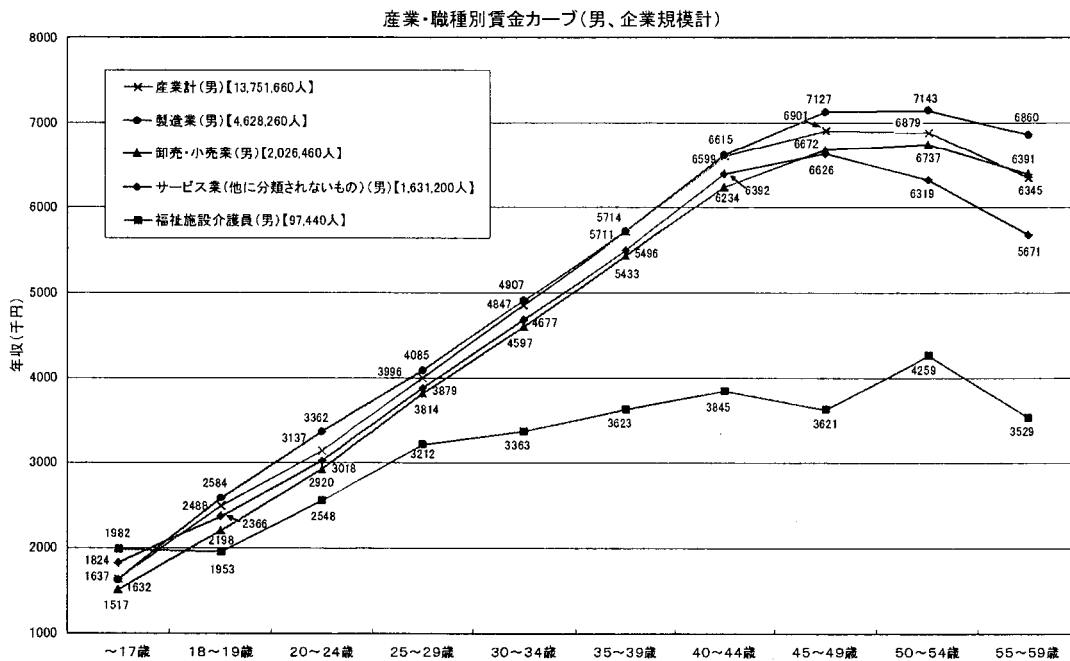
<sup>11</sup> 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

注1:事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 訪問介護では、他人の家庭に入って仕事をする困難さなど、負担が大きい割には賃金が低いという指摘もあったことから、女性の介護職種賃金を他の産業と比べると、必ずしも低くはないが、医療分野の他の専門職と比較すると、相対的に低くなっている。賃金の低さを強調することはかえってマイナスになりかねないのではないかと指摘と専門職として考えるとやはり低い水準であると言わざるを得ないという指摘があった。(図表6-1、6-2)
- ・ ケアマネジャーの年収は民間企業だと約350万円との指摘があり、単独で家族を養うのは困難であるとの指摘があった。

(図表5-1)



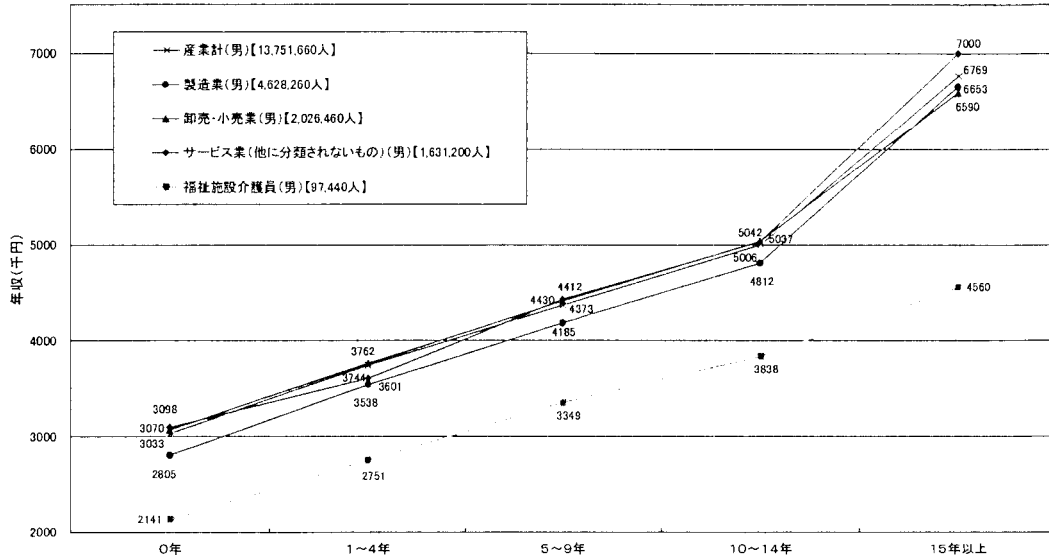
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したものである。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(「年収」=「きまって支給する現金給与額」又は「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 注2：一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。



(図表5-2)

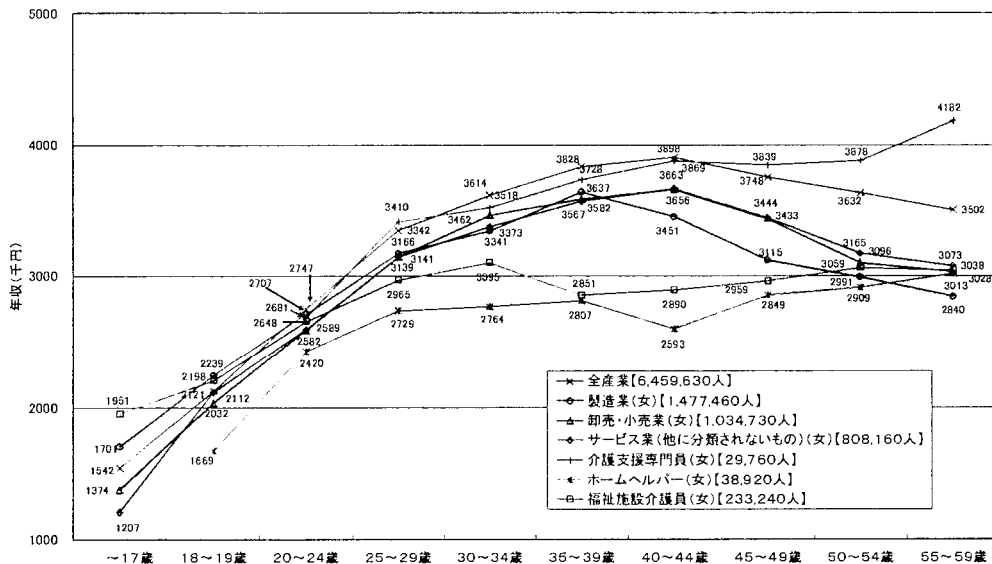
産業・職種別、勤続年数・経験年数別賃金カーブ(男)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※年収＝所定内給与×12ヶ月＋特別給与額  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。  
 ※横軸は、福祉施設介護員については「経験年数」、その他については「勤続年数」である。

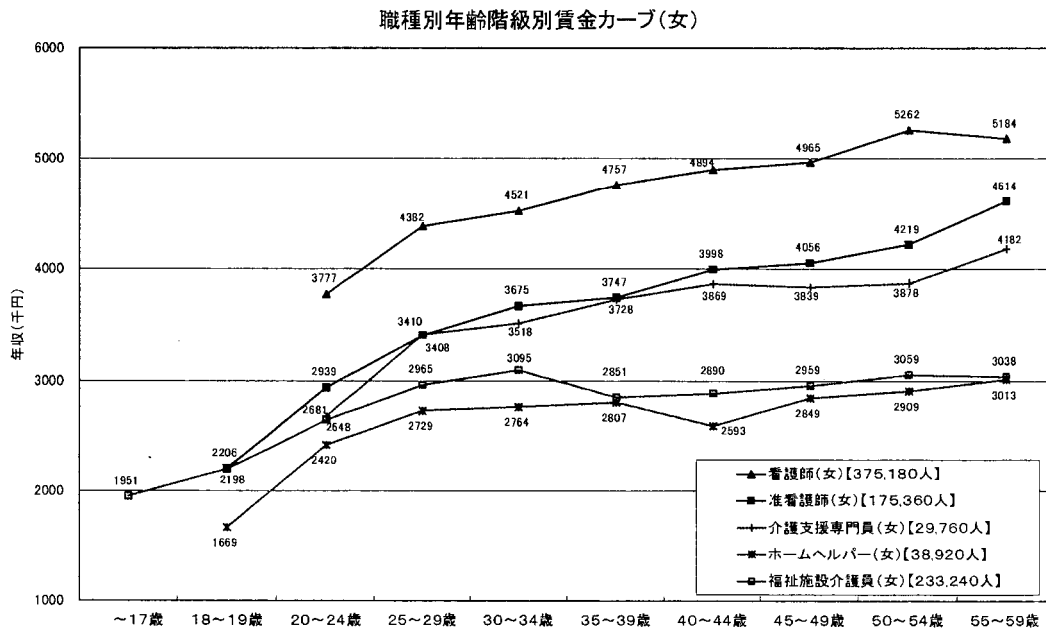
(図表6-1)

産業・職種別賃金カーブ(女、企業規模計)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※年収＝きままって支給する現金給与額×12ヶ月＋特別給与額  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

(図表6-2)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
※年収=きままって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額  
※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(億円)した労働者の数である。

#### (4) 入職理由

介護労働者が現在の仕事を選んだ理由として「働きがいのある仕事だから」が55.9%となっており、現在の仕事の満足度においても「仕事の内容・やりがい」に満足している介護労働者の割合は55.0%と高い水準にある。しかし、労働条件等の悩み、不安、不満等では「仕事内容のわりに賃金が低い」が49.4%、「業務に対する社会的評価が低い」が38.4%と高くなっており、入職時及び現在の仕事内容に関しては「働きがい・やりがい」に満足しているものの、「賃金や社会的評価」に対する不満が高まっている状況となっている。このため、介護労働者の賃金に対する不満を解消し「働きがい・やりがい」を失わないような賃金制度の導入等の雇用管理改善を図っていく必要がある。また、社会的評価が低いという不満については、国民各層から魅力的な職業として仕事内容や役割に即した社会的評価が得られるよう、介護という職業に対する理解を進めていく必要がある。

ハローワークにおいて前職が介護関係職種であった求職者に対するヒアリングを行った結果、福祉系大学等に在学中の介護に対するイメージと比

べて介護の職場で実際に働いた結果、ギャップを感じたと回答した者は68.6%となっている。よい実感としては「やりがいのある仕事である」、よくない実感としては「精神的・体力的にきつい」、「仕事内容の割に賃金が低い」がそれぞれ高くなっている。また、現在の希望就職先を聞いたところ「介護分野に就職したい」が51.9%、「条件次第では介護分野に就職したい」が24.6%となっている。(参考資料 介護労働者に係るヒアリング(求職者に対するヒアリング結果))

## (5) 離職率等の動向

### ア 介護分野全体

正社員・非正社員の定義が異なるため一概に比較・解釈することは困難であるが、全産業の平均離職率<sup>12</sup>と介護職員及び訪問介護員の離職率を比較してみると、全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、介護職員及び訪問介護員全体の離職率は21.6%と約5ポイントの差がみられる。なお、離職者のうち、勤続1年未満で退職した介護職員及び訪問介護員の割合は約40%、勤続3年未満だと約75%となっている。(参考資料 表12)

しかし、離職率の分布をみると、事業所単位の離職率が10%未満で安定している事業所と30%以上となっている事業所の割合が高くなっており、離職率の高い事業所と離職率の低い事業所が併存している。(図表7-1) 離職率が安定し、質の高いサービスを提供している事業所においては、魅力ある職場づくりを実現できる現場管理者の育成が重要であるとしていることから、<sup>13</sup>離職率の低い事業所の取組についての情報収集及び好事例の周知に努めるとともに、離職率の高い事業所に対する雇用管理改善対策が求められる。

### イ 訪問系

全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、訪問介護員は16.9%とほぼ同水準であり、離職者のうち、勤続1年未満の者の割合は29.6%となっている。

<sup>12</sup> 資料出所：厚生労働省「雇用動向調査(平成18年)」事業所規模5人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用労働者について集計したもの。「正社員」「非正社員」は、常用労働者のうち、それぞれ「一般労働者」、「パートタイム労働者」のことをいう。

<sup>13</sup> 資料出所：「訪問介護員の定着促進に向けて」『月刊福祉』November2007 P29～P32

全産業の正社員の男女割合と介護分野の正社員の男女割合は明らかに異なっているため、一概に比較・解釈はできないが、就業形態別にみると、正社員では全産業の離職率は13.1%であるのに対して訪問介護員は18.2%と高くなっている。一方、非正社員では、全産業は26.3%であるのに対して訪問介護員は16.6%と10ポイント低くなっている。<sup>14</sup>

また、介護労働者の定着についてみると、「定着率が低くて困っている」とする訪問系の事業所は19.3%となっている。

訪問系では、非正社員の離職率は他の産業と比べても低いが、これは短時間労働者の離職率が低いことを反映したものである。一方、正社員については、事務的業務や利用者の様々なニーズに応じた対応等を行わなければならない、その結果として、正社員への負担が大きくなり、労働時間も長くなっていることなどが理由と考えられる。また、ヒアリングにおいては、利用者の家庭に入って介護サービスを提供することから、施設系とは異なったストレスがあるという指摘もあった。

## ウ 施設系

全産業の平均離職率は16.2%であるのに対して、夜勤の人員配置では、基本的には常勤労働者が対応していること等から、介護職員の離職率は25.3%と約9ポイント高くなっており、特に勤続1年未満の離職が43.9%であり、訪問介護員と比べて介護職員の方が早期離職する割合が高い。

就業形態別にみると、正社員では全産業の離職率は13.1%であるのに対して、介護職員は20.4%と高くなっている。非正社員の離職率では、全産業は26.3%、介護職員は32.7%であり、介護職員は約6ポイント高くなっており、特に非正社員の常勤労働者の離職率が34.0%と高くなっている

介護労働者の定着についてみると、「定着率が低くて困っている」とする事業所は34.0%となっており、介護施設における介護職員の職場への定着が大きな課題となっている。(図表7-2)

## エ 離職理由とその背景

離職理由をみると、「待遇（賃金、労働時間）に不満があったため」、「自分・家庭の事情（結婚・出産・転勤等）のため」、「法人や事業所の経営理念や運営のあり方に不満があったため」、「職場の人間関係に不満があった

<sup>14</sup> 訪問介護員及び介護職員における「正社員」とは雇用期間の定めがない労働者のうちパートタイム労働者などを除いたものであり、「非正社員」とは正社員以外のパートタイム労働者などをいう。

ため」などによる離職が高くなっている。(参考資料 表13) 具体的には、労働時間等を含む労働環境への不満や、入職者に対する研修・教育体制の整備不足、夜勤での人員配置過小による精神的・体力的負担、重労働による腰痛などが原因として挙げられている。「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査」<sup>15</sup>においては現在腰痛など(首や肩、腕などの凝りや痛み)があるとするものは69.9%おり、そのうち、腰部の痛みがあるとするものは90.1%にのぼる。(参考資料 図5、図6) これらの現状を踏まえ、早急に労働環境の改善を図り、介護労働者の意欲低下を解消することで早期離職を防がなければならない。早期離職者の防止、定着促進の方策としては、職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図ることが有効とされており、ヒアリングにおいても同様の指摘がなされている。

(ヒアリング等における指摘事項)

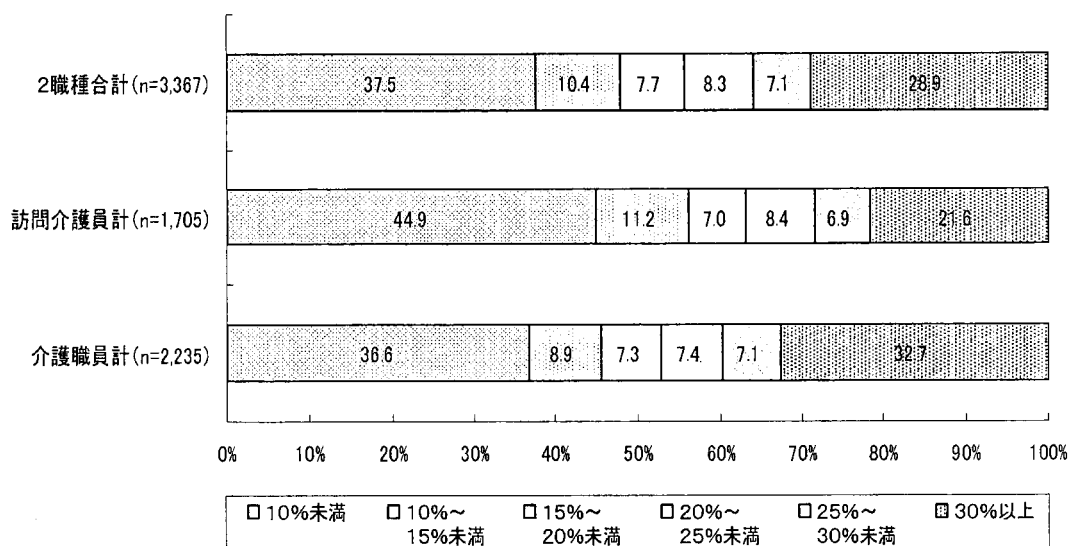
- ・ 次のように一部の残った正社員に過重に負担がかかり、オーバーワークやバーンアウトを理由に離職するものも少なくなく、また、下記①～④のような状況をみている非正社員は、将来的には介護労働をやりたい、と考えていながらも、正社員への道を進もうとしないとの指摘があった。
  - ① 訪問系においてサービス提供責任者になった場合、シフト管理等の事務的業務を行いながらも、時間帯によってはサービス提供に穴をあけることができないことから、訪問介護サービスも行い、その結果として、恒常的に残業が発生する。
  - ② 訪問系においては、早朝と夕方の食事時間帯に需要が集中する一方で、登録ヘルパーのシフト面や人材確保の問題から、正社員に負担が集中する。
  - ③ 施設系においては、一般的には夜勤は好まれないとされている中で、正社員に負担が集中する。
  - ④ 訪問系・施設系共通であるが、土日や祭日に負担が正社員に集中する。

<sup>15</sup> 資料出所：介護職員の腰痛対策等健康問題に係わる福祉用具利用研究会「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査」(平成20年3月)有効回答数は1,146人。

- ・ 夜勤の人員配置の問題で看護職が常駐できる体制になっていない事業所もあり、介護職員がやむを得ず医療行為をしなければならない状況がみられ、介護職員にとっては大きな精神的負担になっているとの指摘があった。
- ・ 管理職に対するマネジメントの養成研修がほとんどないことや、利用者と直接、接するヘルパー業務を希望していた管理職の業務内容に対するミスマッチ等から、事業所の中核を担う介護労働者の離職が見られるとの指摘があった。

(図表 7-1)

離職階級別にみた事業所の割合(職種別)



資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(図表 7-2)

離職の状況	
○ 介護職員の離職率は、全産業と比較して正社員において高い。	
○ 職員の定着率が低いと回答している事業所は、訪問系よりも施設(入所)系の事業所が多い。	

(1) 離職率

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	16.2%	13.1%	26.3%
介護職員	21.6%	20.4%	32.7%
訪問介護員		18.2%	16.6%

資料出所：全産業は厚生労働省「雇用動向調査結果(平成18年度)」

介護職員及び訪問介護員は(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(2) 従業員の定着状況

	定着率が低くて困っている	定着率は低いが特に困っていない	定着率は低くない
訪問系	19.3%	5.2%	69.1%
施設(入所)系	34.0%	9.4%	55.1%

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

## (6) 地域別分析

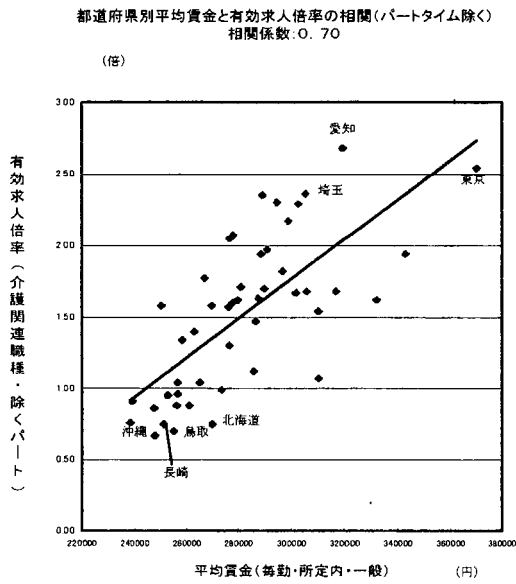
都道府県別の有効求人倍率(介護関連職種(常用))と都道府県別の平均賃金の関係を見ると、パートタイム除く、パートタイムともに強い正の相関がみられ、全産業の平均賃金水準が高く、市場賃金が高い都道府県において人材を確保することが困難となっていると考えられる。(図表 8-1, 8-2)<sup>16</sup>

<sup>16</sup> 資料出所：有効求人倍率については厚生労働省「職業安定業務統計(平成19年度)」、平均賃金については厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

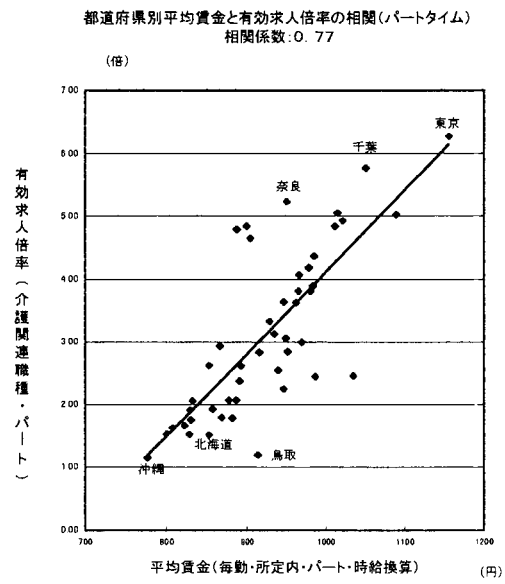
注1：平均賃金については5人以上の常用労働者を雇用する事業所の常用雇用者(一般労働者、パートタイム労働者)について所定内給与額を集計したもの。

注2：有効求人倍率について介護関連職種とは「福祉施設指導専門員」、「福祉施設寮母、寮夫」、「その他の社会福祉専門の職業」、「家政婦(夫)」、「ホームヘルパー」をいう。

(図表 8 - 1)

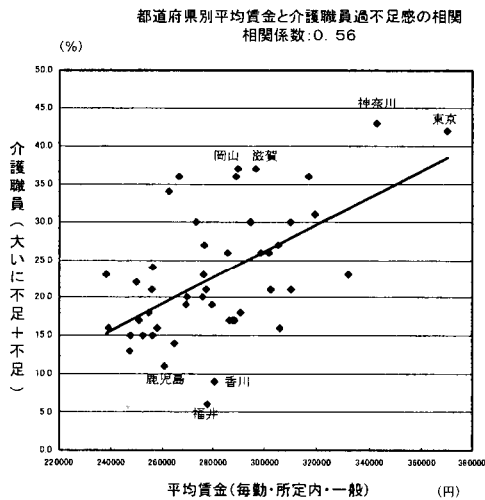


(図表 8 - 2)

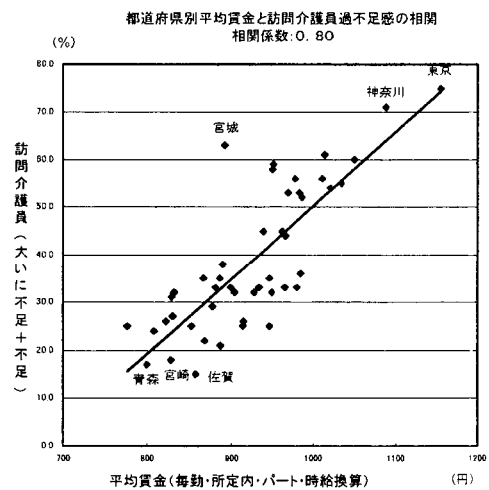


また、都道府県別平均賃金と介護労働者の過不足感の相関では、介護職員では中程度の正の相関がみられ、訪問介護員では強い相関がみられる。  
(図表 9 - 1, 9 - 2)<sup>17</sup>

(図表 9 - 1)



(図表 9 - 2)

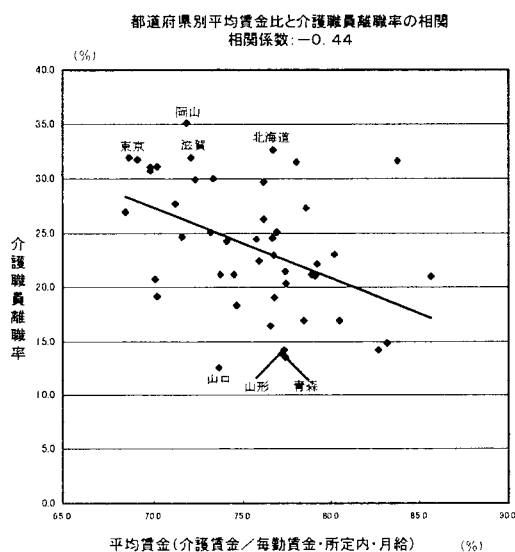


<sup>17</sup> 図表 9 - 1, 図表 9 - 2 の過不足感については指定介護サービスを実施する事業所のうち、訪問介護員、介護職員のいる事業所について過不足の状況を集計したもの。

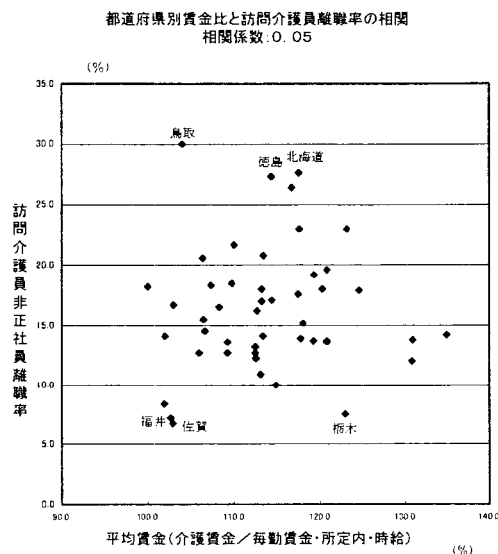


一方、離職理由と賃金との関係を見るため、都道府県別の全産業平均賃金と介護分野の平均賃金の比と都道府県別の離職率の相関をとると、介護職員については中程度の負の相関がみられ、訪問介護員についてはほとんど相関がみられず、賃金以外の雇用管理や人間関係による離職が考えられる。(図表 10-1、10-2)<sup>18</sup>

(図表 10-1)



(図表 10-2)



以上のことから、介護労働者の確保のためには、他の産業との賃金の比較が重要な要素となっているが、介護労働者の定着においては賃金以外の要素もあることがうかがわれ、雇用管理改善等の介護労働者の定着に求められる要素を分析し、対策を講じる必要がある。

## (7) 雇用管理等の動向

雇用管理等については、前述している賃金及び処遇に関することも含めて、本来、事業主が自ら積極的に取り組んでいかなければならないものである。また、この点に関連して、福祉業界全般としてみると、雇用管理の取組が未だ十分でなく、改善の余地があるという指摘があったところである。

<sup>18</sup> 図表 10-1、図表 10-2 の離職率については、介護職員について正社員・非正社員計の離職率を集計したもの。

事業所における人材育成の取組として「自治体や業界団体が主催する教育・研修に積極的に参加させている」が52.6%で最も高くなっている。しかし、「能力向上が認められた者は配置や処遇に反映している」とする事業所は27.7%であり、約7割の事業所は能力向上が認められた場合でも処遇等に反映されていない状況となっており、事業所規模別においては、規模が小さいほど能力向上が処遇等に反映されていない状況となっている。（参考資料 表14）さらに、早期離職防止や定着促進のための方策として「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている」が60.1%で最も高いものの、「能力や仕事ぶりを評価し、配置や処遇に反映する」は33.2%であり、約2/3の事業所が能力や仕事ぶりが処遇等に反映されない状況である。介護サービス別においては施設系（入所型）は39.6%であるのに対して、訪問系が29.5%と約10ポイントの差がみられ、事業所規模別においては規模が小さいほど能力や仕事ぶりが処遇等に反映されていない状況となっている。（参考資料 表15）

また、非正社員を対象とした就業規則の作成状況をみると、全体では「作成している」が69.2%、「作成していない」は16.1%であった。介護サービス別にみると、訪問系は「作成している」が66.3%、「作成していない」が16.0%であるのに対して、施設系（入所型）は「作成している」が79.4%、「作成していない」が14.1%となっている。規模別にみると、規模が大きくなるに従い、就業規則を作成しているとする事業所が段階的に増加している。（参考資料 表16）

その他の項目においても、自治体等が主催する研修への積極的参加や、職場内でのコミュニケーションの円滑化等については、半数以上の事業所で実施しているものの、能力向上や仕事ぶりが処遇等に反映されていない事業所が多く、適切な評価による賃金やキャリアアップ等の仕組みの構築が必要である。

また、運営上の課題として、「経営（収支）が苦しく労働条件や労働環境改善ができない」とする事業所が介護分野全体で41.5%あり、特にNPO法人は社会福祉協議会以外の社会福祉法人や医療法人などと比べて、事業所規模も小さく、経営（収支）が苦しく労働条件や福祉環境の改善をしたくてもできないとする割合が4割を超える。（参考資料 表17）

## 第2 今後の介護労働対策の方向性

### 1. 介護労働者が意欲と誇りを持って働くことができる社会の実現

#### (1) 基本的な考え方

今後、介護労働者の需要はますます拡大していき、また、介護サービスの質もより高いレベルが求められている。これらに対応していくためには、質の高い人材を安定的に確保していくことに加え、定着・育成を図ることが求められる。

介護サービスではサービス利用のニーズが集中する時間帯があること（食事等）等、1日の中の時間単位で必要人員が大きく変わることで、施設系においては夜勤が必須であること等の特徴がある。その中で、介護事業主は正社員として長期間に渡っての就労を希望する者、短時間労働者としての就労を希望する者等、自らのライフスタイルに合わせて多様な就業形態を選択する介護労働者を活用することが必要である。

一方において、介護サービスは対人サービスという特性により機械化には限界があることや、今後、少子化・高齢化が進展し、サービスの需要がますます増大していく中で、生産性の向上や事業展開のあり方（事業所の規模、事業所数や事業の種類）等の観点を踏まえ、検討を進めていく必要があるとの指摘があった。

このため、これらの課題に対応して、適切な対策を講じていくためには、介護分野における人手不足や離職率を改善し、安定的に人材を確保及び育成する仕組みの構築が重要となっている。

#### (2) 介護報酬の考え方

ヒアリングにおいて、①第1で述べたように、約4割が経営難により労働条件及び福利環境の改善が困難としていることや、②介護報酬が低すぎるために仕事や能力、資格や経験に応じた賃金管理ができないといった問題が生じていることが指摘された。介護サービスの質の維持向上のためには人材の量的・質的確保、その定着及びそのための効果的な雇用管理が求められており、それらを踏まえ、適切な介護報酬の改定が必要であるという意見が多く寄せられた。このほか、2度にわたる介護報酬のマイナス改定が経営に深刻

な影響を与え、賃金を高くできなくなった結果、職員の流出を招き、新規職員も採用できないとの指摘があった。また、事務的業務が増加しているため、事務職員を配置できるような介護報酬にする必要があるとの指摘も多くなされた。

一方、介護報酬が切り下げられる前も介護労働者の賃金は現在とほとんど変化はなく、労働市場の逼迫が賃金引上げ及び雇用管理改善につながる契機になるのではないかと指摘もあった。

このように介護労働については現状の賃金等の労働条件に様々な課題があり、今後の介護報酬の改定に際しては、如何にして安定的に人材を確保し、専門職として処遇し、その能力を高めていくかという観点を考慮して、検討がなされることを望みたい。

## 2. 介護労働者の定着・育成に向けた雇用管理改善 ～雇用管理改善を通じて、魅力ある仕事として評価、選択されるための対策～

介護事業主は介護労働者の賃金制度、キャリアパス<sup>19</sup>の設定や、適正な人事評価、夜間における人員配置、福利厚生の実施等、幅広く雇用管理改善を行っていく必要がある。その際、介護分野においては様々な就業形態の労働者がいることから、その適切な組合せを考える必要がある。

### (1) 雇用管理の必要性・重要性

介護サービスは介護保険制度導入前は措置制度、医療保険制度、一部はボランティアによって提供されてきたが、そのような状況の下で、介護事業主、特に経営者のトップに雇用管理、労働関係法令の十分な理解に欠けているところがあり、雇用管理の重要性の認識・理解を改めて深めることが不可欠であるという指摘があった。

「第1 介護労働者の現状と課題」でみたように、人材育成の取組やコミュニケーションの円滑化等の雇用管理については早期離職防止等の観点から有効であるが、一方では、非正社員を対象とした就業規則の作成率が低いなど、基本的な雇用管理がなされていない事業所も少なくない。このため、労働基準法、労働安全衛生法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

<sup>19</sup> キャリアパスとは、仕事の経験を積みながら能力・地位の向上のため、職場や職種を異動する経歴のこと。

等、労働関係法令の遵守がなされるのは当然であるが、適切な雇用管理がなされるよう、雇用管理についての普及啓発を図るとともに、事業主や施設長、サービス提供責任者等をはじめとした現場管理者や管理職に対する雇用管理等の研修の実施等、各種支援体制の強化を図っていくことが求められる。あわせて、介護労働者に対しても労働関係法令等の理解・普及を促進することが重要となる。

特に中小規模の事業所や訪問系における基本的な雇用管理の周知・徹底に力を入れる必要があると考えられるが、事業主団体等を通じて中小規模の事業所の雇用管理改善の取組を促進するとともに、併せて事務の効率化も推進する必要がある。

## (2) 介護労働者の処遇改善とキャリア管理<sup>20</sup>の促進

介護労働者の現状においては、仕事に対してやりがいがあるものの賃金等の処遇の問題により、将来的には希望や誇りを持って働き続けていくことが困難な状況になっていることがヒアリングにおいても指摘された。

賃金については、労使間の話し合いで決定されるべき事項ではあるが、介護事業主にとって安定的に人材の確保・定着を図り、その能力を高めつつ、介護労働者にとって意欲と誇りを持って働き続けることができるようにするためには、仕事や能力、資格及び経験に見合う賃金制度及びキャリアパスの構築を図り、地域や他の分野における労働者の賃金水準等を踏まえ、適切な賃金水準が確保されることが望ましい。

さらに、個々の介護労働者の賃金の決定に当たっては、的確な人事評価や職務に応じた処遇等を基に個々の介護労働者のキャリア管理を行っていくことがやりがいや誇りにつながり、「将来に展望を持てる」意欲となり、介護労働者の定着に結びつくものと考えられる。

また、キャリア管理と介護サービスの関係においては、「ヘルパーの能力開発と雇用管理」<sup>21</sup>によれば、介護業務の通算経験年数が長くなるほど、介護能力得点<sup>22</sup>が上昇するという結果が得られており、早期離職を防ぎ、勤続を重ねることで、サービスの質の向上につながるものと考えられる。(参考資料 表18)

<sup>20</sup> キャリア管理とは、就労ニーズに対応した多様なキャリアパスの構築のために評価基準を策定し、人事諸制度との関連付けを行い、労働者の配置・処遇に結びつけること。

<sup>21</sup> 資料出所：「ヘルパーの能力開発と雇用管理（2006年）」佐藤博樹、大木栄一、堀田聡子

<sup>22</sup> 「介護能力得点」とは介護サービスのかかわる業務のうち、①身体介護、②生活援助、③訪問介護サービスを提供するうえで、必要な利用者及び家族と職場における人間関係構築の能力について対象とし、「食事介助」や「清拭」といった介護業務ごとに項目を設け、それらの習熟度を得点化したもの。

なお、賃金やキャリア管理をはじめとした上記の課題については、ヒアリングにおいてもコミュニケーションの重要性、キャリア管理の重要性が指摘された。

このため、介護労働者の能力開発を促進するとともに、仕事や能力、資格及び経験に見合う賃金制度を構築し、能力や仕事ぶりを的確に評価することが必要である。具体的にこれらを実現するためには、現場管理者等のマネジメント能力を高めることが重要である。また、能力開発制度の必要性及び能力の伸長を個々の介護労働者の賃金、キャリア管理に反映させていく必要性について、事業主団体等の講習会を活用して啓発していくことが求められる。

(ヒアリング等における指摘事項)

- ・ 例えば、介護の仕事が好きな人にとっては、これまで食事を食べなかった人が一口でも食べることに、これまで何をしても反応がなかった(表情がない)人を笑わせるということが仕事のやりがいである。またそのことを、職場のリーダーや施設長が同僚の前で紹介し、同僚からも喜んでもらえることが介護労働者のやりがいとなっていることから、施設長や職場リーダーが果たす役割は大きい。
- ・ 働きがい・やりがいを持って働いていた人が仕事に疑問を感じたり、挫けたときに、ところで待遇はどうだろうかと思慮のことを考えてしまうのではないかと。社会に果たしている使命、自分の存在意義を理解し、介護労働者が常に働きがい・やりがいを感じて仕事に取り組んでいけるように、施設長や職場のリーダーによるきめ細かい心のケア等があれば離職は減るのではないかと指摘があった。
- ・ 高い専門性職種を設け、その専門性を現場のサービスに活用しつつ、介護労働者の待遇及び意識向上を推進することで、社会的評価の向上を図ることも必要との指摘があった。
- ・ 介護労働者の立場からみると、仕事に対するやりがいを感じているものの、将来、家族を養っていくことができないといった賃金水準そのものの問題の他に、やりがいを持って取り組んでいるが、何年も賃金が上昇しないなど、自らの仕事ぶりが賃金へ反映されないことによる不満等により、自らの仕事への意欲及びやりがいを喪失することによる離職も少なからずあるとの指摘がなされた。
- ・ 賃金の問題は介護労働者の確保・定着にとって重要であるが、賃金と同じでも定着しているところもあることから、賃金に加えて、雇用管理のあり方も重要ではないかと指摘がなされた。具体的には、個々の

介護労働者の日々の仕事ぶりをグループ長や施設長等の管理職が正しく評価し、賃金またはキャリア管理において反映していくことが重要であるが、仮にそれができなくても日々のコミュニケーションにおいて、個々の介護労働者の仕事ぶりを正しく評価していることを示すことも必要であるとの指摘もなされた。

- ・ キャリア管理は重要であるが、小規模事業所では役職等の数が限られていること、介護労働者の中には管理職になるよりも現場で常に利用者と接し、介護サービスを提供してきたい者もいることから、「一般の介護労働者→職場リーダー→施設長、ホームヘルパー→サービス提供責任者→管理者」といった画一的なキャリアパスの確立に限らず、本人の希望・適性に応じて評価し、キャリア管理を行うとともに、介護労働者への具体的なキャリアアップの仕組みを確保していくことが意欲ややりがいを保持していく上で重要であるとの指摘があった。

### (3) 介護労働者が安心・安全・働きやすい労働環境の整備

介護サービスはその提供するサービスの特徴により、訪問系においては基本的に1対1での介護サービスを行うことや、利用者に対して適切な介護が行えているのかという不安があること、施設系では夜勤時に何が起こるかという不安があることなど、様々な精神的負担や、重労働による腰痛等の身体的負担、事務的業務への負担も大きくなっていることなどから、その解消のためには安心・安全・働きやすい労働環境の整備が重要となっている。

ヒアリングにおいては、悩みや不安・不満等のために、介護事業主と介護労働者とのコミュニケーションの充実が介護労働者の定着に大きな効果があるとの指摘があった。

このためには、健康診断の徹底や腰痛対策の他、感染症対策やメンタルヘルス対策の推進を図っていくことが求められる。腰痛対策に関しては、介護補助器具等の積極的活用を図るための助成や腰痛予防の講習、腰痛発症者に対する支援等を推進していくことが必要である。精神的負担に対しては、その軽減のために、介護事業主等に問題を認識させるとともに、相談体制の整備・充実やメンタルヘルス対策等を促進する必要がある。

また、現場管理者がシフト管理等を通じて、本来の業務に専念できるよう、事務的業務等の簡素化・合理化を図るとともに、介護労働者は就業形態が、

正社員、非正社員等（パート、契約社員、登録ヘルパー、派遣社員等）、様々であることから、その就業形態に応じた働きやすい環境の整備が求められる。

さらに、女性の割合が高いという特性があることから、仕事と子育ての両立等、具体的には育児休業・介護休業の取得等、女性が働き続けやすい職場にしていく必要がある。

### 3. 介護労働者の確保及びマッチング等

#### ～必要なサービスを提供できる介護労働者を安定的に確保するための対策～

まずは、介護という職業を若年層から団塊の世代を中心とした高齢者まで、国民各層から選択される魅力的な職業として社会的評価を得られるようにすることが先決であるが、専門職としての社会的評価を高めるとともに、国民に対する正確な情報提供を行うことにより、多様な人材の介護分野への参入を促し、マッチング機能の強化により人材の確保を図ることが必要である。

#### (1) 教育機関・養成施設等との連携による人材確保

介護福祉士等の養成施設においては若年人口の減少、介護労働者の厳しい労働条件、人手不足等のマイナスイメージの報道等を背景として、定員割れが相次いでおり、介護福祉士等の養成施設へ進学する学生が確保できなければ、将来における介護労働者のさらなる不足を助長する恐れがある。

このため、ハローワーク、福祉人材センター及び業界団体等と各教育機関・養成施設・福祉施設との連携を密にし、介護の職場へのインターンシップや合同説明会等を通じ、求職者及び将来の進路の選択段階である若年者に対して、介護サービスの実態、仕事に対するやりがい及び社会的意義等、介護の職場の理解を深めていくことが求められる。また、将来の進路の選択段階である若年者から魅力ある仕事として評価されるよう努めていくことが必要である。

#### (ヒアリング等における指摘事項)

- ・ ヒアリングにおいて介護福祉士等の養成施設からの学生を事業主がインターンシップ等の実習生として、積極的に受け入れることで人材確保・定着につながるとの指摘があった。



- ・ 若年者については、現に施設で働いている介護労働者からの口コミによる紹介でその友人も介護分野に就こうとする者もみられるとの指摘があった。

## (2) 潜在的有資格者の掘り起こし

現在、看護師、介護福祉士やホームヘルパー等の資格を有していながら実際に介護分野に就業していない者が多数存在するとされている。

このため、この潜在的有資格者の介護分野への就業意識の阻害要因等について調査・分析を行い、有資格者に対する情報提供など、有資格者が再び介護の現場で働けるよう、適切な対策を講じることで、安定的・効果的に介護労働者を確保することが重要である。

また、福祉人材センター等において潜在的有資格者に対する、就職説明会等を実施し、介護分野への入職を促進する。

## (3) 多様な人材の参入・参画

潜在的有資格者のみならず、広範に渡る人材確保の観点から、次世代の介護を担う人材として、介護関連業務未経験者等を受け入れ、養成していくことが求められる。

そのためには介護事業所における雇用管理改善等を行うとともに、介護労働者の仕事内容や役割、多様な働き方についての社会的理解を高め、介護関連業務未経験者から選択してもらえる職業となることが重要である。

また、介護関連職種を希望する未経験者に対しては、日本版デュアルシステム<sup>23</sup>をはじめとした多様な教育訓練機会を提供するとともに、事業主に対して様々な人材育成に係る負担軽減のための支援措置が求められる。

<sup>23</sup> 日本版デュアルシステムとは、企業における実習と教育訓練機関における座学（企業における実習に関連した内容）を並行的に実施する職業訓練システム。

#### (4) ハローワークを通じた福祉人材確保機能の強化

介護分野は、近年の景気回復に伴う他の産業分野における採用意欲の高まり、賃金水準の低さ等労働条件が厳しいとの認識が広まる中、離職率の高さと相まって、都市部を中心に慢性的な人手不足が拡がってきている。このような状況の下、ハローワークにおいて、介護分野での人材確保に向けて、人手不足の深刻な都市部を中心に新たなサービス提供体制の整備、マッチング機能の強化を図ることが必要である。

具体的には、介護分野の経験者等を配置し、人材を求める求人者に対して、求人充足に向けての助言・指導等も含めた支援を行うとともに、雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等を開催する。また、福祉・介護サービス分野での就業を希望する求職者に対しては、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、介護分野での就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等を実施することにより、多くの求職者に対して介護分野での就業について理解の促進を図る。

また、ハローワークは、潜在的有資格者の再就業のための研修や介護分野の事業主に対する雇用管理コンサルティング等を実施する関係団体等と日頃からネットワークを構築するとともに、介護分野に興味のある者や就業を希望する者、人材を求める事業主を対象に、各機関の有するノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等の開催を通して多種、多様なサービスを効率的、効果的に提供することにより、安定的な福祉人材の確保の実現を図ることが求められる。

#### (5) 社会的評価の向上について

介護分野は、介護保険制度導入前は、基本的には「措置制度」に基づく公的サービスの提供であり、サービス供給側が主体的にサービスを提供する場所、時間を決定することができた。一方、介護保険制度導入後は、介護は「契約制度」によりサービスを受けることとなり、利用者の中には「契約による料金を払っているのだから何でもやらしてもらわないと困る」と、定められたサービス行為外のことを要求する利用者も存在する。

また、ここ最近の介護分野に関する報道により、介護労働者の厳しい労働条件、人手不足、孤独死や虐待、コムスン問題等マイナスイメージが先行しており、ネガティブなイメージが社会的に植え付けられてしまっている。そのようなネガティブイメージが介護労働者の仕事に対する不安、不満を助長

し、仕事に対する満足度が下がっていると考えられる。

このため、介護・福祉分野に対する社会的評価及び国民の関心を高める観点から、「介護の日」を設定し、介護保険制度等について国民から正しく理解され、介護労働者が専門職として、誇りややりがいを持って一生涯働き続けられるよう努めることとする。

また、各教育機関・養成施設と連携しつつ、国民に対する正確な情報提供が行われれば、人材の確保にも資するものと考えられる。

# 参考資料

## 1. 本文参考資料

- 図1 労働力人口の見通し
- 表1 従業員の就業形態
- 表2 現在の仕事を選んだ理由（複数回答）
- 表3 現在の仕事の満足度総括表
- 表4 労働条件等の悩み、不安、不満等（複数回答）
- 表5 介護職員数（常勤・非常勤）の推移
- 表6 都道府県別介護職員数の推移
- 表7 職種別従業員の過不足状況
- 図2 会社全体で見た人手不足の過不足感（社会保険・社会福祉・介護事業）
- 図3 中小企業における人手不足の現状
- 図4 人手の過不足感の変化（業種別）
- 表8 平成19年度職業紹介状況（有効求人倍率）
- 表9 訪問介護員の短時間労働者の実労働時間
- 表10 派遣労働者の受入れ状況
- 表11 介護職種の賃金等
- 表12 1年間の離職者と離職者の勤務年数（職種別・就業形態別）
- 表13 直前の介護の仕事をやめた理由（複数回答）
- 図5 腰痛など（首や肩、腕などの凝りや痛み）の有無
- 図6 痛みの部位
- 表14 人材育成の取組みのための方策（複数回答）
- 表15 早期離職防止や定着促進を図るための方策（複数回答）
- 表16 就業規則の明示
- 表17 介護サービスを運営する上での問題点（複数回答）
- 表18 ヘルパーの属性・キャリアと介護能力得点の平均値

## 2. 介護労働者に係るヒアリング

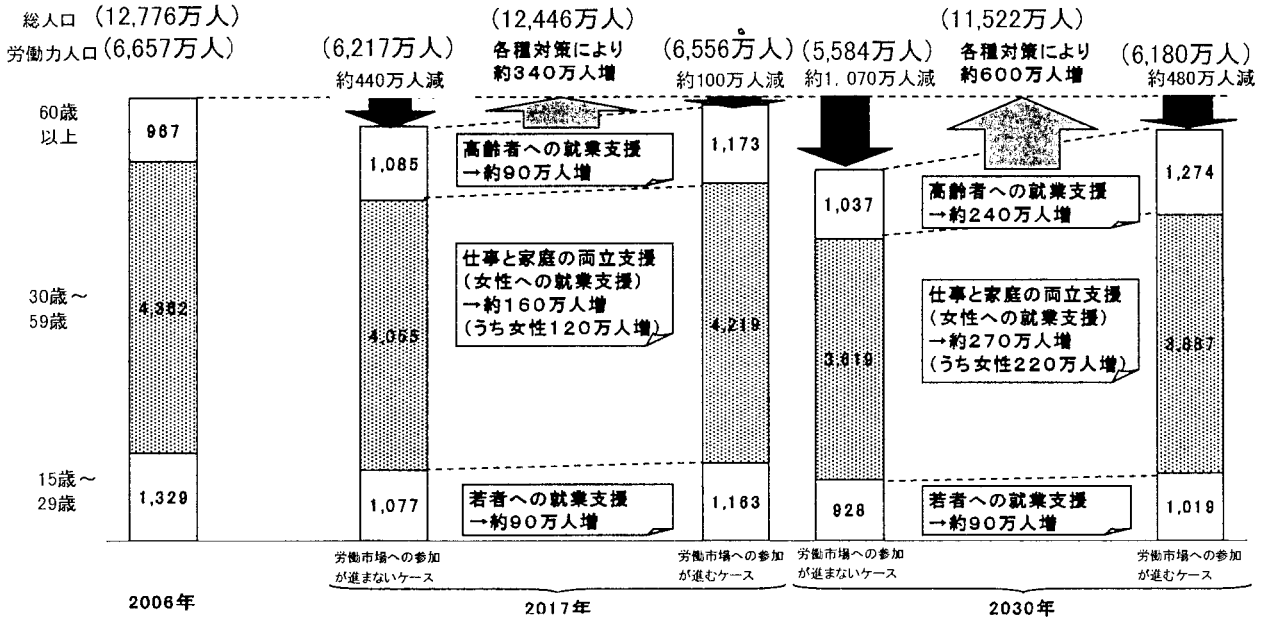
- ・求職者に対するヒアリング結果
- ・進路指導教諭に対するヒアリング結果

# 1. 本文参考資料

図 1

## 労働力人口の見通し

人口減少下において、若者、女性、高齢者、障害者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境が整うことにより、現状のまま推移した場合の労働力人口の見通しと比較すると、2017年で約340万人増、2030年で約600万人増加するなど、将来的な労働力人口の減少を一定程度抑制。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。  
 労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJILPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果をもとに、雇用政策研究会において検討したもの。  
 (注) 1「労働市場への参加が進まないケース」とは、性・年齢別の労働力率が2006年実績と同じ水準で推移すると仮定したケース。  
 2「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、若者、女性、高齢者等の方々の労働市場への参加が実現すると仮定したケース。

表 1  
従業員就業形態

系別	介護サービス従事者の就業形態 (%)					
	回答事業所数	(人数) 合計従業員	正社員	非正社員	不明	数た1(人) 平均所あ
全体	4,501	120,266	58,126	61,267	873	26.7
訪問系 (入所型)	1,870	37,860	26.9	72.0	1.0	20.2
施設系 (入所型)	1,148	57,525	64.2	35.4	0.3	50.1
施設系 (通所型)	1,095	21,266	40.9	57.9	1.1	19.4
その他	295	2,180	73.0	25.2	1.8	7.4
無回答	93	1,435	48.8	51.0	0.2	15.4

資料出所: (財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査 (平成19年度)」

表 2

現在の仕事を選んだ理由（複数回答）

回 答 数	働 き が い い の あ る し じ よ だ と 思 っ た か ら	今 後 も ニ ー ズ が 高 ま る 仕 事 だ か ら	人 や 社 会 の 役 に 立 ち た い か ら	め ま り の 生 き が い ・ 社 会 参 加 の た め	お 年 寄 り が 好 き だ か ら	身 近 な 人 の 介 護 の 経 験 か ら	資 格 ・ 技 能 が 活 か せ る か ら	介 護 の 知 識 や 技 能 が 身 に つ く か ら	給 与 等 の 収 入 が 多 い か ら	時 間 （ 日 ） に 働 け る か ら い	自 分 や 家 族 の 都 合 の よ い か ら	他 に よ い し じ よ が な い た め	そ の 他	特 に 理 由 は な い	無 回 答
13,089	7,313	4,465	4,551	2,333	3,569	2,264	4,762	3,061	442	1,861	1,215	690	418	120	

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

表 3

現在の仕事の満足度総括表

	回 答 数	満 足	や や 満 足	普 通	や や 不 満 足	不 満 足	無 回 答	満足度 D. I. (注)	
								再 掲 （ 満 足 + や や 満 足 ）	(%) (ポイント)
①仕事の内容・やりがい	13,089	22.4	32.6	32.9	7.6	2.6	1.8	55.0	44.8
②賃金	13,089	7.2	11.9	30.6	27.1	21.6	1.6	19.1	-29.6
③労働時間・休日等の労働条件	13,089	14.0	14.2	38.2	20.6	11.0	2.0	28.2	-3.4
④勤務体制	13,089	12.1	13.0	46.6	18.2	8.2	1.9	25.1	-1.3
⑤人事評価・処遇のあり方	13,089	8.1	10.3	47.3	20.9	10.6	2.8	18.4	-13.1
⑥職場の環境	13,089	17.1	20.8	40.5	13.7	6.0	1.9	37.9	18.2
⑦職場の人間関係、コミュニケーション	13,089	20.7	24.0	37.4	11.5	4.6	1.8	44.7	28.6
⑧雇用の安定性	13,089	13.2	15.8	47.6	13.8	7.2	2.3	29.0	8.0
⑨福利厚生	13,089	9.1	11.6	46.9	18.1	11.1	3.2	20.7	-8.5
⑩教育訓練・能力開発のあり方	13,089	6.2	11.3	47.8	22.1	9.6	3.0	17.5	-14.2
⑪職業生活全体	13,089	6.9	14.5	54.0	16.2	5.7	2.8	21.4	-0.5

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

(注) 満足度 D. I. = (「満足」 + 「やや満足」) - (「不満足」 + 「やや不満足」)

表 4

労働条件等の悩み、不安、不満等（複数回答）

回 答 数	雇 用 が 不 安 定 で あ る	正 社 員 （ 正 規 職 員 ） に な れ な い	金 賃 が 低 い の わ り に 賃 が 高 い	あ る 働 き 時 間 が 不 規 則 で あ る	働 き 時 間 が 長 い	休 憩 時 間 が と り に く い	何 か か か り の 時 間 が あ る に は な い	夜 間 や 深 夜 の 時 間 帯 に あ る	休 暇 が 少 な い ・ 休 暇 が と り に く い	身 体 的 に 負 担 が 大 き い	精 神 的 に き つ い	あ る 痛 （ 健 康 面 ） の 不 安 が 懸 念	低 評 価 に 対 す る 社 会 的 的 な 不 安	設 備 の 不 足 や 機 器 の 不 安 が あ る	福 祉 機 器 の 不 足 や 機 器 の 不 安 が あ る	の 仕 事 中 の 怪 我 な ど へ の 不 安 が あ る	そ の 他	感 じ て 不 安 な い 不 満 等 は な い	無 回 答
13,089	1,601	944	6,464	2,184	1,868	4,483	2,704	4,006	3,720	4,669	4,581	5,026	1,442	1,187	678	935	386		

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

表5

## 介護職員数(常勤・非常勤)の推移

(人)

	合計					介護保険施設					居宅サービス事業所				
	常勤	割合	非常勤	割合	計	常勤	割合	非常勤	割合	計	常勤	割合	非常勤	割合	計
平成12年	357,283	65.1%	191,641	34.9%	548,924	210,770	89.2%	25,443	10.8%	236,213	146,513	46.9%	166,198	53.1%	312,711
平成13年	409,294	61.9%	252,294	38.1%	661,588	223,575	88.0%	30,376	12.0%	253,951	185,719	45.6%	221,918	54.4%	407,637
平成14年	450,269	59.6%	305,541	40.4%	755,810	232,772	87.7%	32,788	12.3%	265,560	217,497	44.4%	272,753	55.6%	490,250
平成15年	517,247	58.4%	367,736	41.6%	884,983	245,305	87.1%	36,175	12.9%	281,480	271,942	45.1%	331,561	54.9%	603,503
平成16年	592,666	59.1%	409,478	40.9%	1,002,144	258,577	86.7%	39,564	13.3%	298,141	334,089	47.5%	369,914	52.5%	704,003
平成17年	656,874	58.4%	467,817	41.6%	1,124,691	268,477	85.9%	43,892	14.1%	312,369	388,397	47.8%	423,925	52.2%	812,322
平成18年	691,849	59.0%	479,963	41.0%	1,171,812	272,980	84.8%	48,773	15.2%	321,753	418,869	49.3%	431,190	50.7%	850,059

資料出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

表6

## 都道府県別介護職員数の推移

(人)

(%)

			平成16年	平成17年	平成18年	増減率 (対16年)
全	国		1,002,144	1,124,691	1,171,812	16.93
北	海	道	47,175	51,239	55,743	18.16
青		森	13,815	15,262	16,046	16.15
岩		手	10,821	12,015	12,176	12.52
宮		域	15,451	18,468	20,292	31.33
秋		田	10,440	11,497	12,522	19.94
山		形	10,676	12,134	12,694	18.90
福		島	14,592	16,862	18,162	24.47
茨		城	17,794	20,961	22,437	26.09
群		木	12,026	13,445	14,413	19.85
		馬	14,863	16,587	17,776	19.60
埼		玉	37,272	41,726	45,174	21.20
千		葉	39,314	44,203	46,506	18.29
東		京	80,491	92,493	95,407	18.53
神	奈	川	65,431	75,433	79,212	21.06
新		淵	20,041	22,886	23,334	16.43
富		山	9,741	10,216	10,920	12.10
石		川	10,037	10,835	11,465	14.23
福		井	6,392	6,955	7,514	17.55
山		梨	6,546	7,424	7,728	18.06
長		野	19,177	21,006	21,900	14.20
岐		阜	16,953	17,871	18,732	10.49
静		岡	26,457	29,358	32,003	20.96
愛		知	46,536	52,585	55,183	18.58
三		重	14,677	17,017	17,296	17.84
滋		賀	9,625	10,989	11,111	15.44
京		都	22,085	23,375	23,752	7.55
大		阪	72,628	87,165	88,509	21.87
兵		履	50,867	55,853	55,770	9.64
奈		良	11,874	13,217	14,412	21.37
和	歌	山	11,709	13,057	13,384	14.31
鳥		取	6,030	6,615	6,714	11.34
島		根	9,161	9,903	10,081	10.04
岡		山	18,427	20,344	21,420	16.24
京		島	26,328	30,465	30,991	17.71
山		口	15,119	15,901	16,404	8.50
徳		島	8,864	9,773	10,308	16.29
吉		川	9,333	9,971	10,762	15.31
愛		崎	15,309	18,458	19,333	26.29
香		知	8,495	9,020	9,542	12.32
福		開	44,634	51,225	51,051	14.38
佐		賀	7,785	8,565	9,060	16.38
長		崎	16,525	17,961	18,530	12.13
熊		本	17,455	18,241	18,612	6.63
大		分	12,118	13,277	13,307	9.81
宮		崎	11,419	12,292	12,511	9.56
鹿	児	島	20,196	20,432	21,031	4.13
沖		縄	9,440	10,114	10,582	12.10

資料出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査(平成18年)」

表 7

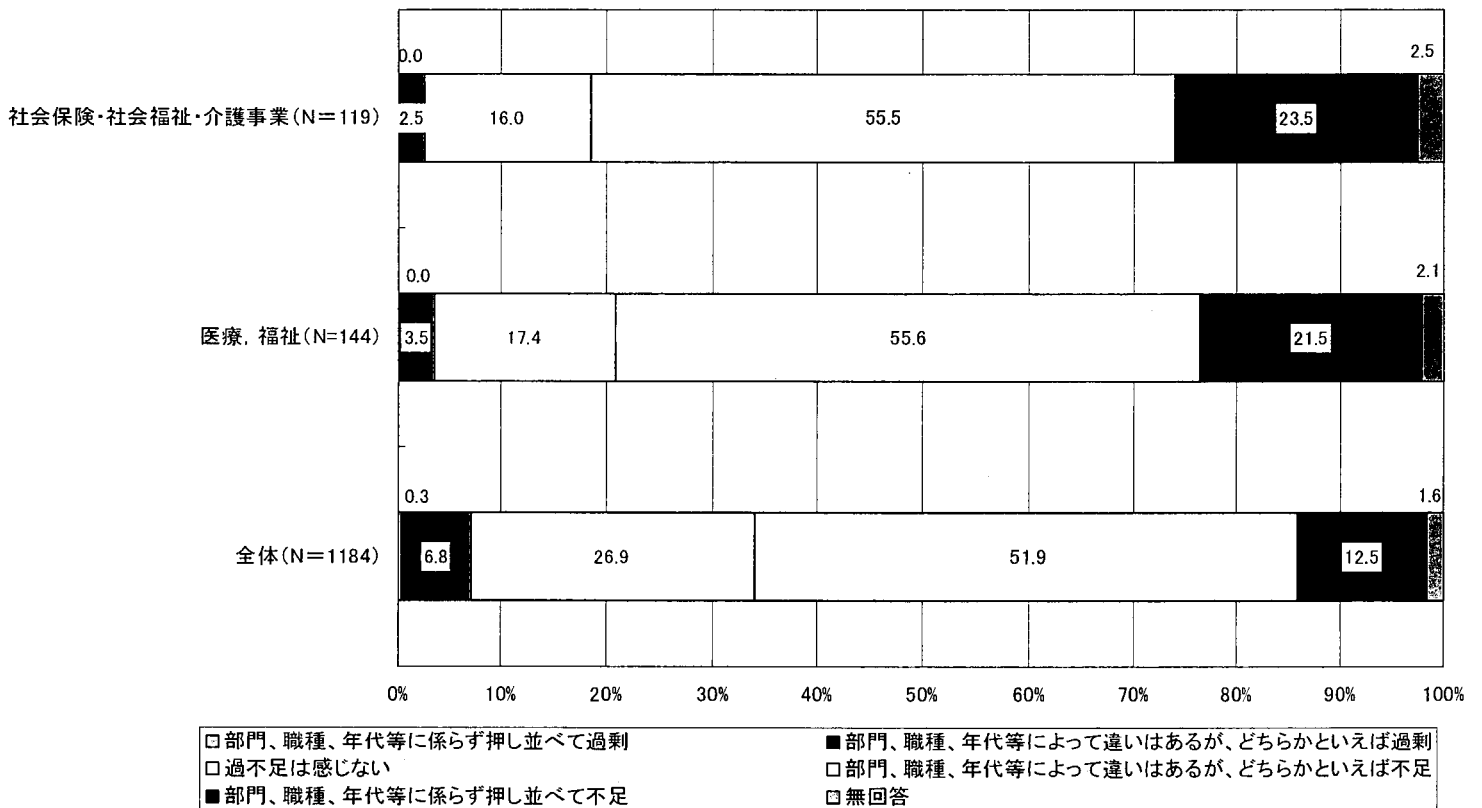
職種別従業員の過不足状況

	調査事業所数	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	(%) 不足感 (①+②+③)
全体でみた場合	3,337	6.2	18.2	35.3	39.5	0.8	59.7
訪問介護員	1,869	16.9	28.0	30.3	23.6	1.1	75.2
介護職員	2,485	7.2	18.6	29.9	42.1	2.2	55.7
看護職員	2,426	8.2	14.3	25.5	50.5	1.6	47.9
生活相談員	1,889	1.1	5.8	13.7	78.3	1.2	20.5
理学療法士及び作業療法士	636	5.0	10.7	24.7	57.7	1.9	40.4
介護支援専門員	2,595	3.2	8.4	18.7	66.7	2.9	30.4

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

図 2

会社全体で見た人手不足の過不足感(社会保険・社会福祉・介護事業)

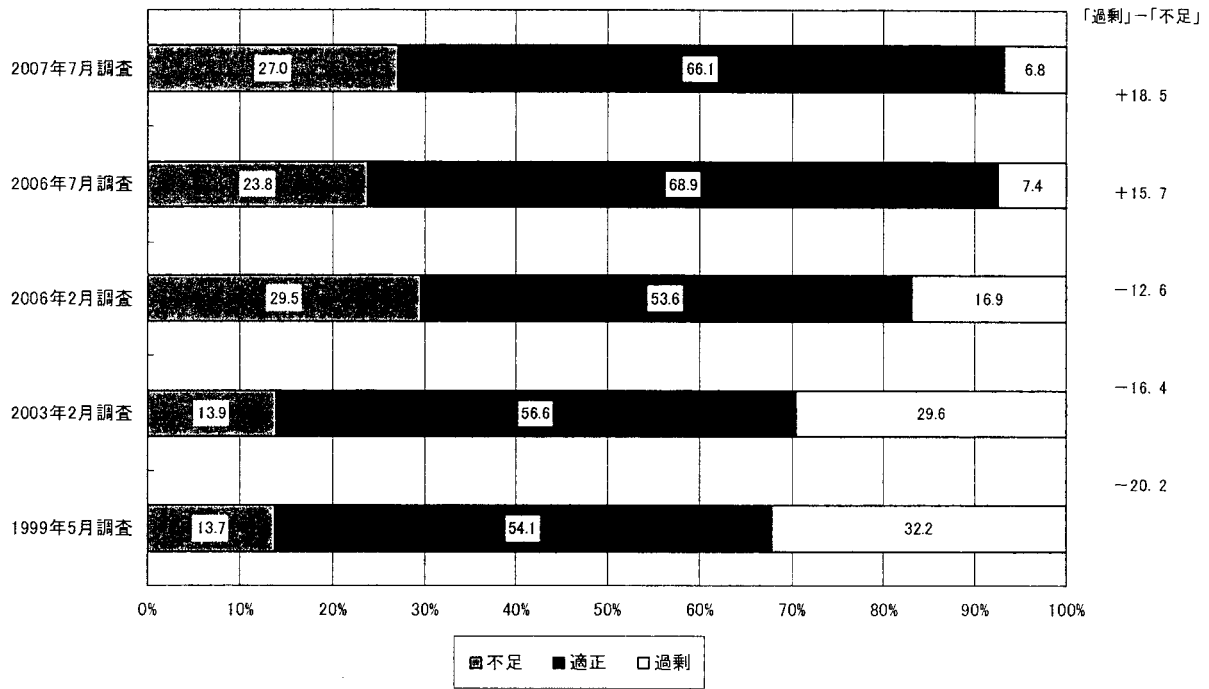


資料出所：株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究報告書(平成20年3月)」



図 3

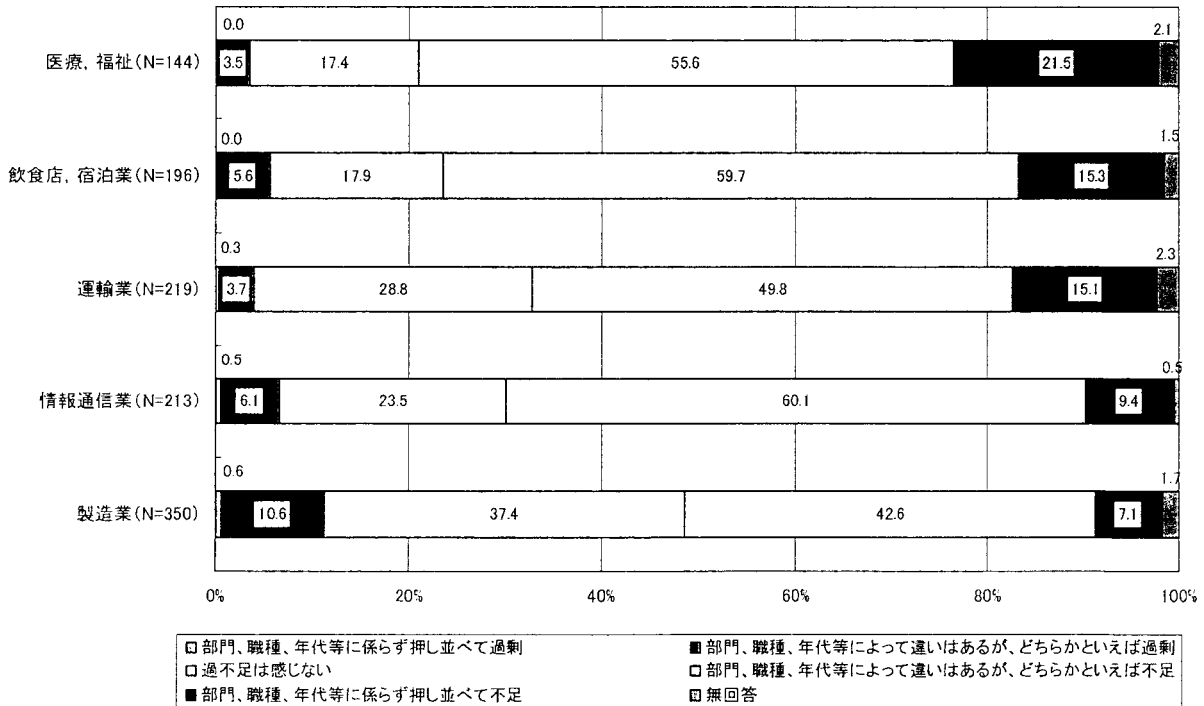
中小企業における人手不足の現状



資料出所:株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究報告書(平成20年3月)」  
 ※商工中金「中小企業の雇用・賃金動向調査(2007年7月)」を元に日本総合研究所が作成。

図 4

人手の過不足感の変化(業種別)



資料出所:株式会社日本総合研究所「人手不足の実態に関する調査研究報告書(平成20年3月)」

表 8

平成19年度 職業紹介状況 (有効求人倍率)

	職業計			介護関係職種の職業			社会福祉専門の職業		
	常用(含パート)			常用(含パート)			常用(含パート)		
	常用(除パート)	兼用的パートタイム		常用(除パート)	兼用的パートタイム		常用(除パート)	兼用的パートタイム	
全国計	0.97	0.87	1.30	2.10	1.53	3.48	1.53	1.34	1.96
北海道	0.51	0.45	0.73	0.93	0.75	1.52	0.70	0.66	0.83
青森県	0.48	0.40	0.76	1.03	0.86	1.54	0.81	0.77	0.94
岩手県	0.67	0.61	0.91	1.12	0.91	1.91	0.89	0.87	0.96
宮城県	0.82	0.75	1.11	1.35	0.99	2.62	0.98	0.92	1.19
秋田県	0.60	0.49	0.97	0.98	0.76	1.76	0.94	0.93	0.97
山形県	0.88	0.73	1.44	1.45	1.34	1.80	1.29	1.24	1.42
福島県	0.79	0.71	1.07	1.81	1.40	2.94	1.27	1.28	1.23
茨城県	0.93	0.82	1.24	2.85	2.29	4.07	2.22	2.01	2.67
栃木県	1.33	1.22	1.68	2.40	1.97	3.33	1.82	1.73	2.03
群馬県	1.59	1.49	1.85	2.11	1.63	3.06	1.62	1.40	2.01
埼玉県	0.95	0.82	1.33	3.16	2.36	4.84	2.60	2.23	3.30
千葉県	0.90	0.74	1.38	3.00	1.68	5.77	2.01	1.46	3.12
東京都	1.30	1.13	1.95	3.52	2.54	6.27	2.41	1.98	3.53
神奈川県	0.90	0.82	1.16	2.89	1.94	5.02	2.36	1.88	3.32
新潟県	1.01	0.94	1.24	1.85	1.77	2.07	1.51	1.56	1.37
富山県	1.11	1.02	1.32	1.89	1.62	2.45	1.53	1.46	1.69
石川県	1.22	1.09	1.66	2.07	1.60	3.81	1.50	1.52	1.44
福井県	1.33	1.21	1.62	2.58	2.07	3.63	2.17	2.14	2.22
山梨県	1.00	0.89	1.30	2.65	1.94	4.18	1.80	1.78	1.85
長野県	1.11	1.05	1.24	2.23	2.05	2.55	2.09	2.09	2.08
岐阜県	1.29	1.24	1.40	2.82	2.35	3.64	2.38	2.30	2.50
静岡県	1.16	1.09	1.35	2.80	2.30	3.81	2.13	2.08	2.21
愛知県	1.80	1.85	1.67	3.52	2.68	5.05	2.23	2.09	2.45
三重県	1.31	1.26	1.40	2.89	2.17	4.36	2.08	1.93	2.33
滋賀県	1.17	1.11	1.32	2.26	1.82	3.00	1.75	1.69	1.85
京都府	0.87	0.74	1.21	1.54	1.07	2.46	1.10	0.89	1.49
大阪府	1.10	0.98	1.52	2.59	1.62	4.93	1.63	1.28	2.44
兵庫県	0.87	0.75	1.21	2.34	1.54	3.90	1.48	1.21	2.00
奈良県	0.75	0.56	1.29	2.93	1.68	5.23	1.90	1.35	2.95
和歌山県	0.85	0.71	1.22	2.55	1.57	4.65	1.55	1.46	1.73
鳥取県	0.69	0.59	1.01	0.84	0.70	1.20	0.78	0.85	0.63
島根県	0.85	0.71	1.24	1.65	1.58	1.79	1.34	1.46	1.10
岡山県	1.23	1.06	1.77	2.11	1.70	3.13	1.79	1.65	2.14
広島県	1.12	1.04	1.34	2.07	1.67	2.85	1.41	1.36	1.52
山口県	1.02	0.88	1.40	1.79	1.30	2.84	1.17	1.04	1.44
徳島県	0.80	0.61	1.49	1.71	1.47	2.25	1.23	1.19	1.33
香川県	1.18	1.02	1.69	2.44	1.71	4.84	1.81	1.69	2.13
愛媛県	0.81	0.72	1.10	1.85	1.58	2.63	1.46	1.51	1.35
高知県	0.47	0.36	1.02	1.76	1.04	4.79	0.89	0.69	1.86
福岡県	0.75	0.68	1.03	1.43	1.12	2.38	1.03	0.98	1.18
佐賀県	0.65	0.54	0.98	1.18	0.88	1.93	0.88	0.80	1.09
長崎県	0.57	0.52	0.72	1.01	0.75	1.63	0.77	0.70	0.92
熊本県	0.73	0.68	0.90	1.32	1.04	2.07	0.88	0.90	0.83
大分県	0.97	0.90	1.14	1.28	0.96	2.06	1.02	1.03	0.99
宮崎県	0.60	0.55	0.75	1.11	0.95	1.53	0.88	0.88	0.89
鹿児島県	0.57	0.50	0.79	1.11	0.88	1.67	0.80	0.76	0.89
沖縄県	0.38	0.32	0.69	0.78	0.67	1.16	0.79	0.76	0.91

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 介護関係職種：「122 福祉施設指導専門員」「124 福祉施設療養・療父」「129 その他の社会福祉専門の職業」「341-10 家政婦(夫)」「342 ホームヘルパー」

(注2) 社会福祉専門の職業：「121 福祉相談指導専門員」「122 福祉施設指導専門員」「123 保育士」「124 福祉施設療養・療父」「129 その他の社会福祉専門の職業」

表 9

訪問介護員の短時間労働者の実労働時間

調査事業所数	回答のあった事業所数	実労働時間 (%)									無回答				
		合計			120時間以上			80~120時間未満				80時間未満			
		(人)合計	定形的	非定形的	合計	定形的	非定形的	合計	定形的	非定形的		合計	定形的	非定形的	
合計	4,370	87.9	57,710	21.5	78.5	8.4	46.9	53.1	18.5	30.1	69.9	73.1	16.4	83.6	12.1

資料出所：(財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成18年度)」

表 10

## 派遣労働者の受入れ状況

		調査事業所数	受派遣 入れている	受派遣 入っていない	無回答
全 体		4,783 100.0	445 9.3	4,234 88.5	104 2.2
介護保険サ ービス事業別	訪問系	1,968	3.5	94.1	2.4
	施設系（入所型）	1,222	21.8	77.6	0.6
	施設系（通所型）	1,147	7.8	90.8	1.5
	その他	310	3.2	91.9	4.8
	無回答	136	7.4	79.4	13.2
事業所規 模別	4人以下	488	0.4	94.7	4.9
	5人以上9人以下	787	3.8	93.5	2.7
	10人以上19人以下	1,189	5.9	92.4	1.7
	20人以上49人以下	1,254	11.2	87.9	1.0
	50人以上99人以下	692	17.8	81.5	0.7
	100人以上	305	23.0	75.7	1.3
	無回答	68	14.7	58.8	26.5

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

表 11

## 介護職種の賃金等

	年齢	勤続年数	所定内実労働 時間数	超過実労働 時間数	きまって支給 する現金給与 額	年間賞与とその 他特別給与額		労働者数
						所定内給与額	千円	
産業計(男女)	41.0	11.8	166	14	330.6	301.1	915.4	2,021,130
産業計(男)	41.9	13.3	167	17	372.4	336.7	1078.4	1,375,166
産業計(女)	39.2	8.7	164	9	241.7	225.2	568.4	645,963
ホームヘルパー(男女)	43.8	4.8	165	9	213.1	197.7	287.3	4,733
ホームヘルパー(男)	36.7	3.5	168	14	239.3	214.7	206.3	841
ホームヘルパー(女)	45.3	5.1	164	8	207.4	194.0	304.8	3,892
福祉施設介護員(男女)	36.0	5.1	165	4	210.7	199.5	466.7	33,067
福祉施設介護員(男)	32.6	4.9	166	4	225.9	213.6	514.2	9,744
福祉施設介護員(女)	37.4	5.2	165	3	204.4	193.7	446.8	23,324
介護支援専門員(ケアマネージャー)	43.5	7.0	168	5	267.1	257.9	654.1	3,854
介護支援専門員(ケアマネージャー)	38.6	6.7	171	5	284.8	273.5	714.5	879
介護支援専門員(ケアマネージャー)	45.0	7.1	167	5	261.8	253.3	636.3	2,976

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」

表 12

1年間の離職者と離職者の勤務年数（職種別・就業形態別）

	調査事業所数	勤務年数 (%)				
		a 平成18年9月30日時点の在籍者数 (人)	d 1年間の離職者数 (人)	f 離職率	1年未満の者	1年以上3年未満の者
2職種（訪問介護員・介護職員）合計	3,367	61,448	13,275	21.6	39.0	35.7
正社員	2,871	25,678	5,124	20.0	34.8	39.5
非正社員計	2,643	35,770	8,151	22.8	41.6	33.2
常勤労働者	1,829	8,493	2,575	30.3	46.9	36.7
短時間労働者	2,321	27,277	5,576	20.4	39.1	33.2
訪問介護員計	1,705	27,027	4,574	16.9	29.6	38.1
正社員	1,396	4,951	902	18.2	35.8	41.9
非正社員計	1,346	22,076	3,672	16.6	28.1	37.1
常勤労働者	801	2,029	375	18.5	29.6	34.1
短時間労働者	1,252	20,047	3,297	16.4	27.9	37.5
うち登録ヘルパー(再掲)	1,040	14,408	2,433	16.9	22.9	35.6
介護職員計	2,235	34,421	8,701	25.3	43.9	34.4
正社員	1,879	20,727	4,222	20.4	34.6	39.0
非正社員計	1,725	13,694	4,479	32.7	52.7	30.0
常勤労働者	1,319	6,464	2,200	34.0	49.9	33.0
短時間労働者	1,440	7,230	2,279	31.5	55.4	27.1

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

(注) 離職率：1年間の離職者数÷平成18年9月30日時点の在籍者数×100(=d÷a×100)

表 13

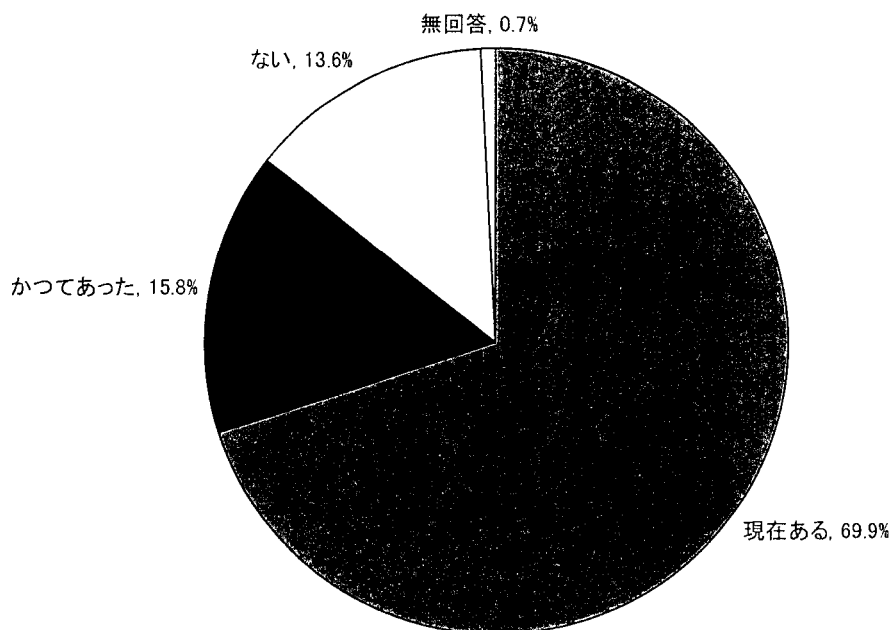
直前の介護の仕事をやめた理由（複数回答）

回答数	等(結の婚・家庭の事情)	自分・家庭の事情	間(待)遇に不満があつた	満(職)場の人間関係に不満があつた	に(利)用者との関係	な(ケ)あつたため	に(理)法人や事業所の経営	た(正)社員になれなかつた	き(あ)う事業所で就職できなかった	仕(介)護に就けたい	た(契)約期間が終了した	定(年)を迎えたため	健(康)を害したため	そ(の)他	無(回)答
全体	(人) 3,300	815	842	759	44	417	771	225	470	29	128	85	283	492	103
	(%) 100.0	24.7	25.5	23.0	1.3	12.6	23.4	6.8	14.2	0.9	3.9	2.6	8.6	14.9	3.1

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

図 5

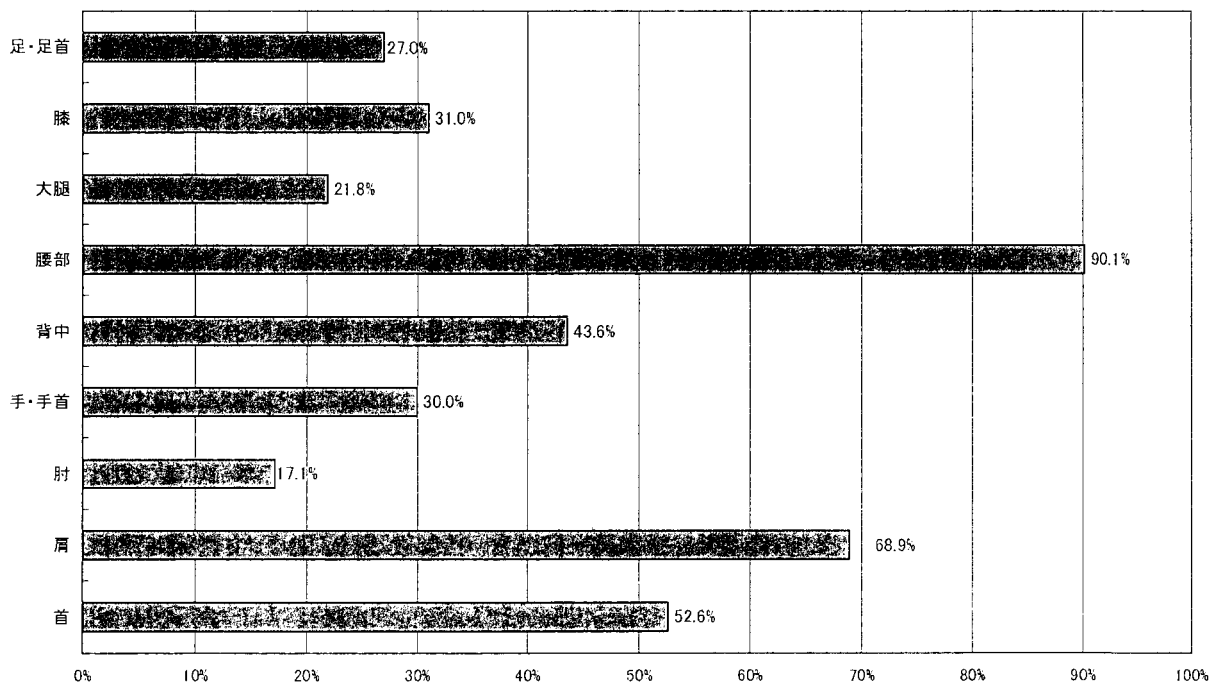
腰痛など(首や肩、腕などの凝りや痛み)の有無



資料出所:介護職員の腰痛対策等健康問題に係わる福祉用具利用研究会「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査(平成20年3月)」

図 6

痛みの部位



資料出所:介護職員の腰痛対策等健康問題に係わる福祉用具利用研究会「介護職員の腰痛等健康問題に係わる福祉用具利用調査(平成20年3月)」  
※首や肩などを含む腰痛などの痛みが「現在ある」と回答した者について、「現在痛みのある」部位について調査したもの。

表 14

人材育成の取組みのための方策（複数回答）

		調査事業所数	教育・研修計画を立てている	教育・研修の責任者もしくは担当部署を決めている	採用時の教育・研修を充実させている	職員に後輩の育成を経験を持たせている	能力の向上が認められた者は、配置や処遇に反映している	法人全体で連携して育成に取り組んでいる	自治体や業界団体が主催する教育・研修に積極的に参加させている	地域の同業者とノウハウを共有し育成に取り組んでいる	その他	無回答
全 体		8,126 100.0	3,694 45.5	2,596 31.9	2,875 35.4	2,591 31.9	2,254 27.7	2,468 30.4	4,272 52.6	985 12.1	116 1.4	927 11.4
事業所規模別	4人以下	147	31.3	16.3	29.9	19.0	15.0	27.9	34.7	20.4	1.4	23.1
	5人以上9人以下	882	33.0	18.6	28.7	25.5	21.2	25.9	43.4	15.6	2.7	15.2
	10人以上19人以下	1,946	39.4	23.6	31.3	32.7	24.9	27.3	48.3	13.2	2.1	11.2
	20人以上49人以下	2,697	47.7	31.8	34.3	32.4	28.8	30.9	53.7	11.7	0.9	10.2
	50人以上99人以下	1,654	50.9	42.9	42.7	35.1	30.6	33.5	59.7	10.0	1.1	11.4
	100人以上	742	59.7	48.5	43.5	31.4	35.8	35.7	58.4	9.8	1.1	8.8
	無回答	58	32.8	37.9	20.7	24.1	20.7	25.9	50.0	10.3	-	24.1

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

表 15

早期離職防止や定着促進を図るための方策（複数回答）

		調査事業所数	賃金・労働時間等の労働条件を改善する	能力や仕事ぶりを評価し、配置や処遇に反映する	非正社員から正社員への転換の機会を設けている	新人の指導担当・アドバイザーを置いていく	能力開発を充実させる	労働時間の希望を聞く	仕事内容の希望を聞く	悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている	健康対策や健康管理に力を入れている	職場内の仕事上コミュニケーションの円滑化を図っている	経営者と従業員が経営方針等を共有する機会を設ける	福利厚生を充実させ、職場内の交流を深める	職場環境を整える	子育て支援を行う	離職理由を分析し、早期離職防止等の方策に役立てる	その他	特に方策はとっていない	無回答
全 体		3,771 100.0	1,819 48.2	1,252 33.2	1,349 35.8	570 15.1	1,387 36.8	2,043 54.2	1,006 26.7	711 18.9	788 20.9	2,266 60.1	1,134 30.1	873 23.2	613 16.3	212 5.6	274 7.3	60 1.6	139 3.7	125 3.3
介護保険 サービス	訪問系	1,355	48.3	29.5	27.0	14.5	37.0	71.7	35.6	26.9	23.3	64.5	28.0	21.4	18.5	3.5	6.2	2.1	2.4	1.1
	施設系（入所型）	1,182	49.3	39.6	51.9	20.9	44.6	39.4	23.8	14.4	21.4	55.8	31.5	26.2	15.3	7.9	10.1	1.0	3.7	4.1
	施設系（通所型）	1,106	48.6	32.2	30.9	10.7	29.9	50.1	20.3	14.7	18.1	61.2	31.9	22.4	15.2	5.9	5.8	1.4	5.0	3.3
	その他	49	24.5	30.6	14.3	6.1	24.5	26.5	8.2	10.2	16.3	30.6	22.4	14.3	10.2	2.0	4.1	4.1	6.1	32.7
無回答	79	39.2	16.5	26.6	6.3	19.0	48.1	19.0	10.1	13.9	51.9	22.8	22.8	10.1	6.3	6.3	2.5	5.1	11.4	
事業所規模別	4人以下	94	28.7	22.3	17.0	7.4	19.1	37.2	14.9	11.7	13.8	40.4	21.3	17.0	9.6	4.3	2.1	3.2	7.4	16.0
	5人以上9人以下	504	48.8	32.3	20.6	10.9	21.8	53.4	21.8	18.3	19.8	54.0	31.0	19.4	14.3	6.5	4.0	2.0	4.6	6.0
	10人以上19人以下	1,015	46.0	31.6	29.4	12.5	34.1	60.4	26.4	21.1	18.1	64.3	33.0	24.5	17.3	5.4	6.2	1.5	3.6	2.2
	20人以上49人以下	1,185	51.4	33.6	37.9	14.8	38.8	59.6	29.1	20.6	22.1	61.5	32.6	22.4	18.4	4.5	8.4	1.6	3.2	2.4
	50人以上99人以下	671	49.2	35.2	51.1	20.0	45.5	42.3	27.7	13.9	24.3	58.1	25.2	25.3	14.9	5.8	8.6	1.2	4.2	3.1
	100人以上	276	46.7	38.4	46.4	23.9	51.1	44.9	28.3	19.6	22.8	61.2	23.9	26.4	12.7	9.8	11.2	1.8	1.8	2.9
無回答	*26	*42.3	*26.9	*42.3	*23.1	*26.9	*46.2	*19.2	*11.5	*11.5	*57.7	*7.7	*3.8	*11.5	*3.8	*3.8	-	*3.8	*3.8	

資料出所：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査（平成19年度）」

表 16  
就業規則の明示

		非正社員を対象とした就業規則の作成 (%)				
		所調査事業	い作る成して	い作ない成いて	は非正社員	無回答
全 体		4,783 100.0	3,308 69.2	771 16.1	485 10.1	219 4.6
介護サービス系別	訪問系	1,968	66.3	16.0	13.6	4.2
	施設系 (入所型)	1,222	79.4	14.1	2.9	3.7
	施設系 (通所型)	1,147	73.4	19.4	4.1	3.1
	その他	310	41.6	15.8	34.5	8.1
	無回答	136	46.3	9.6	21.3	22.8
事業所規模別	4人以下	488	25.6	12.1	58.0	4.3
	5人以上9人以下	787	55.7	24.4	15.1	4.8
	10人以上19人以下	1,189	74.3	18.2	4.5	3.1
	20人以上49人以下	1,254	81.0	15.2	1.3	2.5
	50人以上99人以下	692	84.7	11.6	1.4	2.3
	100人以上	305	85.2	10.8	1.3	2.6
	無回答	68	-	-	-	100.0

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

表 17

介護サービスを運営する上での問題点(複数回答)

		問題点 (%)																	
調査事業所数		今の介護報酬では十分な資金を払えない	種々の改善が出来る	良質な人材の確保が難しい	新規利用者の確保が難しい	介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足	介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	管理者の指導・管理能力が不足している	教育・研修の時間が十分に取れない	介護従事者間のコミュニケーションが不足している	介護者・利用者・職員間のコミュニケーションが不足している	利用者等の介護サービスに対する理解が不足している	介護保険の改正等についての十分な情報や説明が得られない	指定介護サービス提供書作成が煩雑で時間がかかる	雇用管理等についての情報や指導が不足している	その他	特に問題はない	無回答	
全 体		4,783 100.0	3,094 64.7	1,987 41.5	2,162 45.2	1,378 28.8	494 10.3	392 8.2	410 8.6	1,450 30.3	313 6.5	387 8.1	488 10.2	365 7.6	2,067 43.2	191 4.0	119 2.5	121 2.5	137 2.9
法人格別	民間企業(個人経営・会社等)	2,111	66.2	45.2	44.4	33.3	10.6	8.5	7.9	27.9	6.0	6.4	12.0	9.3	44.1	4.4	2.5	2.6	2.3
	社会福祉協議会	412	59.5	44.4	38.8	29.6	7.3	8.7	9.2	35.7	6.1	10.7	7.3	8.3	50.7	3.2	2.4	1.0	1.9
	社会福祉法人	833	72.3	39.7	57.4	23.9	12.7	8.5	9.7	29.7	9.0	9.6	6.2	4.3	41.2	2.5	1.8	1.8	2.3
	医療法人	569	60.6	34.2	44.8	22.7	11.4	9.5	11.2	34.1	6.9	11.1	12.8	9.0	40.2	4.7	2.6	3.0	3.7
	NPO(特定非営利活動法人)	250	67.6	41.6	43.2	26.4	10.0	6.8	7.2	28.0	7.6	7.2	10.4	6.4	44.0	6.8	2.4	1.6	2.8
	社団法人・財団法人	122	53.3	37.7	35.2	25.4	4.1	4.1	9.8	42.6	2.5	8.2	7.4	4.9	44.3	6.6	2.5	1.6	4.1
	協同組合(農協・生協)	140	76.4	50.7	42.9	35.0	8.6	7.1	6.4	32.1	5.0	9.3	10.0	6.4	50.7	2.9	1.4	-	0.7
	地方自治体(市区町村)	148	31.1	18.9	24.3	16.9	6.1	4.7	4.1	27.0	6.1	4.7	8.1	4.1	36.5	2.0	5.4	11.5	11.5
	その他	108	56.6	36.1	36.1	27.8	8.3	6.5	8.3	34.3	5.6	7.4	10.2	5.6	38.9	3.7	5.6	4.6	4.6
	無回答	96	62.2	38.9	50.0	27.8	10.0	6.7	6.7	32.2	4.4	10.0	8.9	4.4	27.8	2.2	2.2	3.3	5.6

資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年度)」

(注)調査事業所数 定着状況別:訪問介護員及び介護職員について回答のあった事業所の実数を合計して算定したものである。

表 18

ヘルパーの属性・キャリアと介護能力得点の平均値（得点の単位：点）

		回答者数	総合得点	身体介護 得点	生活援助 得点	人間関係 得点
全 体		1,579	152.80	92.00	54.08	52.72
通 介 護 経 験 の 仕 事 年 数 の	1年未満	282	128.22	70.55	47.09	45.86
	1年以上2年未満	348	144.78	82.69	52.09	51.35
	2年以上4年未満	466	156.01	95.35	55.05	53.29
	4年以上	431	171.74	109.77	59.04	57.81
	合計	1,527	152.76	91.96	54.03	52.75
			p=0.000	p=0.000	p=0.000	p=0.000
在 宅 と 施 設 の ウ ェ ィ ト	在宅のみ	1,339	150.70	89.30	53.73	52.32
	施設もあるが在宅が主	113	164.27	104.15	56.27	55.92
	在宅と施設を同程度	32	178.80	120.72	59.69	58.75
	在宅もあるが施設が主	57	165.91	113.09	54.89	54.47
	施設のみ	17	167.03	111.00	57.59	53.94
合計	1,558	153.00	92.13	54.13	52.81	
			p=0.000	p=0.000	p=0.008	p=0.004
の 身 体 介 護 と 生 活 援 助 の ウ ェ ィ ト	身体介護のみ	25	150.84	104.96	46.36	52.00
	生活援助もあるが身体介護が主	241	171.96	113.90	57.37	57.64
	身体介護と生活援助が同程度	521	162.68	102.01	56.44	55.23
	身体介護もあるが生活援助が主	712	143.47	80.98	52.48	50.50
	生活援助のみ	66	110.39	49.88	44.62	40.83
合計	1,565	152.98	92.12	54.12	52.79	
			p=0.000	p=0.000	p=0.000	p=0.000
保 有 資 格	介護福祉士	99	172.67	113.22	58.89	57.17
	ヘルパー1級	64	175.70	112.95	59.80	59.42
	ヘルパー2級	1,187	152.85	91.87	54.09	52.83
	合計	1,350	155.39	94.43	54.71	53.46
			p=0.000	p=0.000	p=0.000	p=0.000
勉 学 福 強 校 社 経 験 の 係 の	ある	144	165.25	103.27	57.05	56.56
	ない	1,368	151.22	90.50	53.70	52.28
	合計	1,512	152.56	91.71	54.02	52.69
			p=0.000	p=0.000	p=0.001	p=0.000

資料出所：「ヘルパーの能力開発と雇用管理 職場定着と能力発揮に向けて」  
佐藤 博樹 大木栄一 堀田聡子 著（勁草書房）



## 2. 介護労働者に係るヒアリング

### (1) 求職者に対するヒアリング結果

前職で介護関係職種に就いていた有効求職者を対象に各福祉重点公共職業安定所において5～20人ずつ計509人にヒアリングを実施(平成20年6月6日～平成20年6月30日)

#### I 基本情報

##### (1) 性別

	実数	割合
合計	509	100.0%
男	91	17.9%
女	418	82.1%

##### (2) 年齢

	実数	割合
合計	509	100.0%
19歳以下	3	0.6%
20歳代	142	27.9%
30歳代	140	27.5%
40歳代	101	19.8%
50歳代	98	19.3%
60歳以上	25	4.9%

##### (4) 福祉系大学等の卒業有無

	実数	割合
合計	509	100.0%
卒業している	169	33.2%
卒業していない	340	66.8%

##### (6) どのような点にギャップを感じたか(複数回答可)

##### (5) でギャップを感じたと回答した人のみ

	実数	割合
回答者数計	116	100.0%
仕事内容に応じた賃金である	1	0.9%
将来的な賃金の上昇が期待できる	1	0.9%
精神的・体力的にきつくない	0	0.0%
労働時間が長くはない	5	4.3%
キャリアアップがしやすい	8	6.9%
夜勤が少ない	3	2.6%
休日等がとりやすい	8	6.9%
病気・ケガ等のリスクは大きくない	1	0.9%
やりがいのある仕事である	71	61.2%
社会的評価が高い	12	10.3%

よい実感

##### (3) 取得資格(複数回答可)

	実数	割合
合計	502	100.0%
ホームヘルパー1級	57	11.4%
ホームヘルパー2級	272	54.2%
ホームヘルパー3級	12	2.4%
介護福祉士	211	42.0%
社会福祉士	25	5.0%
介護支援専門員(ケアマネジャー)	64	12.7%
作業療法士	4	0.8%
理学療法士	2	0.4%
その他	105	20.9%

##### (5) 在学中のイメージと実際に働いた結果のギャップの有無

##### (4) で卒業したと回答した人のみ

	実数	割合
合計	169	100.0%
ギャップを感じた	116	68.6%
ギャップは感じなかった	51	30.2%
不明	2	1.2%

よくない実感

	実数	割合
仕事の中身が違った	21	18.1%
仕事内容の割に賃金が低い	85	73.3%
将来的な賃金の上昇が期待できない	63	54.3%
精神的・体力的にきつい	88	75.9%
労働時間が長い	42	36.2%
キャリアアップがしにくい	14	12.1%
夜勤が多い	19	16.4%
休日等がとりにくい	48	41.4%
病気・ケガ等のリスクが大きい	32	27.6%
やりがいのない仕事である	3	2.6%
社会的評価が低い	24	20.7%

#### II. 求職者が直前に勤めていた事業所について

##### 問1 直前に勤めていた事業所の法人格(経営主体)

	実数	割合
合計	509	100.0%
民間企業(個人・株式会社等)	152	29.9%
社会福祉協議会	19	3.7%
社会福祉協議会以外の社会福祉法人	150	29.5%
医療法人	122	24.0%
NPO(特定非営利活動法人)	10	2.0%
社団法人・財団法人	32	6.3%
協同組合(農協・生協)	8	1.6%
地方自治体(市区町村)	4	0.8%
その他	6	1.2%
わからない	6	1.2%

##### 問2 直前に勤めていた事業所で主に従事していた介護サービスの種類

	実数	割合
合計	509	100.0%
訪問介護・訪問入浴介護	74	14.5%
訪問介護	13	2.6%
居宅介護支援	35	6.9%
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1	0.2%
通所介護	83	16.3%
通所リハビリテーション	16	3.1%
短期入所生活介護	6	1.2%
認知症対応型共同生活介護	43	8.4%
介護老人福祉施設	102	20.0%
介護老人保健施設	57	11.2%
介護療養型医療施設	37	7.3%
その他	42	8.3%

問3 直前に勤めていた事業所で主に従事していた職種

	実数	割合
合計	509	100.0%
訪問介護員	60	11.8%
サービス提供責任者	20	3.9%
訪問看護師	3	0.6%
介護職員	329	64.6%
生活相談員	25	4.9%
介護支援専門員(ケアマネジャー)	37	7.3%
理学療法士	2	0.4%
作業療法士	4	0.8%
機能訓練指導員	1	0.2%
その他	28	5.5%

問4 直前に勤めていた事業所での勤続年数

	実数	合計月数
平均 3年9ヶ月	507	23051

問6 直前に勤めていた事業所での就業形態

	実数	割合
合計	508	100.0%
正社員	332	65.4%
非正社員	170	33.5%
契約社員	63	12.4%
パート	91	17.9%
登録ヘルパー	13	2.6%
派遣社員	3	0.6%
その他	6	1.2%

問9 直前に勤めていた事業所を離職した理由  
(複数回答可)

	実数	割合
合計	509	100.0%
介護自体の仕事が合わない	14	2.8%
仕事内容の割に賃金が低い	165	32.4%
適切な昇給制度がなく、将来的な見通しがたたない	101	19.8%
キャリアアップがしにくい	57	11.2%
労働時間が長い	97	19.1%
夜勤が多い	54	10.6%
休日を取得しにくい	108	21.2%
研修・指導が不十分である	79	15.5%
精神的・体力的にきつい	185	36.3%
病気・ケガ等の不安が大きい	62	12.2%
資格・能力が評価されなかった	67	13.2%
経営理念、運営方法が合わなかった	93	18.3%
職場の人間関係が合わなかった	100	19.6%
利用者との人間関係が合わなかった	11	2.2%
自分・家庭の事情(結婚・転勤等)	114	22.4%
その他	134	26.3%

問12 再就職先において希望する賃金(税込月収、時間単価)

問10で「介護分野に就職したい」と回答した人のみ(n=264)

<介護関連職種>

	実数
平均月収 179,284円以上	229
平均時給 1,076円以上	128

問3 直前に勤めていた事業所で従事していた職種  
あてはまるもの全て(複数回答可)

	実数	割合
合計	509	100.0%
訪問介護員	69	13.6%
サービス提供責任者	28	5.5%
訪問看護師	4	0.8%
介護職員	345	67.8%
生活相談員	46	9.0%
介護支援専門員(ケアマネジャー)	47	9.2%
理学療法士	2	0.4%
作業療法士	4	0.8%
機能訓練指導員	3	0.6%
その他	33	6.5%

問5 直前に勤めていた事業所は介護関係の職場では  
何力所目か

	実数	割合
合計	506	100.0%
初めて	257	50.8%
2~4力所目	232	45.8%
5力所目以上	17	3.4%

問7 直前に勤めていた事業所で自宅から職場までの  
平均通勤時間(往復)

	実数	合計分数
平均 およそ41分	507	20998

問8 直前に勤めていた事業所を離職したときの  
通常月の税込月収

	実数	合計金額
税込で 平均174,972円	509	89,060,500

Ⅲ. 現在の求職活動と今後の意向について

問10 現在の希望

	実数	割合
合計	509	100.0%
介護分野に就職したい	264	51.9%
他分野に就職したい	120	23.6%
条件次第では介護分野に就職したい	125	24.6%

問11 再就職先で希望する就業形態

	実数	割合
合計	504	100.0%
正社員	343	68.1%
契約社員	6	1.2%
パート	139	27.6%
登録ヘルパー	7	1.4%
派遣社員	3	0.6%
その他	6	1.2%

問10で「他分野に就職したい」と回答した人のみ(n=120)

<その他の職種>

	実数
平均月収 174,939円以上	83
平均時給 933円以上	54

問10で「条件次第では介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=125)  
 <介護関連職種>

	実数
平均月収 180,000円以上	104
平均時給 979円以上	68

問13 賃金の時間単価と月間収入では、どちらをどの程度重視するか

	実数	割合
合計	506	100.0%
月間単価が高ければ、時間単価はそれほど重視しない	301	59.5%
時間単価が高いほどよい	152	30.0%
その他	50	9.9%

問15 再就職先を選ぶときに重視する点 (複数回答可)  
 問10で「介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=264)

	実数	割合
合計	263	100.0%
賃金	171	65.0%
労働時間	136	51.7%
休暇・休業制度	118	44.9%
夜勤体制	64	24.3%
資格に対する評価や手当	73	27.8%
教育・研修の充実度	72	27.4%
職場の人間関係	113	43.0%
経営理念	70	26.6%
その他	23	8.7%

問17 介護分野を希望しない理由 (複数回答可)  
 問10で「他分野に就職したい」と回答した人のみ (n=120)

	実数	割合
合計	118	100.0%
介護自体の仕事が合わない	15	12.7%
自分・家庭の事情 (結婚・転勤等)	12	10.2%
その他	7	5.9%
介護業界全般の認識として、		
仕事内容の割に賃金が低い	75	63.6%
見通しがたたない	37	31.4%
キャリアアップがしにくい	15	12.7%
労働時間が長い	46	39.0%
夜勤が多い	25	21.2%
休日を取得しにくい	47	39.8%
研修・指導が不十分である	14	11.9%
精神的・体力的にきつい	76	64.4%
病気・ケガ等の不安が大きい	22	18.6%

問18 介護分野に復帰する条件 (複数回答可)  
 問10で「条件次第では介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=125)

	実数	割合
合計	121	100.0%
賃金アップ	80	66.1%
通勤時間の短縮	20	16.5%
適切な休暇・休業制度	71	58.7%
適切な夜勤体制	43	35.5%

問10で「条件次第では介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=125)  
 <その他の職種>

	実数
平均月収 173,419円以上	93
平均時給 943円以上	59

問14 介護関係の具体的な希望職種 (複数回答可)  
 問10で「介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=264)

	実数	割合
合計	264	100.0%
訪問介護員	31	11.7%
サービス提供責任者	14	5.3%
訪問看護員	5	1.9%
介護職員	181	68.6%
生活相談員	33	12.5%
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	46	17.4%
理学療法士	2	0.8%
作業療法士	3	1.1%
機能訓練指導員	5	1.9%
その他	20	7.6%

問16 ハローワークに提供してほしいサービス (複数回答可)  
 問10で「介護分野に就職したい」と回答した人のみ (n=264)

	実数	割合
合計	263	100.0%
詳しい事業所情報の情報提供	166	63.1%
事業所の説明会、面接会の開催	97	36.9%
事業所の見学会	107	40.7%
介護分野での就業に関する	49	18.6%
個別求人開拓	32	12.2%
その他	17	6.5%

	実数	割合
直前に勤めていた事業所が、		
仕事内容の割に賃金が低い	56	47.5%
将来的な見通しがたたない	34	28.8%
キャリアアップがしにくい	17	14.4%
労働時間が長い	37	31.4%
夜勤が多い	18	15.3%
休日を取得しにくい	44	37.3%
研修・指導が不十分である	24	20.3%
精神的・体力的にきつい	61	51.7%
病気・ケガ等の不安がある	21	17.8%
資格・能力が評価されなかった	16	13.6%
経営理念、運営方法が合わなかった	25	21.2%
職場の人間関係が希薄だった	21	17.8%
利用者との人間関係が合わなかった	9	7.6%

	実数	割合
資格に対する評価や手当	52	43.0%
教育・研修の充実	38	31.4%
職場の人間関係が良好である	72	59.5%
経営理念を共感できる	47	38.8%
その他	10	8.3%

## (2) 進路指導教諭に対するヒアリング結果

普通高等学校の進路指導教諭を対象に各福祉重点公共職業安定所において3人ずつ計142人にヒアリングを実施  
(平成20年6月6日～平成20年6月30日)

### I 生徒の進路状況について

#### (1) 福祉系大学・専門学校、大学の福祉系学部等への進学者数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
男	合計	503人	472人	401人
	平均	3.87人	3.50人	2.95人
	回答数	130校	135校	136校
女	合計	1054人	1029人	937人
	平均	7.92人	7.46人	6.69人
	回答数	133校	138校	140校
計	合計	1612人	1539人	1376人
	平均	11.94人	10.99人	9.69人
	回答数	135校	140校	142校

※ 不明があったため、男女の和が合計数と一致しない。

#### (2) 介護事業所への就職人数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
男	合計	68人	82人	90人
	平均	0.51人	0.60人	0.66人
	回答数	133校	136校	137校
女	合計	480人	524人	517人
	平均	3.56人	3.82人	3.75人
	回答数	135校	137校	138校
計	合計	548人	602人	607人
	平均	4.06人	4.39人	4.40人
	回答数	135校	137校	138校

※ 不明があったため、男女の和が合計数と一致しない。

#### (3) 卒業生数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
男	合計	15403人	15719人	14821人
	平均	113.26人	113.09人	105.86人
	回答数	136校	139校	140校
女	合計	22022人	21500人	20950人
	平均	165.58人	152.48人	147.54人
	回答数	133校	141校	142校
計	合計	37324人	37219人	35771人
	平均	270.46人	263.96人	251.91人
	回答数	138校	141校	142校

※ 不明があったため、男女の和が合計数と一致しない。

#### (参考) 福祉系大学・専門学校、大学の福祉系学部等への進学割合

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
男	合計	3.27%	3.00%	2.71%
女	合計	4.79%	4.79%	4.47%
計	合計	4.32%	4.13%	3.85%

#### (参考) 介護事業所への就職割合

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
男	合計	0.44%	0.52%	0.61%
女	合計	2.18%	2.44%	2.47%
計	合計	1.47%	1.62%	1.70%

## II 介護の仕事について

問1 他の業界と比較して、介護業界の仕事や賃金などの労働条件について、どのように捉えているか。

(複数回答可)

(他の業界と比べて、より)

	実数	割合
合計	142	100.0%
よいイメージ	介護のニーズは増大していくので将来性のある仕事である	79 55.6%
	地域に密着しているため、希望地域で働ける	47 33.1%
	資格を活かせる	37 26.1%
	社会福祉に貢献でき、やりがいがある	96 67.6%
	よくないイメージ	賃金が低いため、生活が厳しい仕事である
精神的・体力的にきつい仕事である		129 90.8%
安全・衛生面が心配である		8 5.6%
世間のイメージがよくない		7 4.9%
その他		4 2.8%

問3 介護業界への就職を希望する生徒は、介護業界について、どのような印象を持っていると思うか。

(複数回答可)

	実数	割合
合計	141	100.0%
よいイメージ	介護のニーズは増大していくので将来性のある仕事である	70 49.6%
	地域に密着しているため、希望地域で働ける	31 22.0%
	資格を活かせる	62 44.0%
	社会福祉に貢献でき、やりがいがある	108 76.6%
よくないイメージ	賃金が低いため、生活が厳しい仕事である	78 55.3%
	精神的・体力的にきつい仕事である	105 74.5%
	安全・衛生面が心配である	8 5.7%
	世間のイメージがよくない	6 4.3%
	その他	3 2.1%

問2 介護福祉士などの介護関係職種について、看護師などの医療関係職種と比較したときに、仕事や賃金等の労働条件についてどのような印象をもっているか。

(複数回答可)

(医療関係職種と比べて、より)

	実数	割合
合計	141	100.0%
よいイメージ	精神的・体力的にましである	3 2.1%
	夜勤が少ない	17 12.1%
	休日等が取りやすい	1 0.7%
	資格取得が容易	57 40.4%
	やりがいのある仕事である	42 29.8%
	男性でも仕事に就きやすい	51 36.2%
よくないイメージ	賃金が低い	131 92.9%
	精神的・体力的にきつい	91 64.5%
	夜勤が多い	22 15.6%
	休日等が取りにくい	32 22.7%
	やりがいのない仕事である	1 0.7%
	その他	8 5.7%

問4 生徒の介護専門学校への進学や介護業界への就職について、どのように考えているか。(介護分野に進む人材が減っていることを踏まえて)

(複数回答可)

	実数	割合
合計	142	100.0%
希望する生徒には積極的にサポートする	90 63.4%	
希望しない生徒、迷っている生徒にも積極的に勧める	6 4.2%	
希望する生徒には介護業界の現状を説明し、消極的に対応する	9 6.3%	
希望しない生徒、迷っている生徒にあえて勧めることはしない	47 33.1%	
適正を見て勧めることもあるが、介護業界の現状を十分説明する	91 64.1%	
その他	7 4.9%	

問5 介護分野への進学や就職を希望する生徒が、より一層増加するためには、どのようなことが必要だと思うか。  
(複数回答可)

	実数	割合
合計	142	100.0%
初任給アップ	88	62.0%
適切な昇給制度	109	76.8%
適切な休暇・休業制度	79	55.6%
適切な夜勤体制	62	43.7%
通勤時間の短縮	8	5.6%
資格に対する評価や手当	103	72.5%
教育・研修の充実	32	22.5%
情報公開	22	15.5%
介護業界全体のイメージアップ	73	51.4%
その他	8	5.6%

問6 進路指導に携わるときに、介護業界に望むことはあるか。

(複数回答可)

	実数	割合
合計	140	100.0%
モデルとなる賃金体系を示してほしい	97	69.3%
教育訓練等のキャリア形成支援に関する情報を積極的に公開してほしい	55	39.3%
介護業界のイメージを明るくするようなキャンペーンを行ってほしい	39	27.9%
学生インターンシップやボランティアを積極的に受け入れてほしい	25	17.9%
実際に働いている人の声をメディア等を通じて積極的にPRしてほしい	71	50.7%
その他	11	7.9%

# 付属資料

## 1. 介護労働の現状について

資料1 介護労働の現状について

## 2. 職種別賃金カーブ

- 資料2-1 産業・職種別賃金カーブ（男、企業規模計）
- 資料2-2 産業・職種別賃金カーブ（女、企業規模計）
- 資料2-3 産業・職種別賃金カーブ（男、企業規模10～99人）
- 資料2-4 産業・職種別賃金カーブ（女、企業規模10～99人）
- 資料2-5 職種別年齢階級別賃金カーブ（男）
- 資料2-6 職種別年齢階級別賃金カーブ（女）
- 資料2-7 職種別経験年数別賃金カーブ（男）
- 資料2-8 職種別経験年数別賃金カーブ（女）
- 資料2-9 看護職（女）年齢階級別賃金カーブ（平成元年、平成19年）
- 資料2-10 看護職（女）経験年数別賃金カーブ（平成元年、平成19年）
- 資料2-11 標準的労働者職種別賃金カーブ（男）
- 資料2-12 標準的労働者職種別賃金カーブ（女）
- 資料2-13 医療、福祉、介護職経験年数別賃金カーブ

## 3. 賃金と有効求人倍率、離職率、過不足感の関係

- 資料3-1 都道府県別全産業平均賃金と有効求人倍率の関係
- 資料3-2 都道府県別全産業平均賃金と介護職員離職率の関係
- 資料3-3 都道府県別全産業平均賃金と訪問介護員離職率の関係
- 資料3-4 都道府県別全産業平均賃金と介護職員過不足感の関係
- 資料3-5 都道府県別全産業平均賃金と訪問介護員過不足感の関係
- 資料3-6 都道府県別介護職平均賃金と有効求人倍率の関係
- 資料3-7 都道府県別介護職平均賃金と介護職員離職率の関係
- 資料3-8 都道府県別介護職平均賃金と訪問介護員離職率の関係
- 資料3-9 都道府県別介護職平均賃金と介護職員過不足感の関係
- 資料3-10 都道府県別介護職平均賃金と訪問介護員過不足感の関係

- 資料 3-11 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と有効求人倍率の関係
- 資料 3-12 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と介護職員離職率の関係
- 資料 3-13 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と訪問介護員離職率の関係
- 資料 3-14 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と介護職員過不足感の関係
- 資料 3-15 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と訪問介護員過不足感の関係

#### 4. 事業所規模別収支差率

- 資料 4-1 介護老人福祉施設 定員規模別収支差率
- 資料 4-2 介護老人保健施設 定員規模別収支差率
- 資料 4-3 認知症対応型共同生活介護 定員規模別収支差率
- 資料 4-4 訪問介護 延べ訪問回数別収支差率
- 資料 4-5 通所介護 延べ利用回数別収支差率
- 資料 4-6 居宅介護支援 実利用者数別収支差率



# 1. 介護労働の現状について

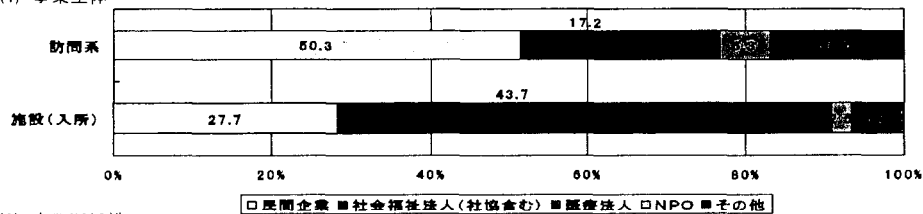
資料1

## 介護労働の現状について

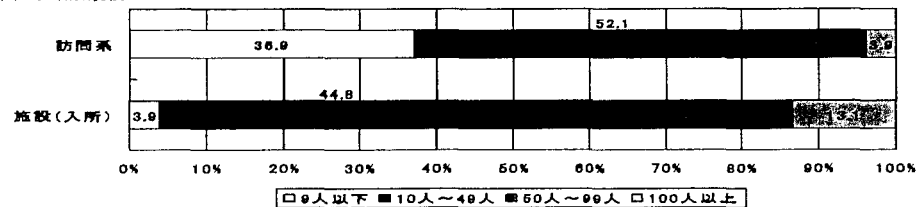
### 1 事業所の属性

- 訪問系の事業所は民間企業が多く、施設(入所)系の事業所は社会福祉法人が多い。
- 訪問系の事業所は、比較的小規模の事業所が多い。

#### (1) 事業主体



#### (2) 事業所規模



(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

## 2 労働者の属性

○ 福祉施設介護員やホームヘルパーは、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低い。

○ 訪問系の事業所では、非正社員の労働者が多い。

### (1) 一般労働者の男女比、平均年齢、勤続年数及び平均賃金

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.0%	41.9歳	13.3年	372.4千円	32.0%	39.2歳	8.7年	241.7千円
福祉施設介護員	29.5%	32.6歳	4.9年	225.9千円	70.5%	37.4歳	5.2年	204.4千円
ホームヘルパー	17.8%	36.7歳	3.5年	239.3千円	82.2%	45.3歳	5.1年	207.4千円

(出典) 平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)。調査時点:平成19年7月。

一般労働者とは短時間労働者以外の労働者であり、正規雇用・非正規雇用を問わない。

### (2) 労働者の就業形態

	正社員	非正社員
施設(入所)	64.2%	35.4%
訪問系	26.9%	72.0%

(出典) 平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

2

## 3 現在の事業所に就職した理由(複数回答)

○現在の事業所に就職した理由について、女性労働者は男性労働者と比較して、勤務日時が短いこと、通勤が便利であること、自分の都合の良い時間に働けること、家庭の事情や他の活動と両立しやすいことを理由に挙げる者が多い。

	男性	女性
経営が健全であり、将来的に安定しているから	15.7%	13.6%
やりたい職種・仕事内容だから	44.6%	45.1%
より収入の多い仕事に従事しなかったから	7.8%	7.2%
勤務時間や労働日数が短いから	4.3%	9.1%
通勤が便利だから	25.2%	39.9%
自分の都合の良い時間に働けるから	4.3%	16.7%
家族や知人の勧めや紹介があったから	22.0%	22.7%
家庭の事情や他の活動と両立しやすいから	6.6%	14.5%
職員への教育研修が充実しているから	2.1%	1.9%
優れた経営者がいるから	7.3%	5.3%
その他	7.3%	7.7%
特別な理由はない	11.5%	5.1%

(出典) 平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

3

#### 4 労働時間（1週）

- 訪問系の事業所は施設(入所)系の事業所と比べ、1週間当たりの労働時間が比較的短い。
- 非正社員の約半数は、1週間当たりの労働時間が30時間未満である。

(1) 1週間の労働時間数(サービス系列)

	30時間未満	30時間以上
訪問系	27.4%	69.8%
施設(入所)	8.3%	88.7%

(2) 1週間の労働時間数(就業形態別)

	30時間未満	30時間以上
正社員	5.5%	92.0%
非正社員	46.4%	50.9%

(3) 訪問介護員の時間管理方法

稼働日毎に一度は必ず事務所に立ち寄らせている	34.4%
一定期間まとめて報告すればよいことにしている	29.6%

((1)~(3)の出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

4

#### 5 賃金水準

- 平均時間給は訪問介護員が介護職員より高い。
- 約4割強の訪問介護員(非正社員)は年収103万円未満である。

(1) 短時間労働者(女性)の平均時間給

ホームヘルパー：1,280円 福祉施設介護員：952円

(出典)平成19年賃金構造基本統計調査

(2) 賃金の支払形態が時間給である者のうち、時間給の水準が千円未満の者の割合

訪問介護員：23.2% 介護職員：84.3%

(3) 正社員である者のうち、年収が300万円以上の者の割合

訪問介護員：15.9% 介護職員：19.7%

(4) 非正社員である者のうち、年収が103万円未満の者の割合

訪問介護員：45.1% 介護職員：25.7%

※ 年収の調査対象期間は、平成18年1月1日～12月31日

※ (2)~(4)の出典:平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

5

## 6 離職の状況①

- 介護関係職種の離職率は、全産業と比較すると正社員において高い。
- 職員の定着率が低いと回答している事業所は、訪問系よりも施設(入所)系の事業所が多い。

### (1) 離職率

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	16.2%	13.1%	26.3%
2職種計	21.6%	20.0%	22.8%
(訪問介護員)	16.9%	18.2%	16.6%
(介護職員)	25.3%	20.4%	32.7%

※全産業の出典は「平成18年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」

※全産業については「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

### (2) 従業員の定着状況

	定着率が低くて困っている	定着率は低いが特に困っていない	定着率は低くない
訪問系	19.3%	5.2%	69.1%
施設(入所)系	34.0%	9.4%	55.1%

(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

6

## 6 離職の状況②

- 事業所規模が小さいほど、勤続年数が短いほど、離職率が高い。

### (1) 事業所規模別離職率(正社員)

	19人以下	20人～99人	100人以上
訪問介護員	24.8%	16.9%	12.3%
介護職員	29.2%	20.1%	17.6%

### (2) 経過年数別離職率(正社員)

	3年未満	3年～5年未満	5年以上
訪問介護員	29.1%	19.5%	14.4%
介護職員	35.3%	24.4%	16.2%

((1)及び(2)の出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

7

## 6 離職の状況③

○ 訪問介護員、介護職員とも待遇への不満、職場の人間関係への不満、自分・家庭の事情が離職の大きな原因となっている。

○ 非正社員は、自分・家庭の事情で離職する割合が高くなっている。

(1) 前職を辞めた理由(介護労働者の職種別)

	待遇に不満があった(賃金、労働時間)ため	職場の人間関係に不満があったから	利用者との人間関係に不満があったから	腰痛等健康を害したため	事業所の経営理念や運営に不満があったため	自分・家庭の事情(結婚・出産・転勤等)により	正社員になれなかったため
訪問介護員	26.5%	24.6%	1.0%	9.0%	19.8%	28.1%	6.0%
介護職員	28.7%	26.2%	2.3%	9.3%	23.9%	22.4%	9.1%

(2) 前職を辞めた理由(介護労働者の就業形態別)

	待遇に不満があった(賃金、労働時間)ため	職場の人間関係に不満があったから	利用者との人間関係に不満があったから	腰痛等健康を害したため	事業所の経営理念や運営に不満があったため	自分・家庭の事情(結婚・出産・転勤等)により	正社員になれなかったため
正社員	27.4%	22.6%	1.3%	7.9%	25.2%	21.0%	8.2%
非正社員	22.0%	24.1%	1.5%	10.0%	19.3%	33.1%	3.7%

((1)及び(2)の出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

8

## 7 有効求人倍率の推移

○ 社会福祉専門職種の有効求人倍率は最近急速に高まっている。介護関連職種の有効求人倍率も高まっている。

	平成5	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	
全職業	常用(含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02	0.97
	常用(除パート)	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92	0.87
	常用的パートタイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35	1.30
社会福祉専門職種	常用(含パート)	—	0.25	0.34	0.46	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30	1.53
	常用(除パート)	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10	1.34
	常用的パートタイム	—	0.62	0.87	1.19	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.79	1.96
介護関連職種	常用(含パート)	—	—	—	—	—	—	—	1.14	1.47	1.74	2.10
	常用(除パート)	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.97	1.22	1.53
	常用的パートタイム	—	—	—	—	—	—	—	2.62	2.86	3.08	3.48

○有効求人倍率の地域格差：介護関連職種(常用(含パート))東京都、愛知県 3.52倍～ 沖縄県 0.78倍

(出典) 職業安定業務統計。数値は年度内各月の平均値。

9

### 8 今の勤務先での継続の意思

- 訪問介護員で約40%、介護職員で約35%の者が、働き続けられる限り続けたいと考えている。
- 5年程度まで続けたい者の割合は、正社員では訪問介護員よりも介護職員の方が高い。

	半年程度	1～5年程度 続けたい	6～10年程 度続けたい	働き続けら れる限り	わからない
訪問介護員 (正社員)	3.9%	16.9%	3.7%	42.9%	32.1%
訪問介護員 (非正社員)	2.4%	24.2%	4.5%	39.5%	28.3%
介護職員 (正社員)	6.0%	22.3%	3.6%	33.1%	34.6%
介護職員 (非正社員)	4.6%	23.5%	2.7%	35.0%	33.6%

(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

10

### 9 労働条件等の悩み・不安・不満等

- 訪問系では定められたサービス行為以外の仕事を要求されることに不満がある。
- 施設(入所)系では、仕事内容の割に賃金が安いこと、夜間帯への不安、福祉機器への不安、休暇の取得状況、身体的負担が大きいことに悩み・不安・不満がある。

悩み等の内容	訪問系	施設(入所)系
仕事内容の割に賃金が低い	44.2%	<u>61.6%</u>
夜間や深夜時間帯に何か起きるのではないかと不安がある	14.9%	<u>47.5%</u>
福祉機器の不足、機器操作の不慣れ、施設の構造に不安がある	3.7%	<u>22.0%</u>
業務に対する社会的評価が低い	41.0%	40.9%
休暇が少ない・取りにくい	29.7%	<u>37.1%</u>
身体的負担が大きい(体力に不安がある)	25.2%	<u>39.5%</u>
精神的にきつい	37.1%	40.5%
定められたサービス行為以外の仕事を要求される	<u>39.3%</u>	11.3%
労働条件・仕事の負担について特に悩み、不安・不満等は感じていない	7.9%	3.3%

※ 各項目でそのように答えた者の割合。

(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター) 11

### 10 事業所における従業員の職種別過不足状況

○ 7割を超える事業所が、訪問介護員について「不足している」と回答している。

	①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	再掲 ①+②+③
訪問介護員	16.9%	28.0%	30.3%	23.6%	1.1%	75.2%
介護職員	7.2%	18.6%	29.9%	42.1%	2.2%	55.7%

(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

12

### 11 事業所の経営状況

○ 平成19年9月の売り上げを平成18年3月(介護報酬改定前)と比較した場合、改定後に売り上げが減ったと回答した事業所の割合の方が高い。

○平成18年3月を100とした平成19年9月の売り上げ指数

	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上	平均指数
訪問系	26.9%	17.4%	15.5%	13.1%	22.5%	98.3
施設 (入所)系	5.3%	11.1%	38.5%	24.4%	11.8%	101.0

参考:平成18年3月を100とした平成18年7月の売り上げ指数(※昨年度調査結果)

	80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上	平均指数
訪問系	11.7%	14.7%	19.8%	19.2%	19.0%	96.2
施設 (入所)系	4.5%	8.2%	38.9%	29.5%	9.5%	97.1

(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

13

## 12 事業所運営上の問題点

○ 事業所は、介護報酬、良質な人材の確保、事務手続きの煩雑さ、労働条件・労働環境の改善などを事業所運営上の問題点と考えている。

○ 指定介護サービス事業を運営する上での問題点(複数回答)

	訪問系	施設(入所)系
今の介護報酬では十分な賃金を払うことができない	64.8%	73.1%
良質な人材の確保が難しい	41.3%	61.9%
指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われてしまう	47.5%	31.5%
経営(収支)が苦しく労働条件や労働環境の改善をしたくてもできない	45.7%	37.1%
教育・研修の時間が十分に取れない	27.0%	31.6%
新規利用者の確保が難しい	30.9%	19.8%
介護従事者の介護業務に関する知識や技術が不足している	7.5%	15.2%
利用者や利用者の家族の介護サービスに対する理解が不足している	13.1%	7.0%
管理者の指導・管理能力が不足している	6.9%	10.1%
介護従事者の介護業務に臨む意欲や姿勢に問題がある	5.4%	13.0%
管理者と職員間のコミュニケーションが不足している	6.4%	10.0%
介護従事者同士のコミュニケーションが不足している	5.2%	9.7%
雇用管理等についての情報や指導が不足している	4.1%	2.8%
特に問題はない	2.2%	1.8%

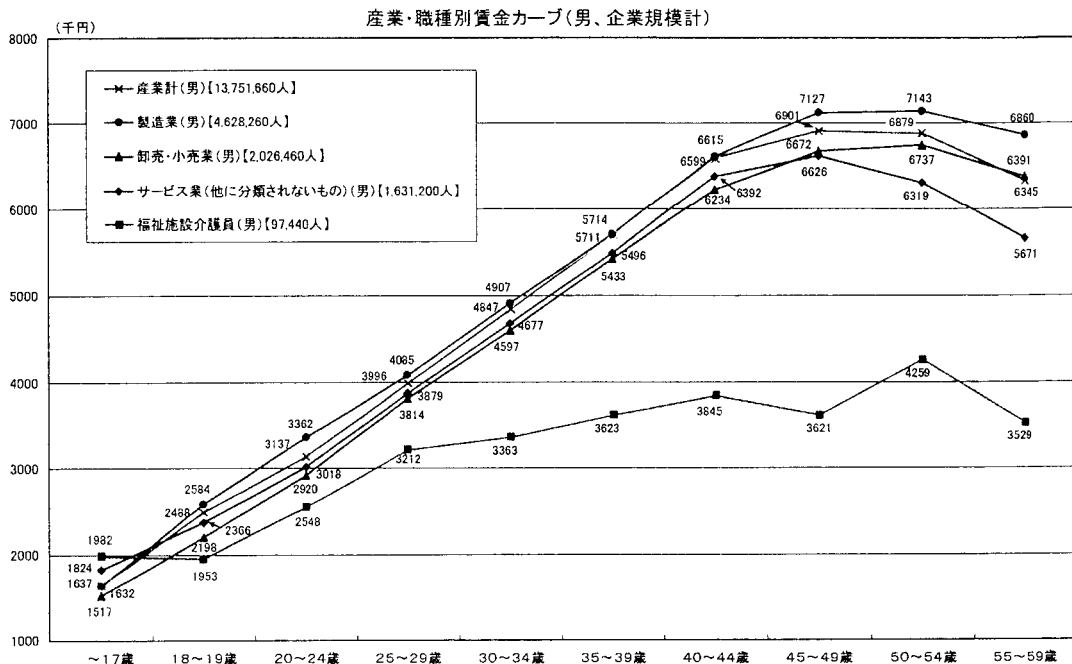
(出典)平成19年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

14



## 2. 職種別賃金カーブ

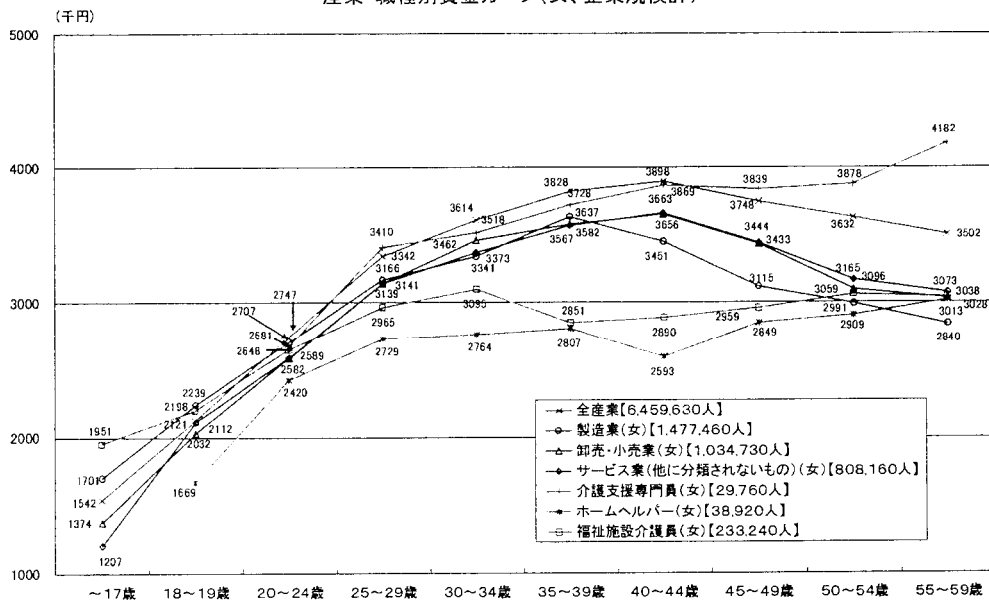
資料 2-1



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したものの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

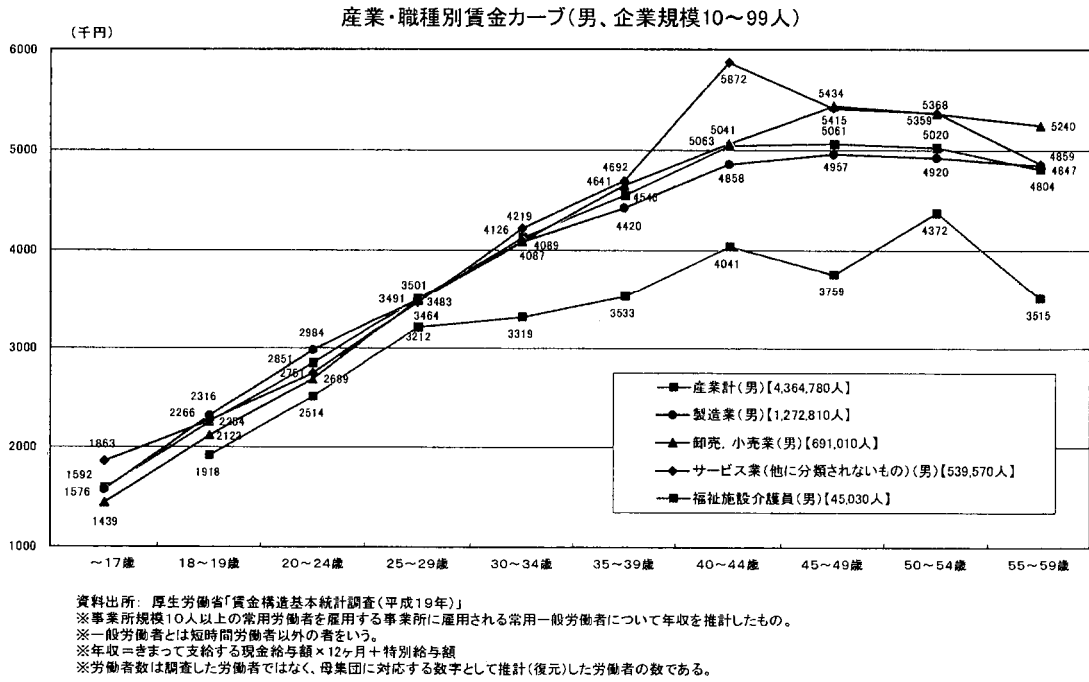
資料 2-2

産業・職種別賃金カーブ(女、企業規模計)

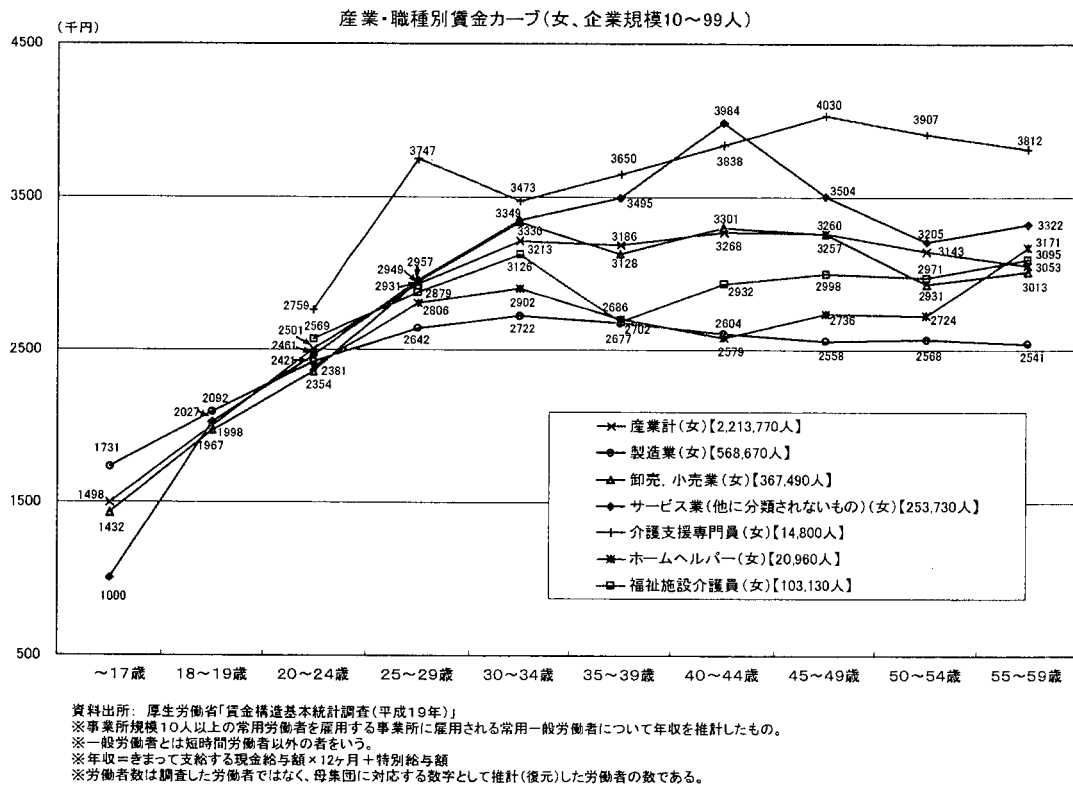


資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したものの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※年収=きまって支給する現金給与額×12ヶ月+特別給与額  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

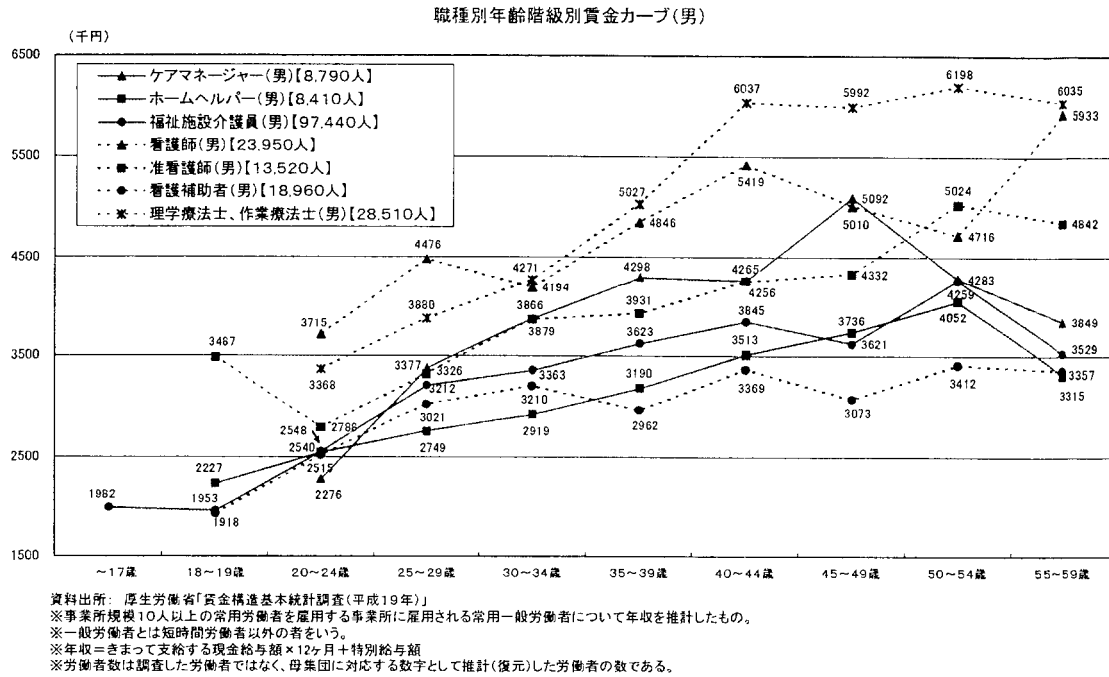
資料 2-3



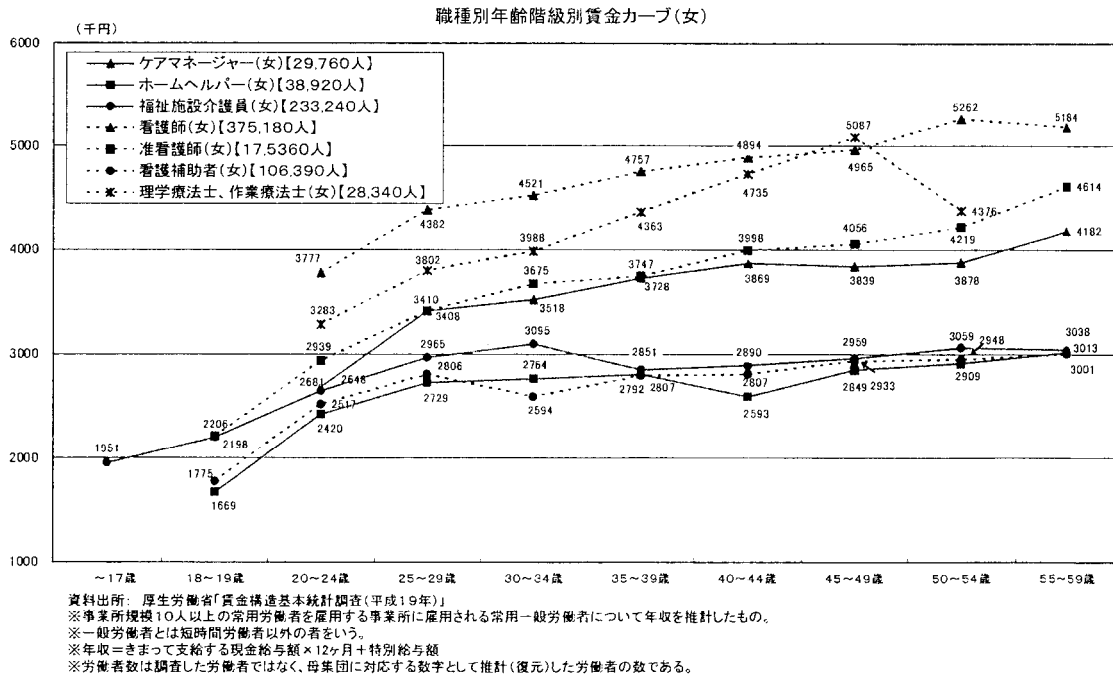
資料 2-4



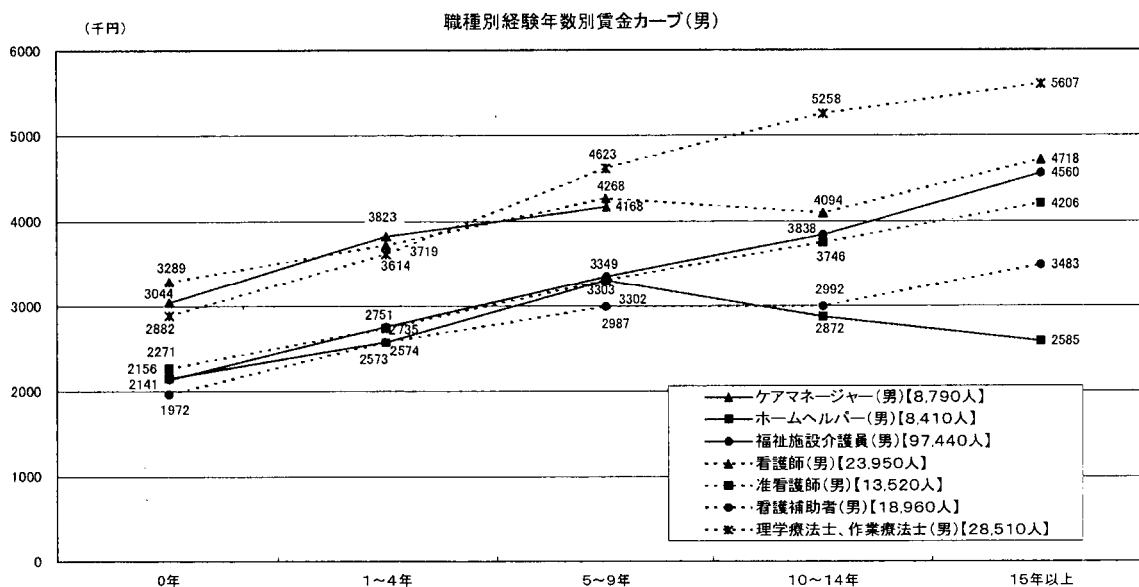
資料 2 - 5



資料 2 - 6

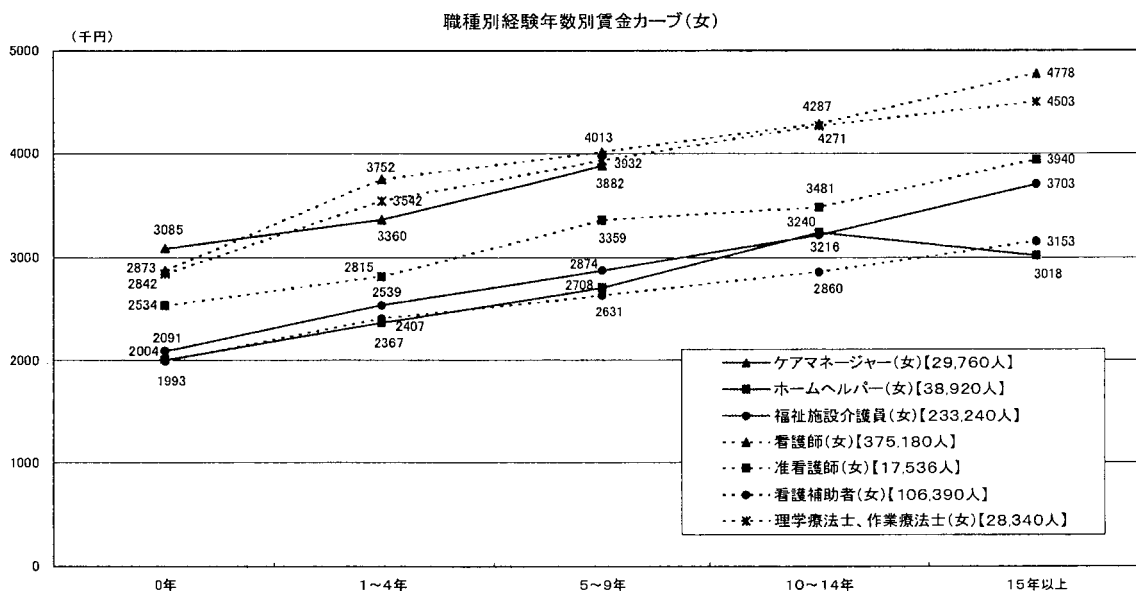


## 資料 2 - 7



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※一般労働者について年収を推計したもの(「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

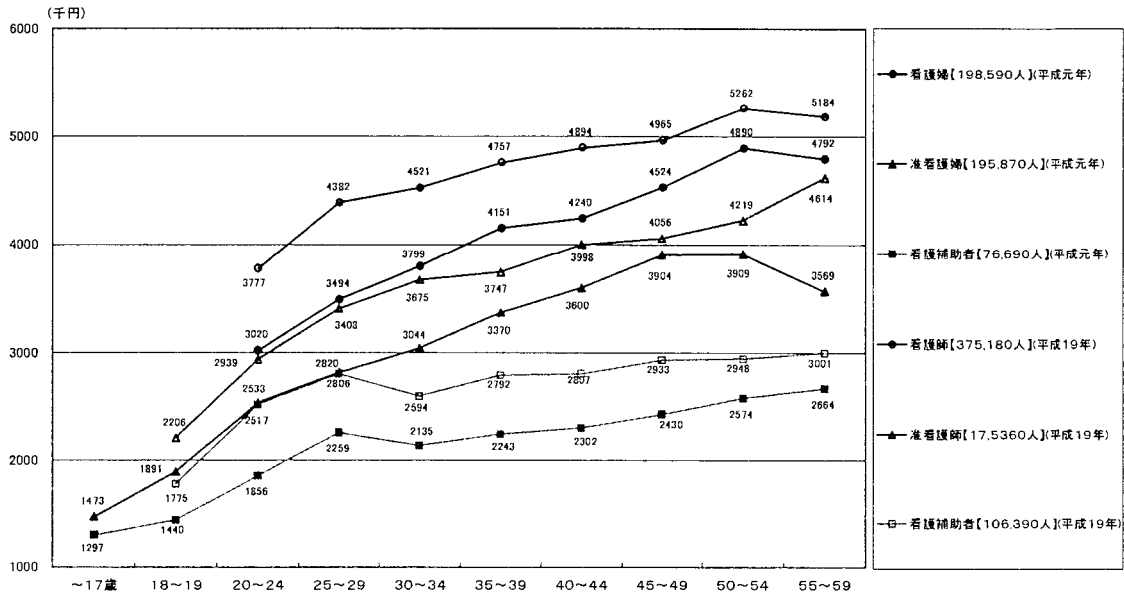
## 資料 2 - 8



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※一般労働者について年収を推計したもの(「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

資料 2 - 9

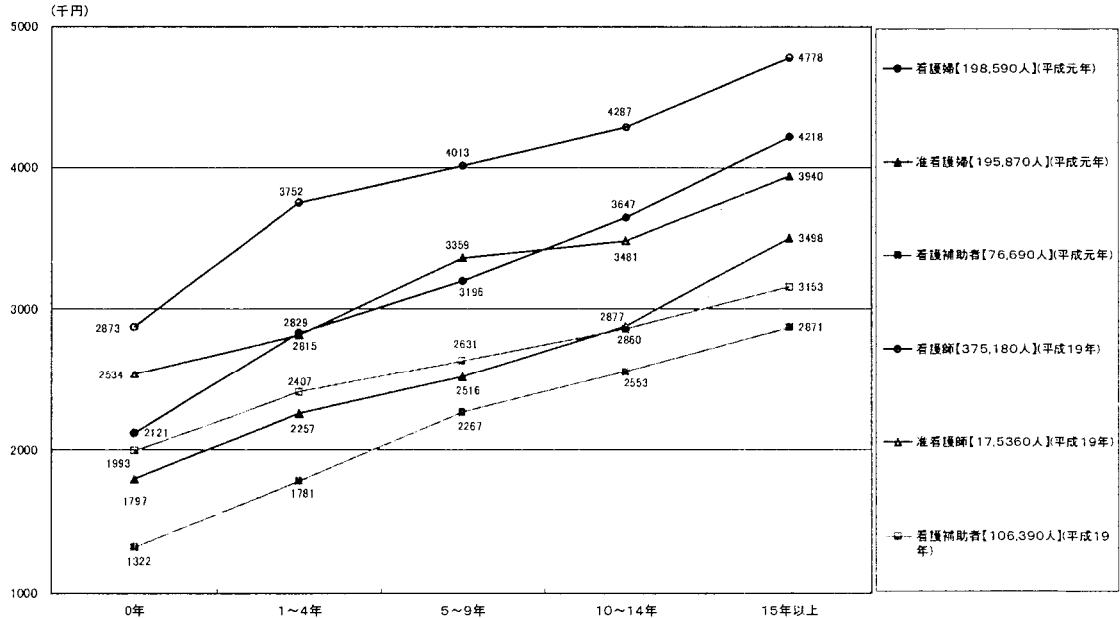
看護職(女)年齢階級別賃金カーブ(平成元年、平成19年)



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※一般労働者について年収を推計したもの(「きままって支給する現金給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

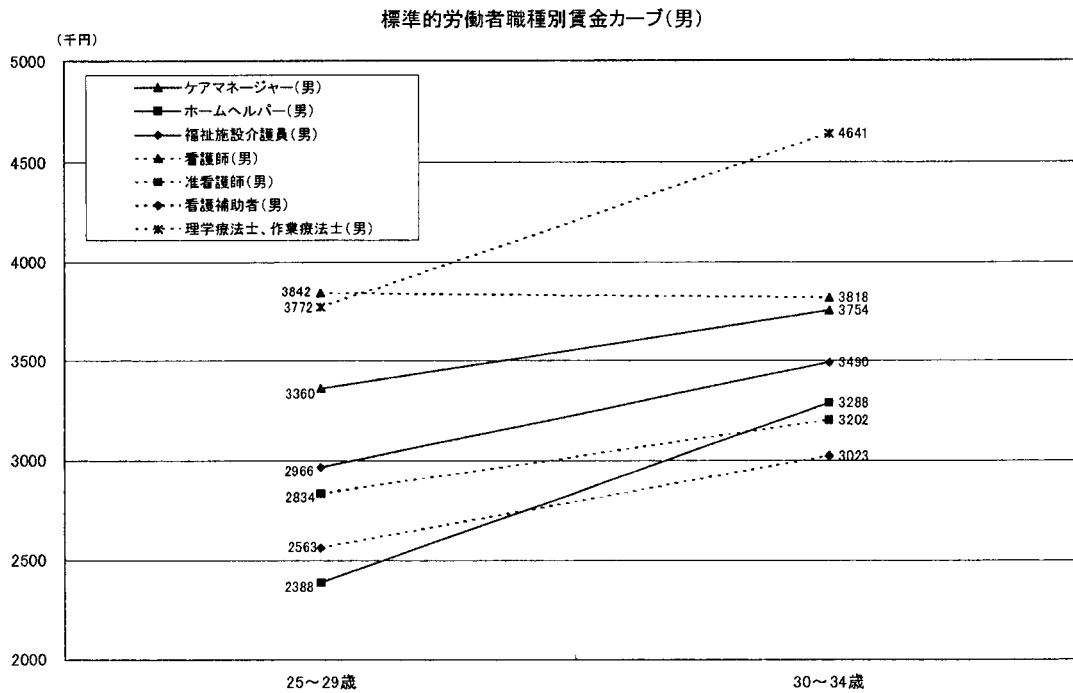
資料 2 - 10

看護職(女)経験年数別賃金カーブ(平成元年、平成19年)



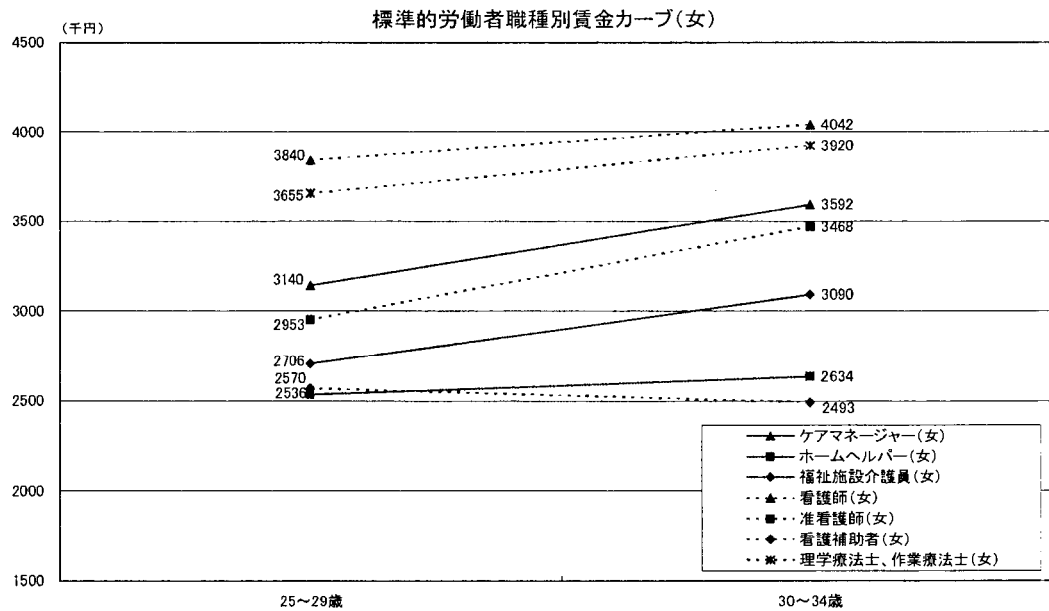
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 ※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。  
 ※一般労働者とは短時間労働者以外の者をいう。  
 ※一般労働者について年収を推計したもの(「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 ※労働者数は調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

資料 2 - 1 1



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 注:標準的労働者について年収を推計したもの(「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 注:標準的労働者とは、25~29歳では経験年数が1~4年、30~34歳では経験年数が5~9年の者をいう。

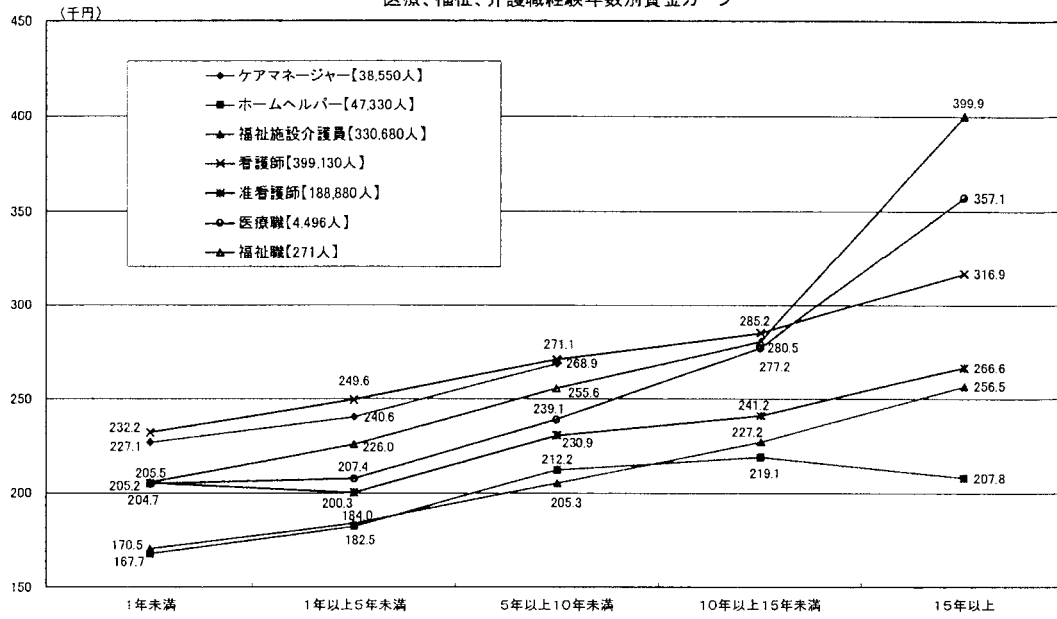
資料 2 - 1 2



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)  
 注:標準的労働者について年収を推計したもの(「所定内給与額」×12ヶ月+「特別給与額」)  
 注:標準的労働者とは、25~29歳では経験年数が1~4年、30~34歳では経験年数が5~9年の者をいう。

資料 2 - 1 3

医療、福祉、介護職経験年数別賃金カーブ

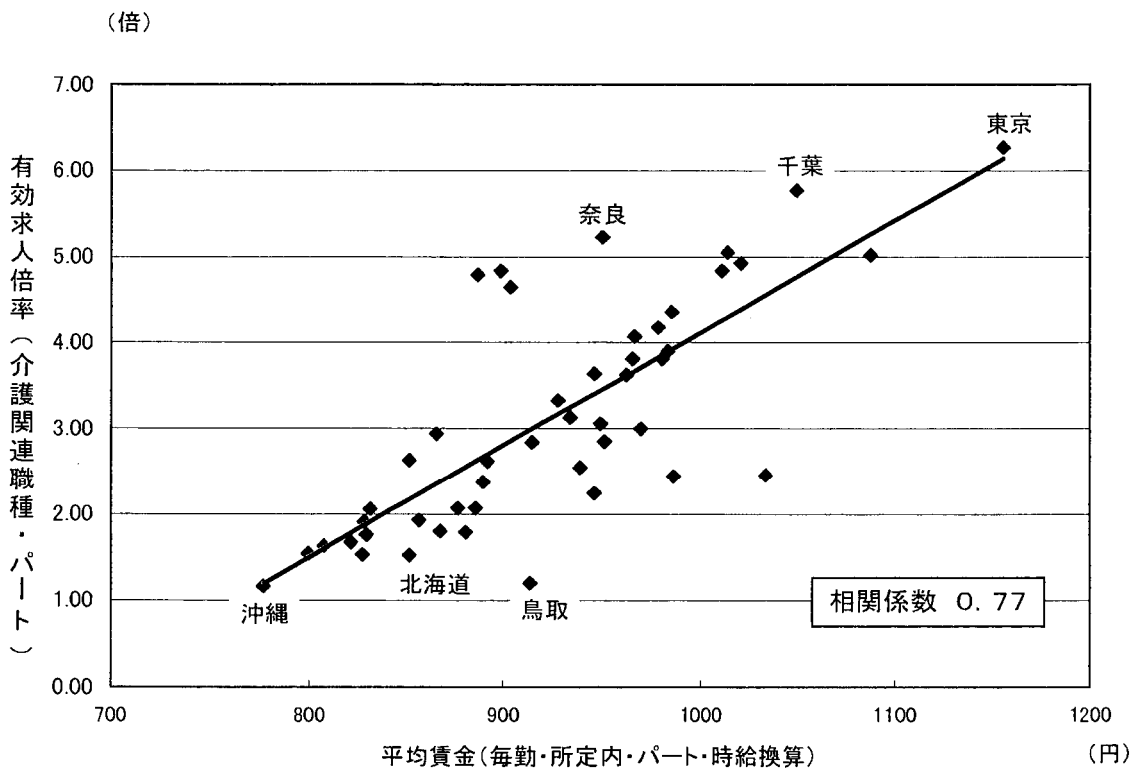
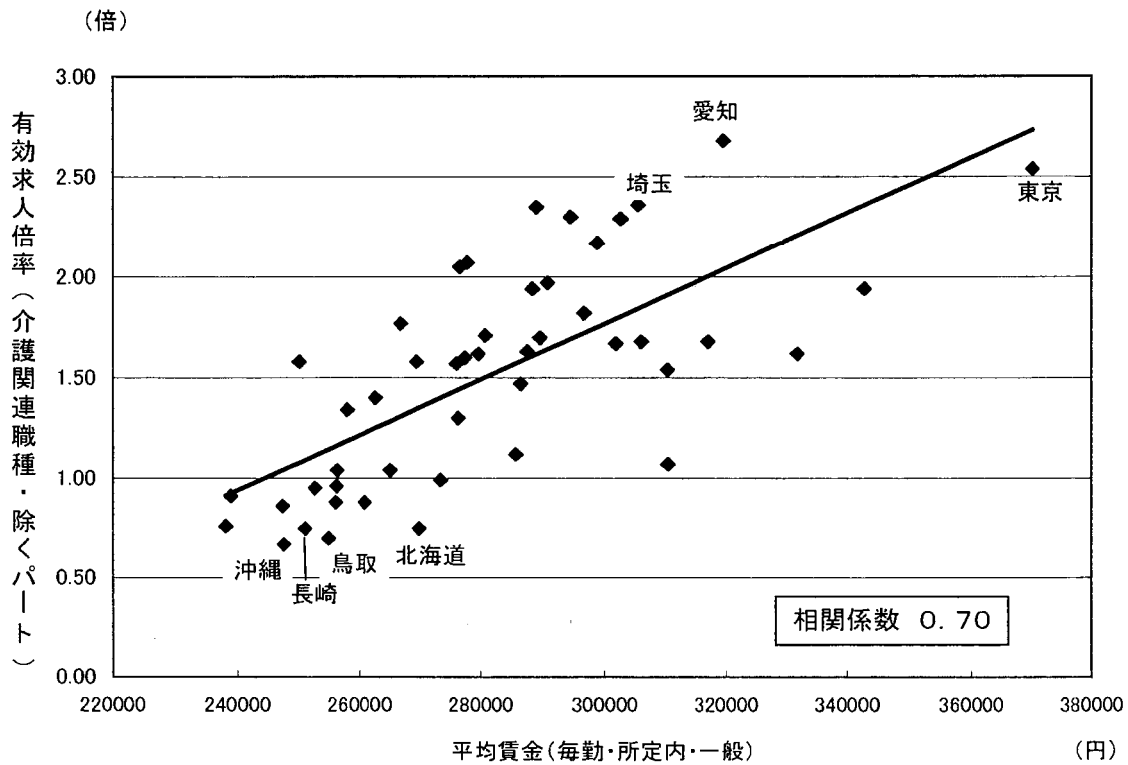


(資料出所) 医療職、福祉職については「国家公務員等給与実態調査」(平成19年)、その他は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)より推計。  
 注: 医療職、福祉職についてはそれぞれ医療職体給表(三)、福祉職体給表の平均体給額についてみたもの。  
 注: 医療職とは、保健師、助産師、看護師などをいい、医師や薬剤師は含まない。  
 注: その他は所定内給与額についてみたもの。  
 注: 労働者数は医療職、福祉職については実数。その他は、調査した労働者ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した労働者の数である。

### 3. 賃金と有効求人倍率、離職率、過不足感の関係

資料3-1

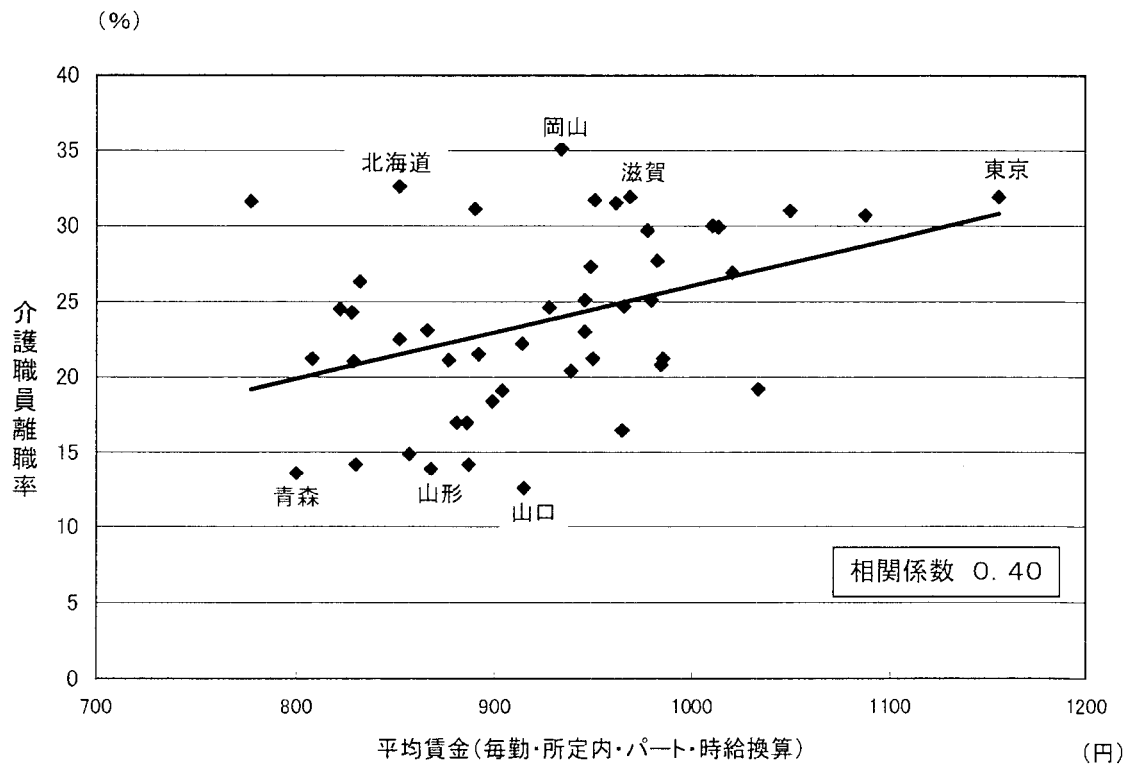
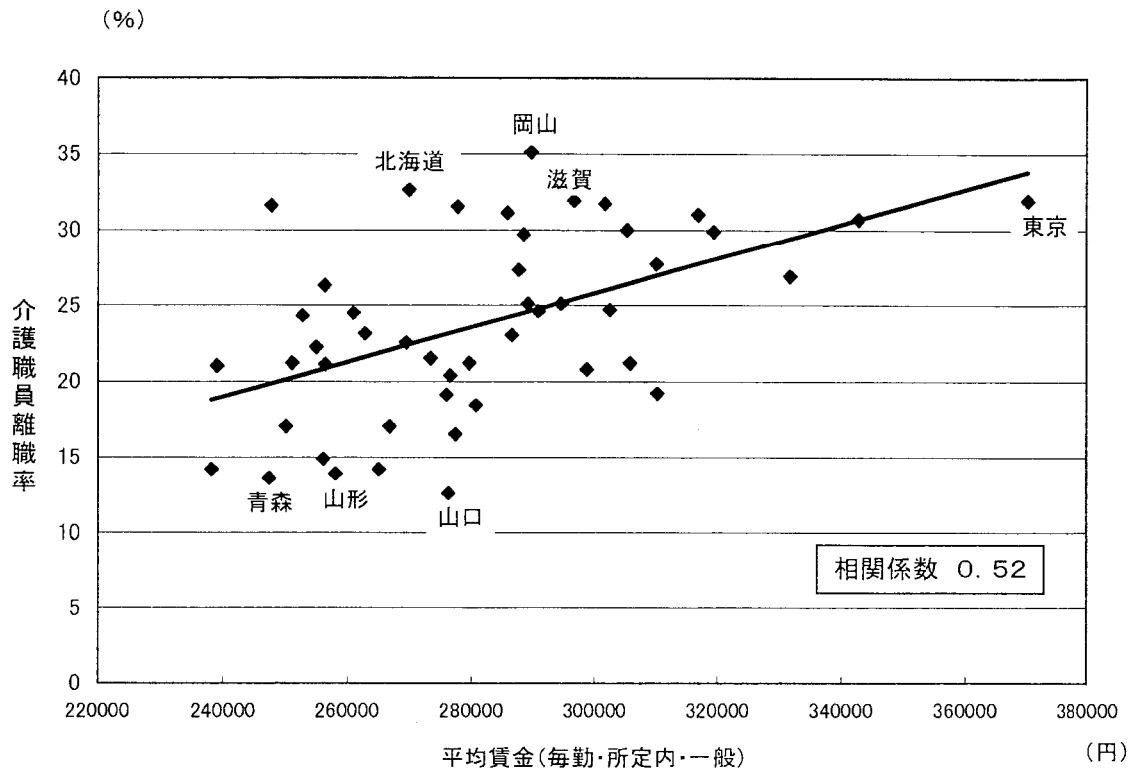
#### 都道府県別全産業平均賃金と有効求人倍率の関係



資料出所:(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
 厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」  
 厚生労働省「職業安定業務統計(平成19年度)」

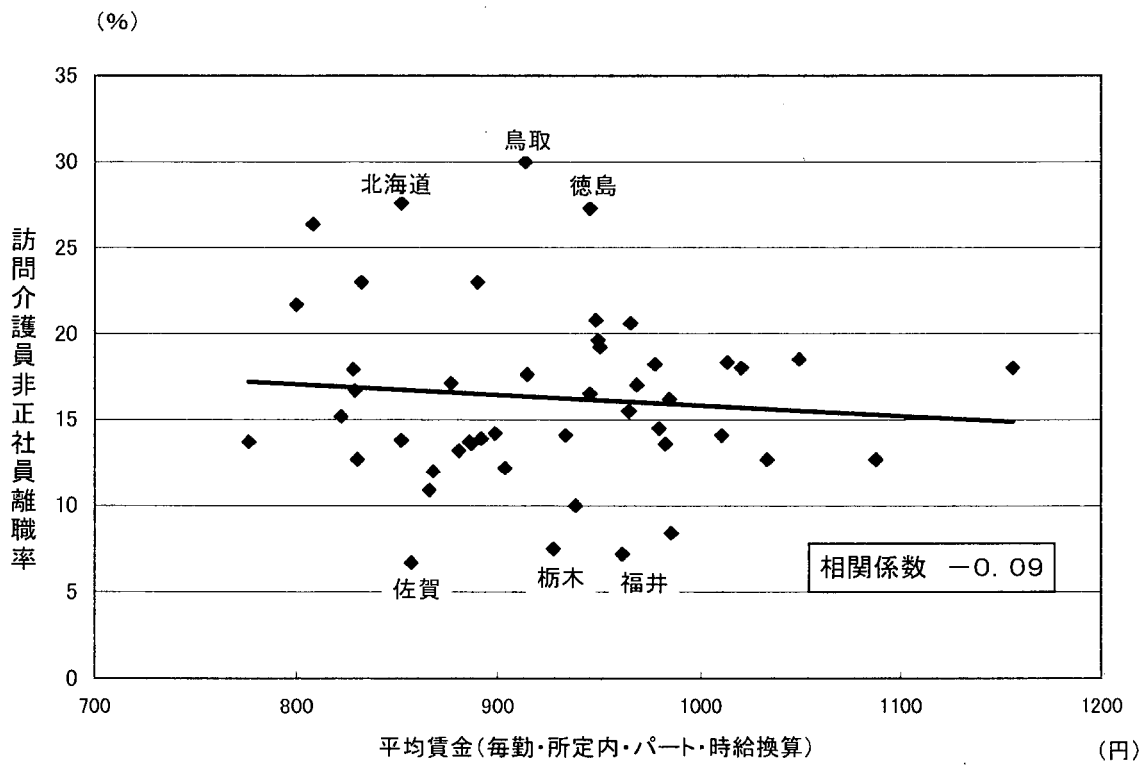
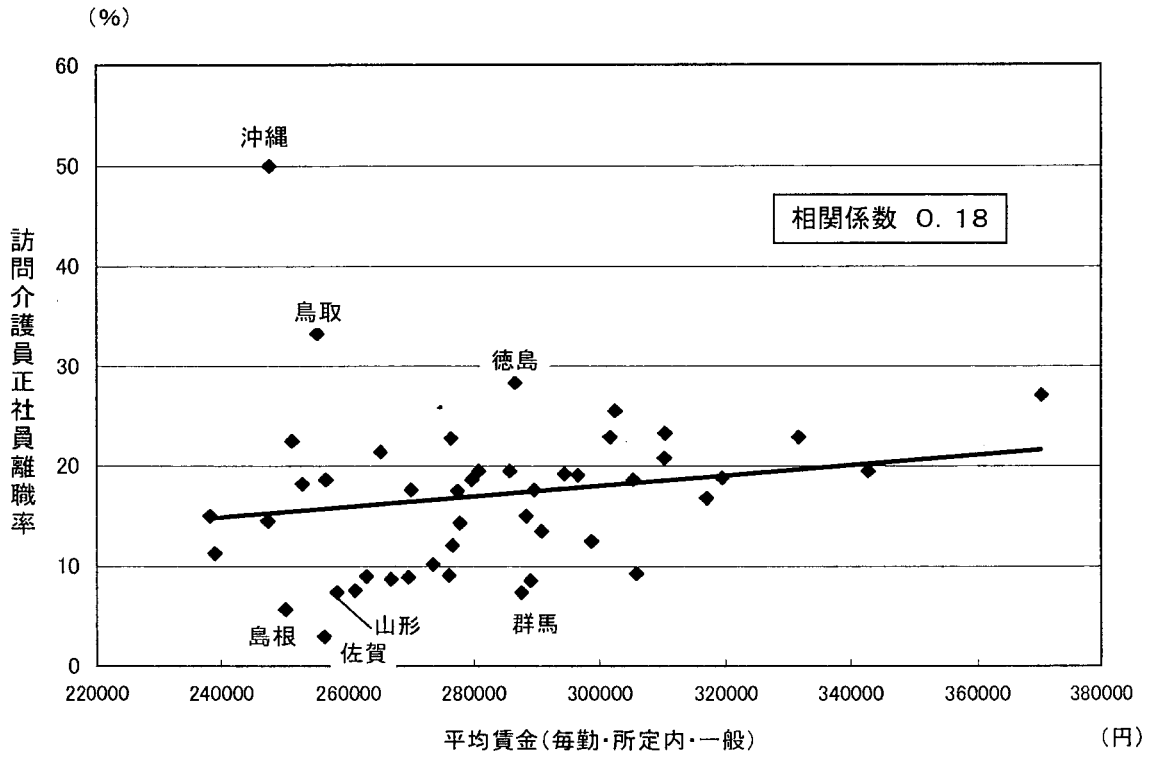


## 都道府県別全産業平均賃金と介護職員離職率の関係



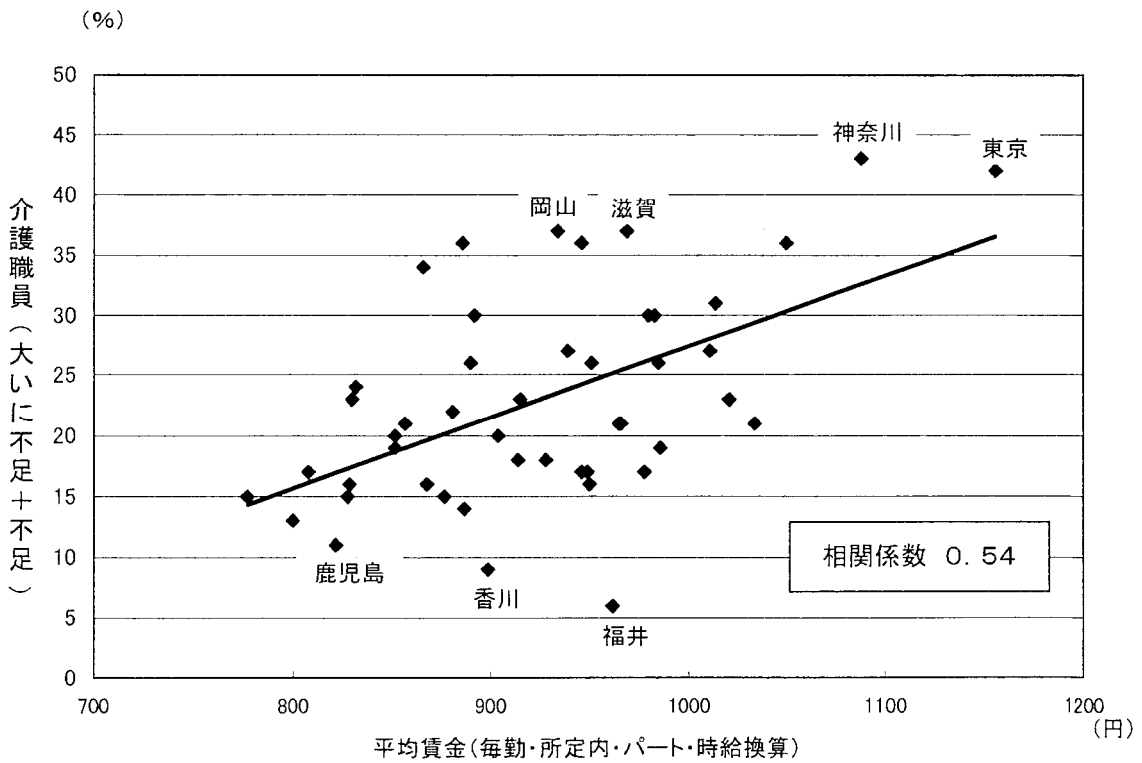
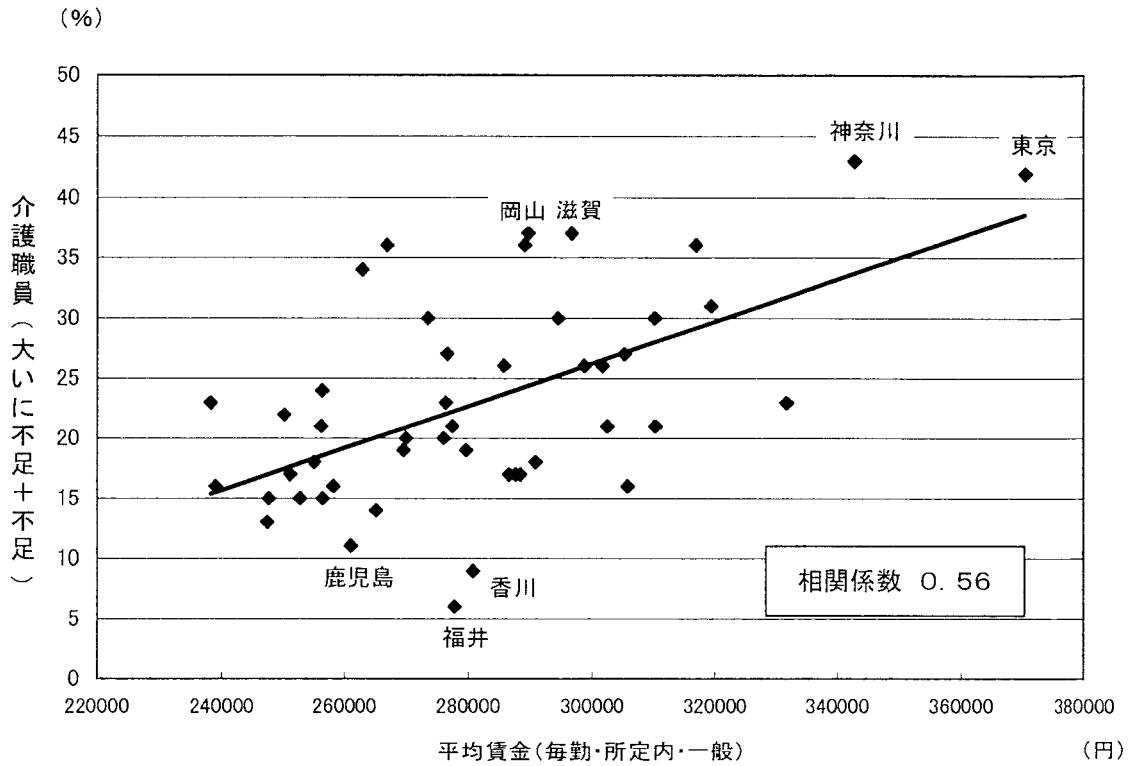
資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

都道府県別全産業平均賃金と訪問介護員離職率の関係



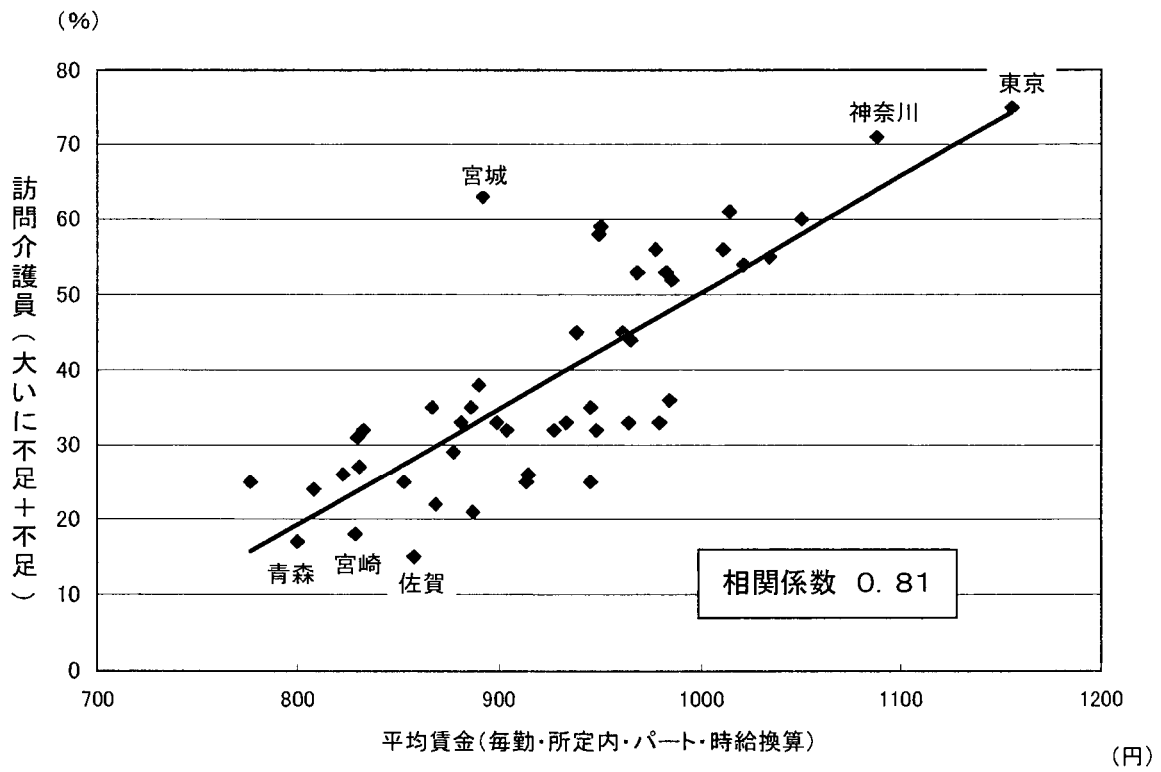
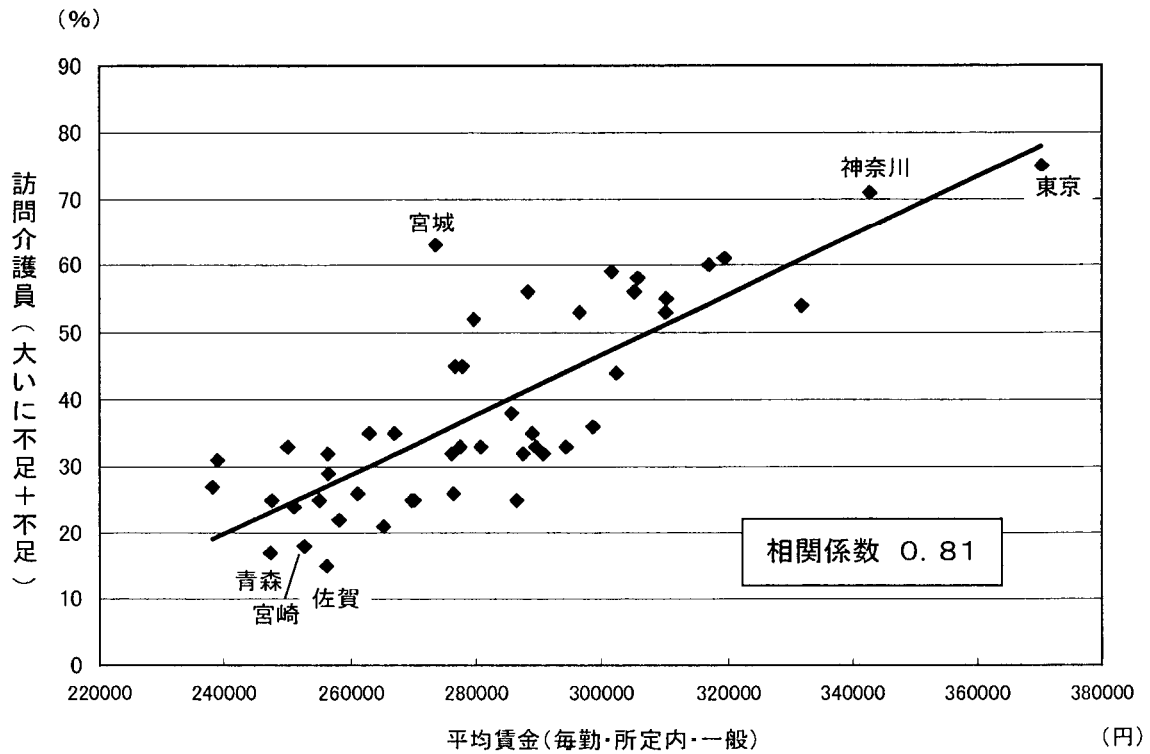
資料出所:(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別全産業平均賃金と介護職員過不足感の関係



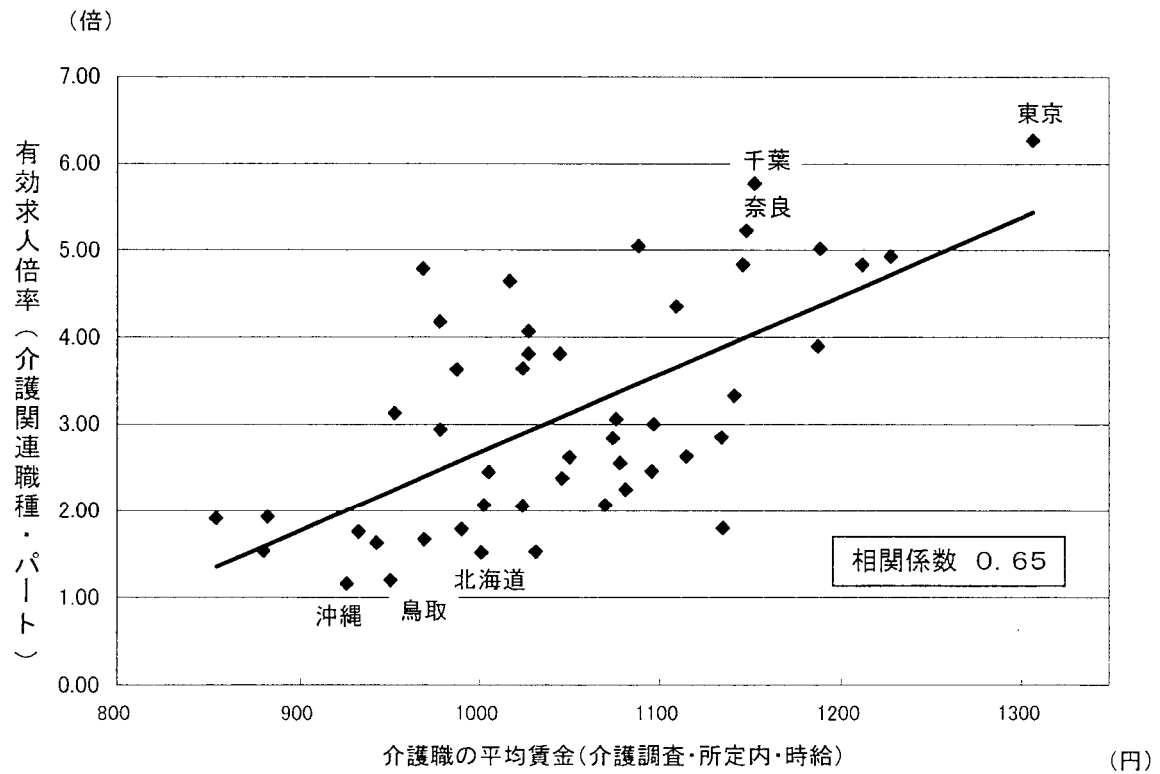
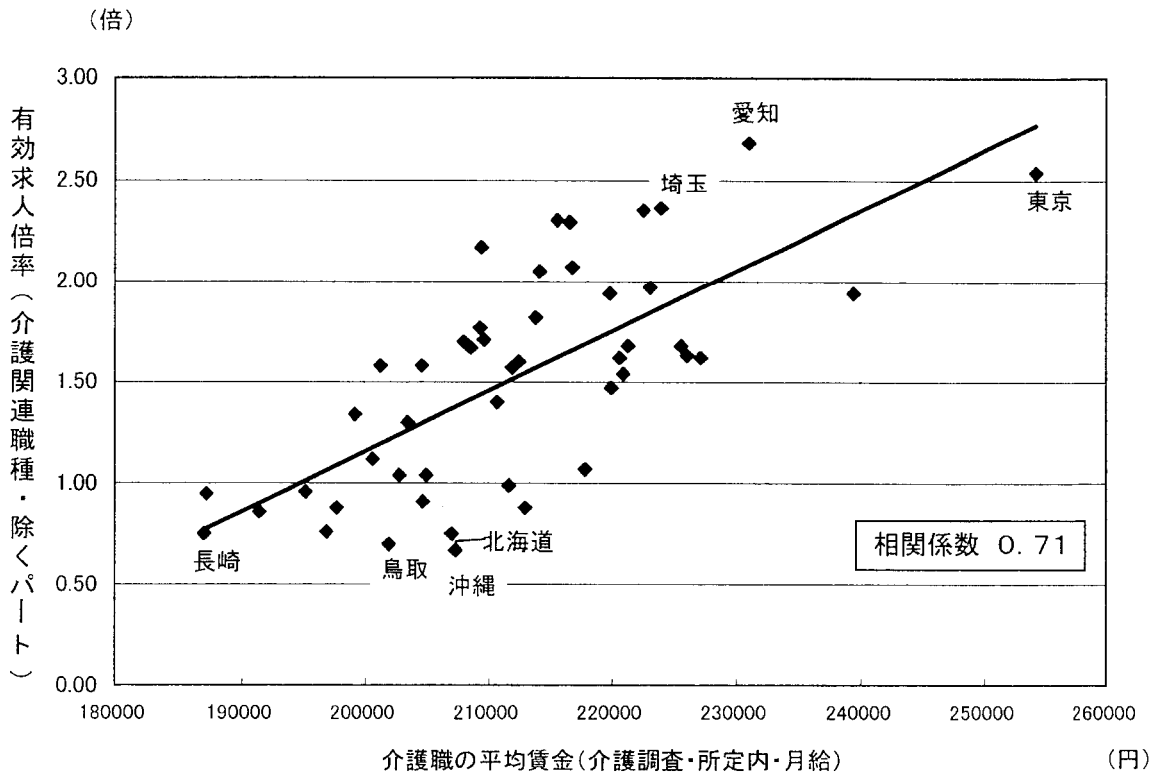
資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別全産業平均賃金と訪問介護員過不足感の関係



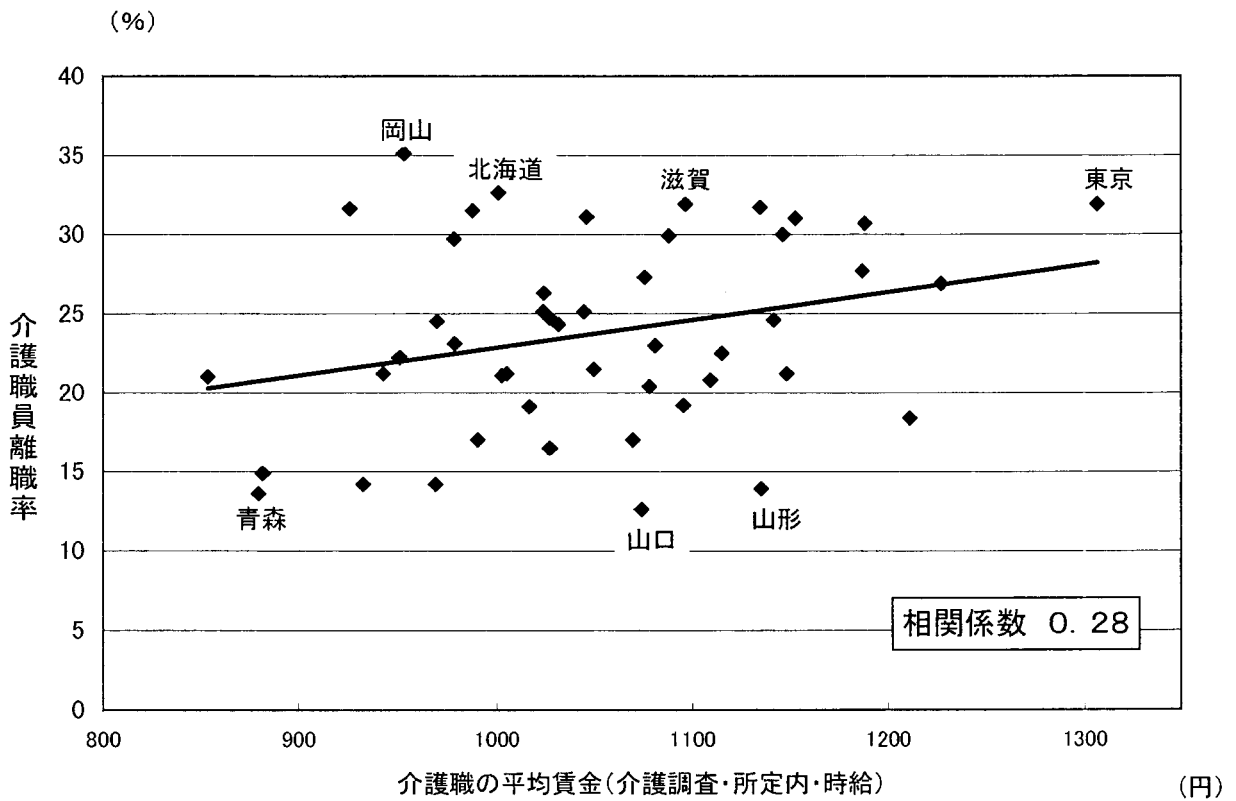
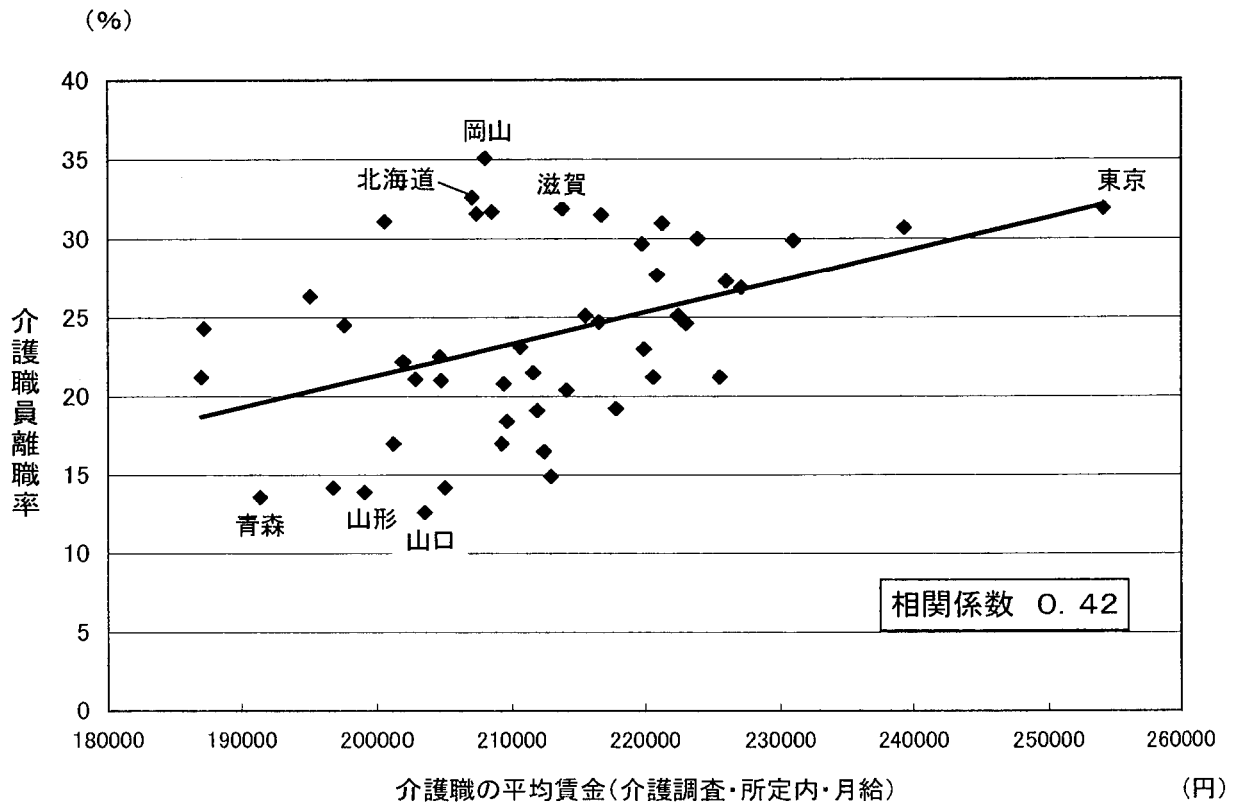
資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別介護職平均賃金と有効求人倍率の関係



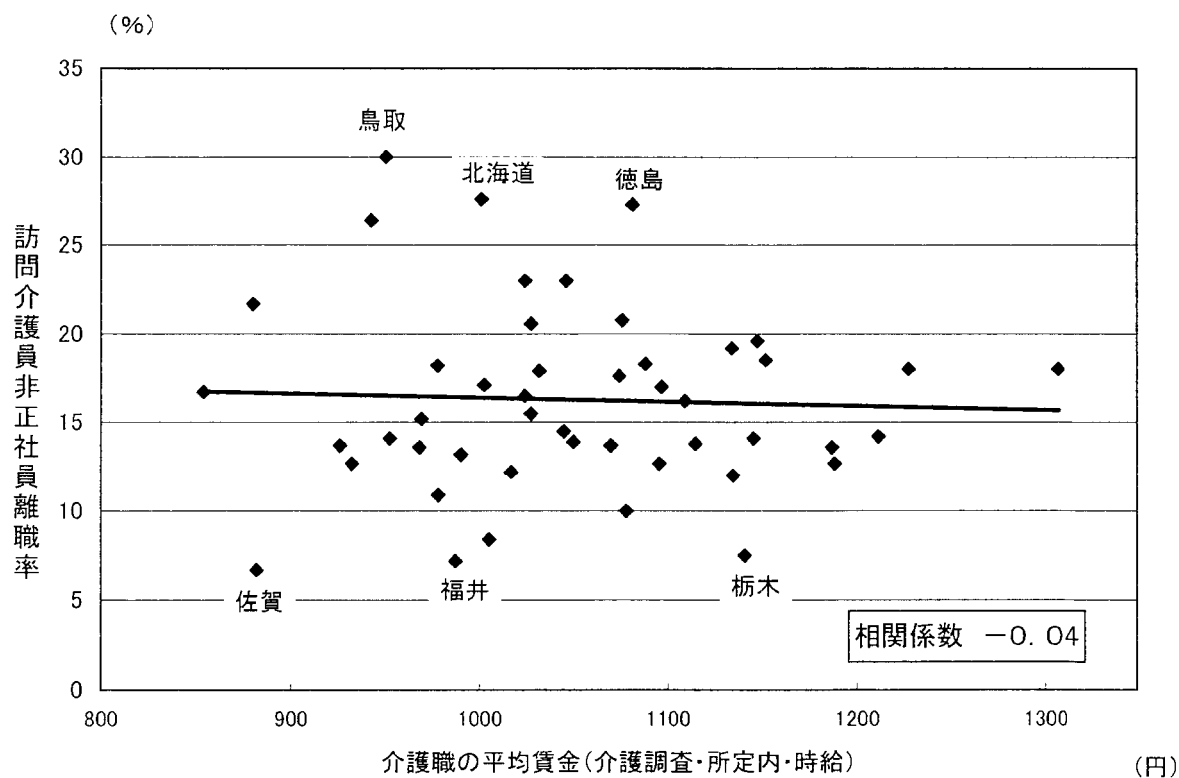
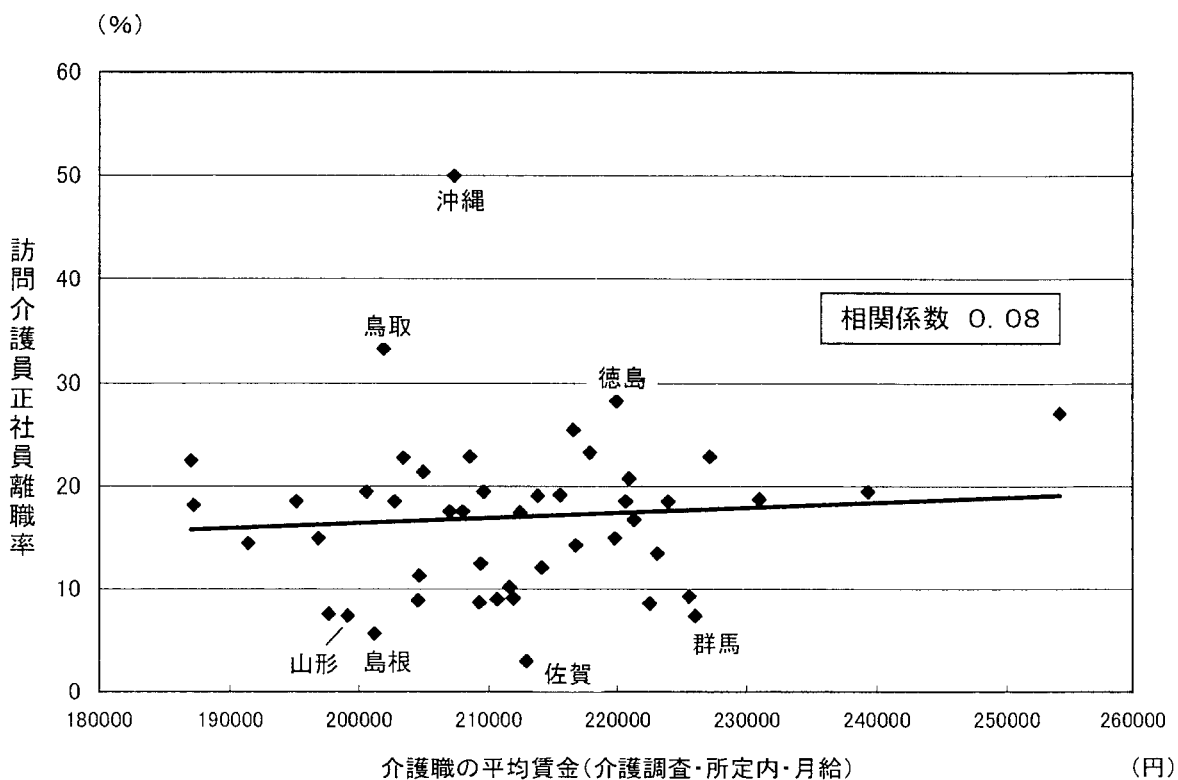
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
 厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」  
 厚生労働省「職業安定業務統計(平成19年度)」

### 都道府県別介護職平均賃金と介護職員離職率の関係



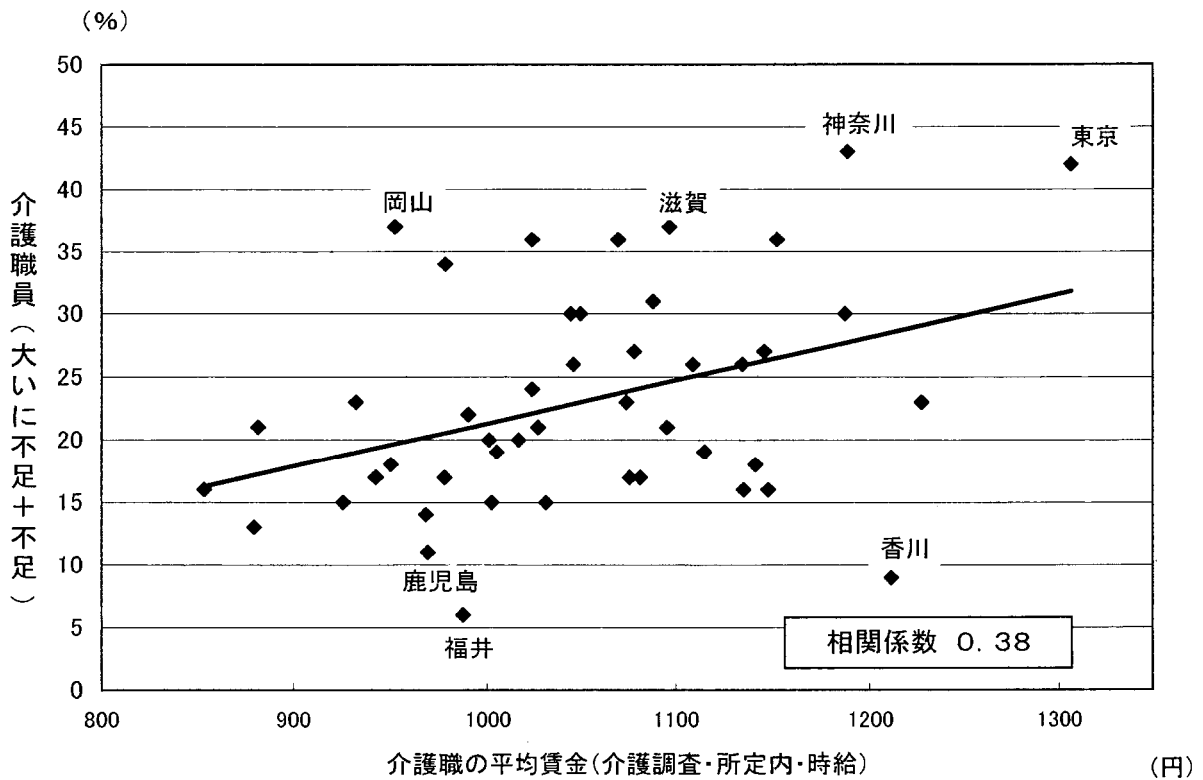
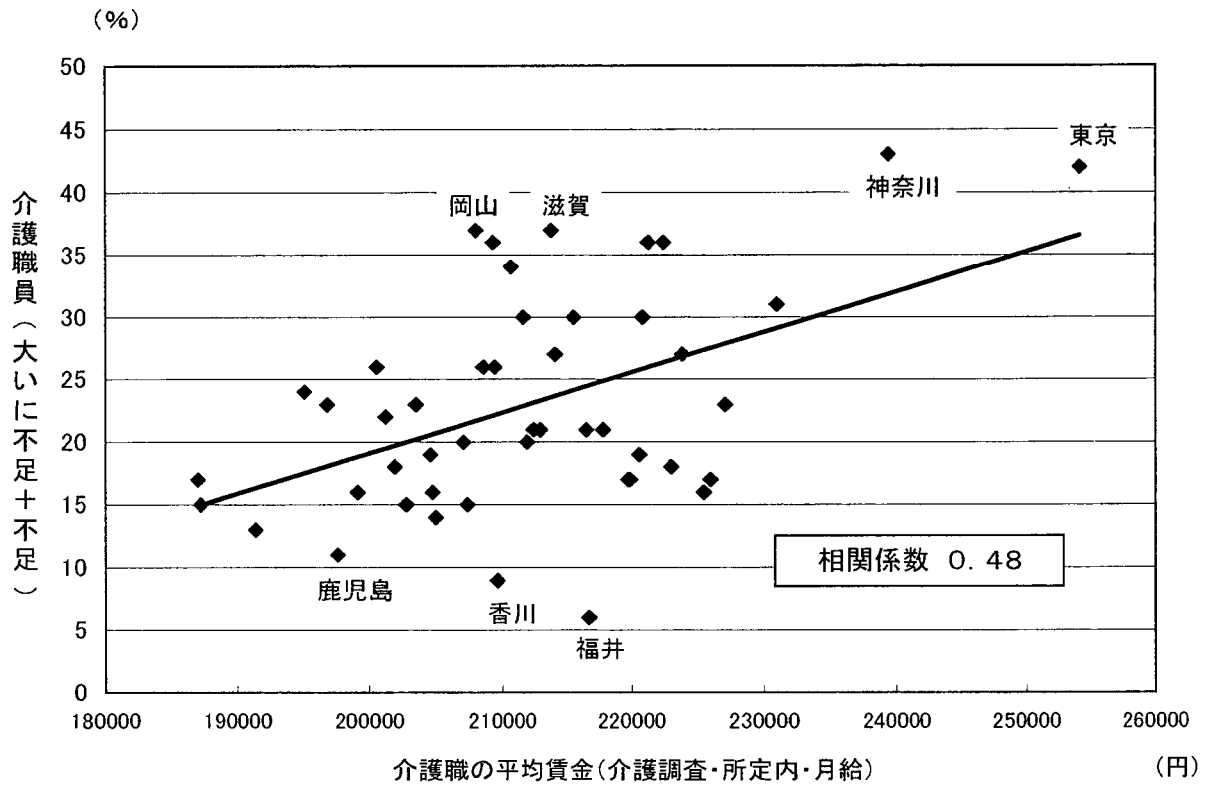
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別介護職平均賃金と訪問介護員離職率の関係



資料出所: (財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

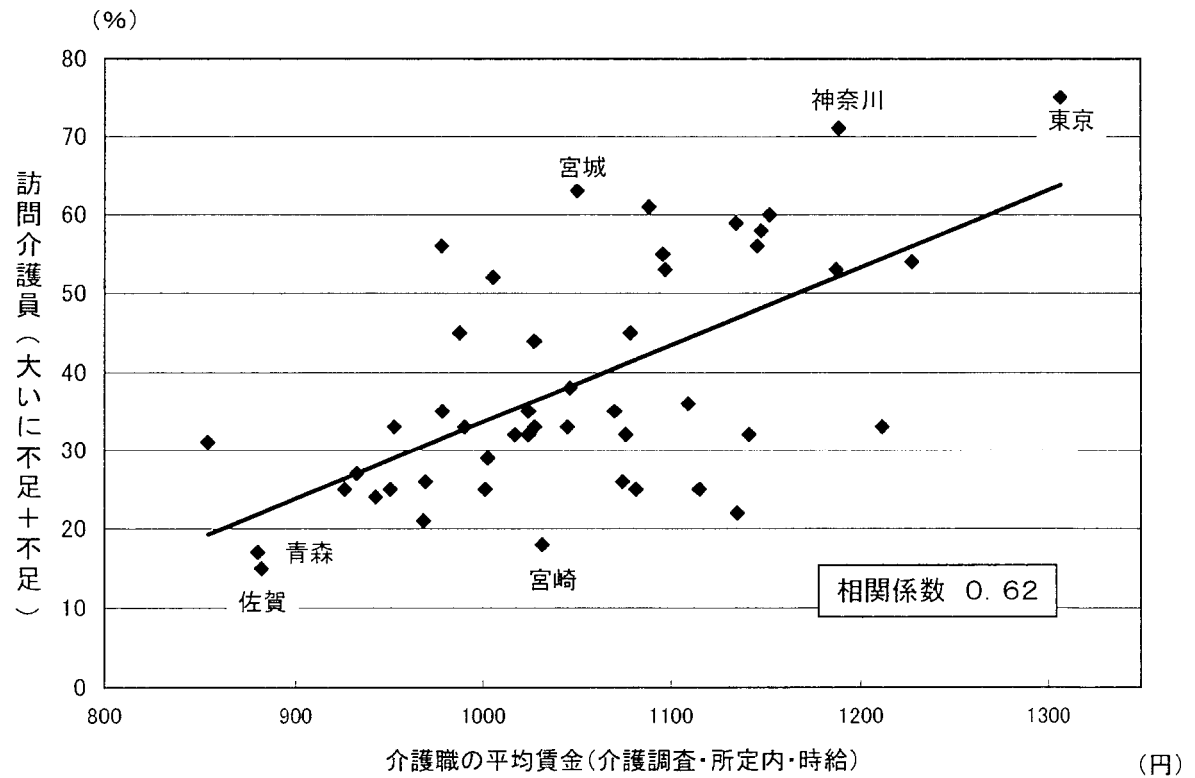
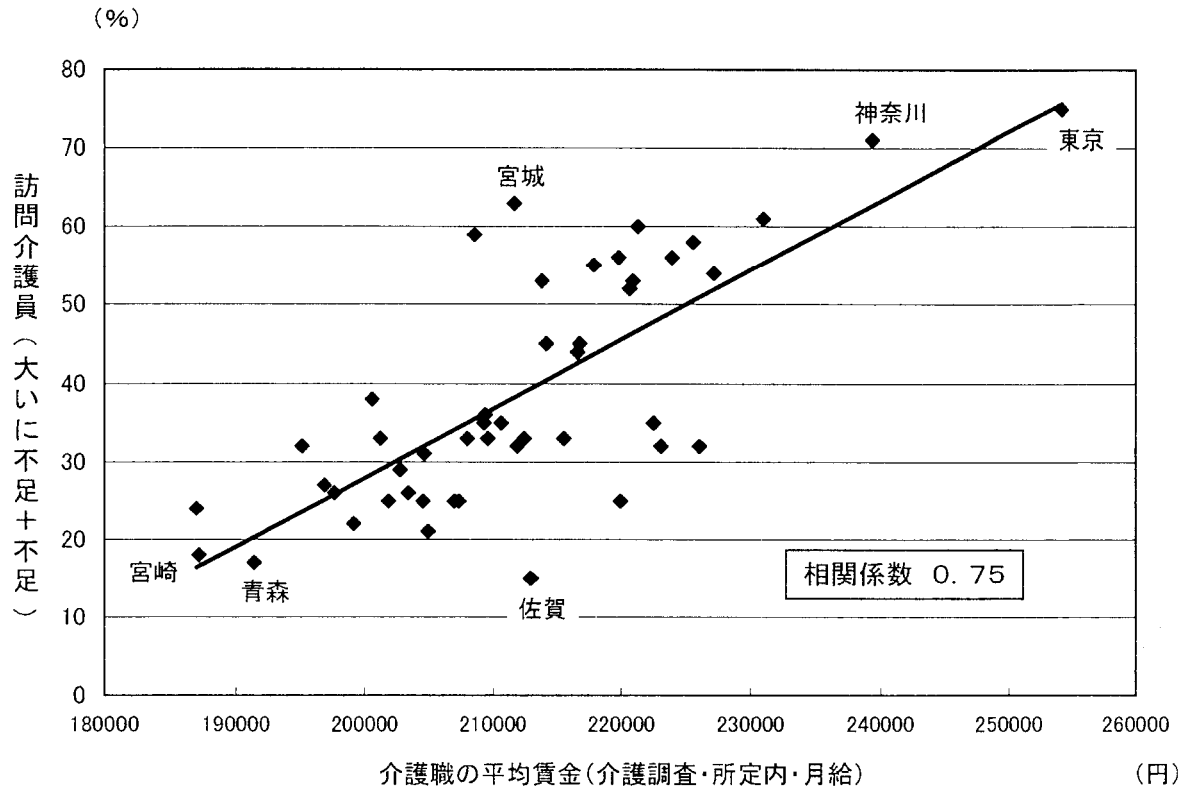
都道府県別介護職平均賃金と介護職員過不足感の関係



資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

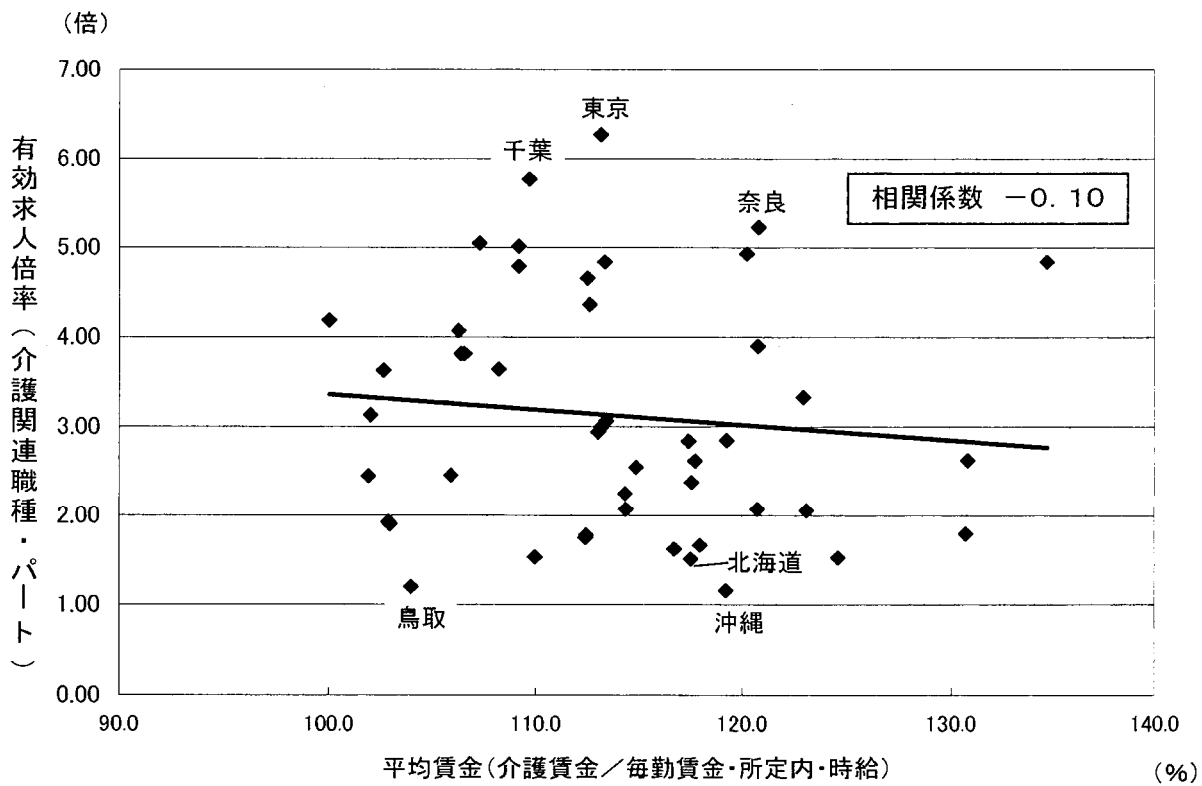
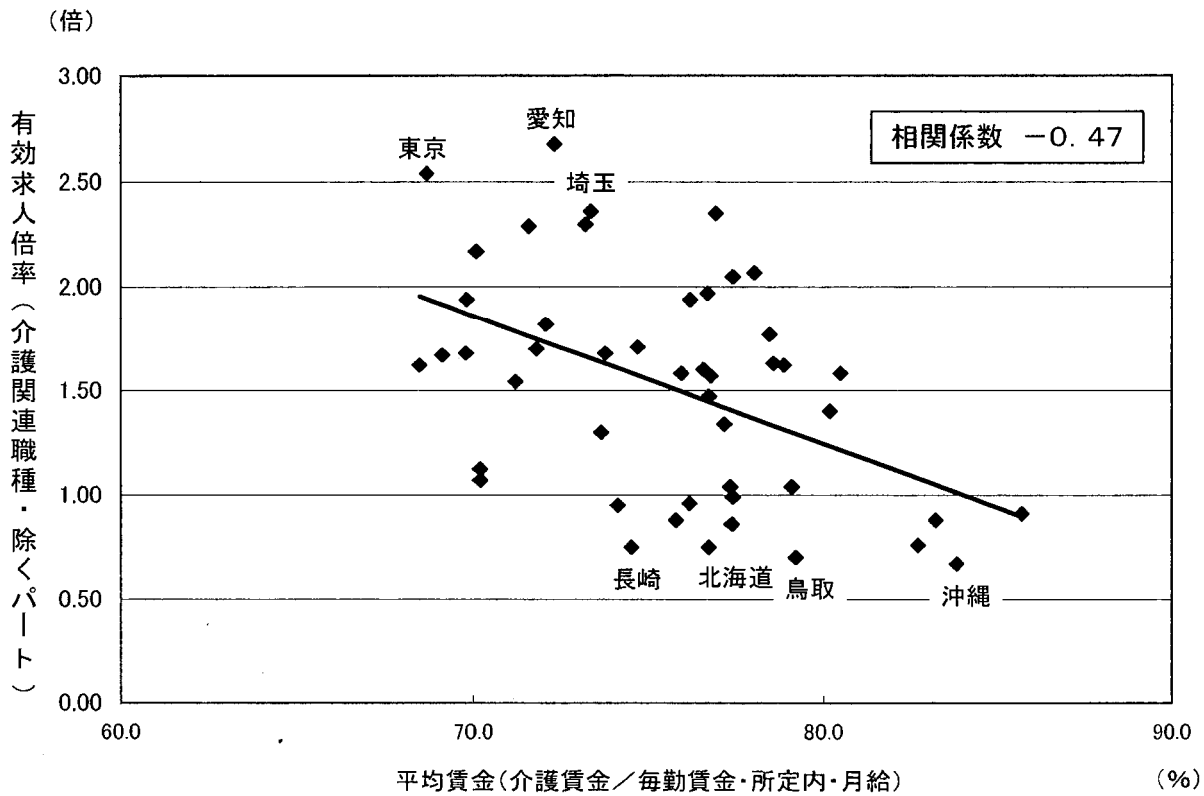


### 都道府県別介護職平均賃金と訪問介護員過不足感の関係



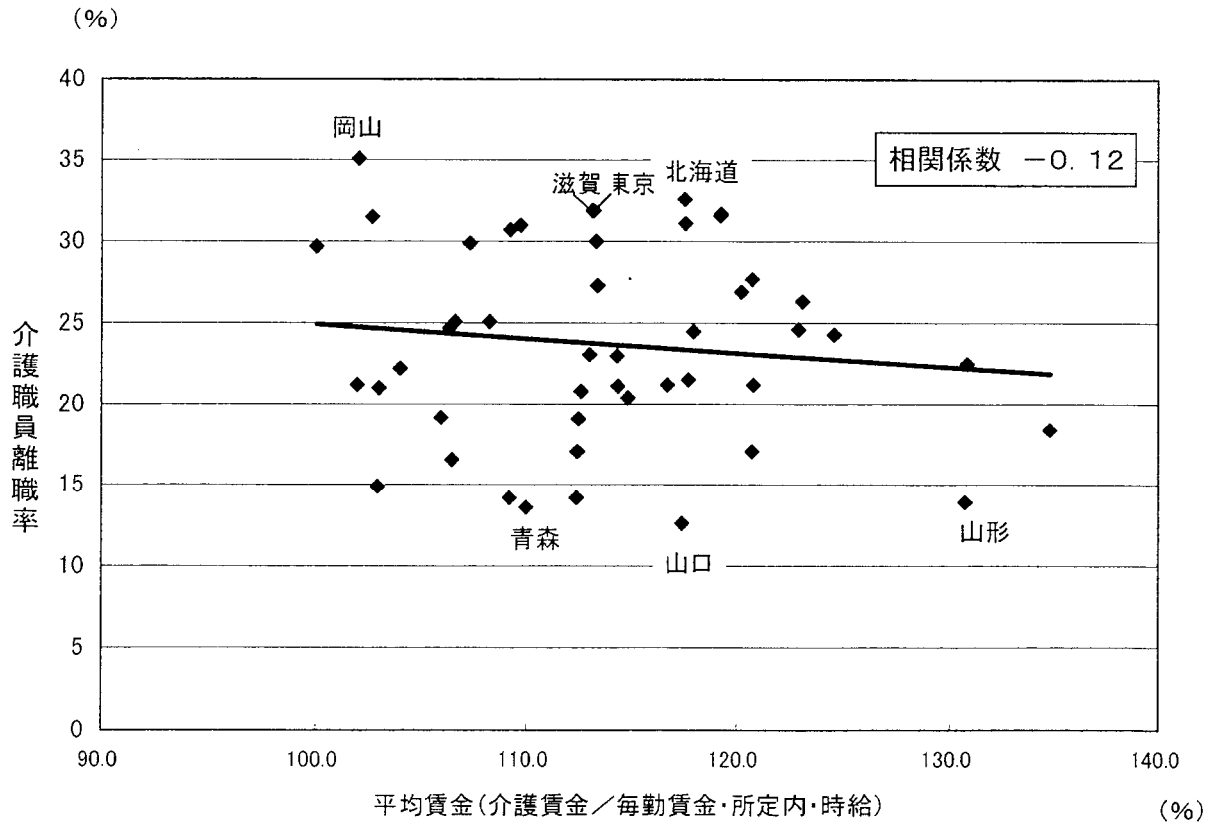
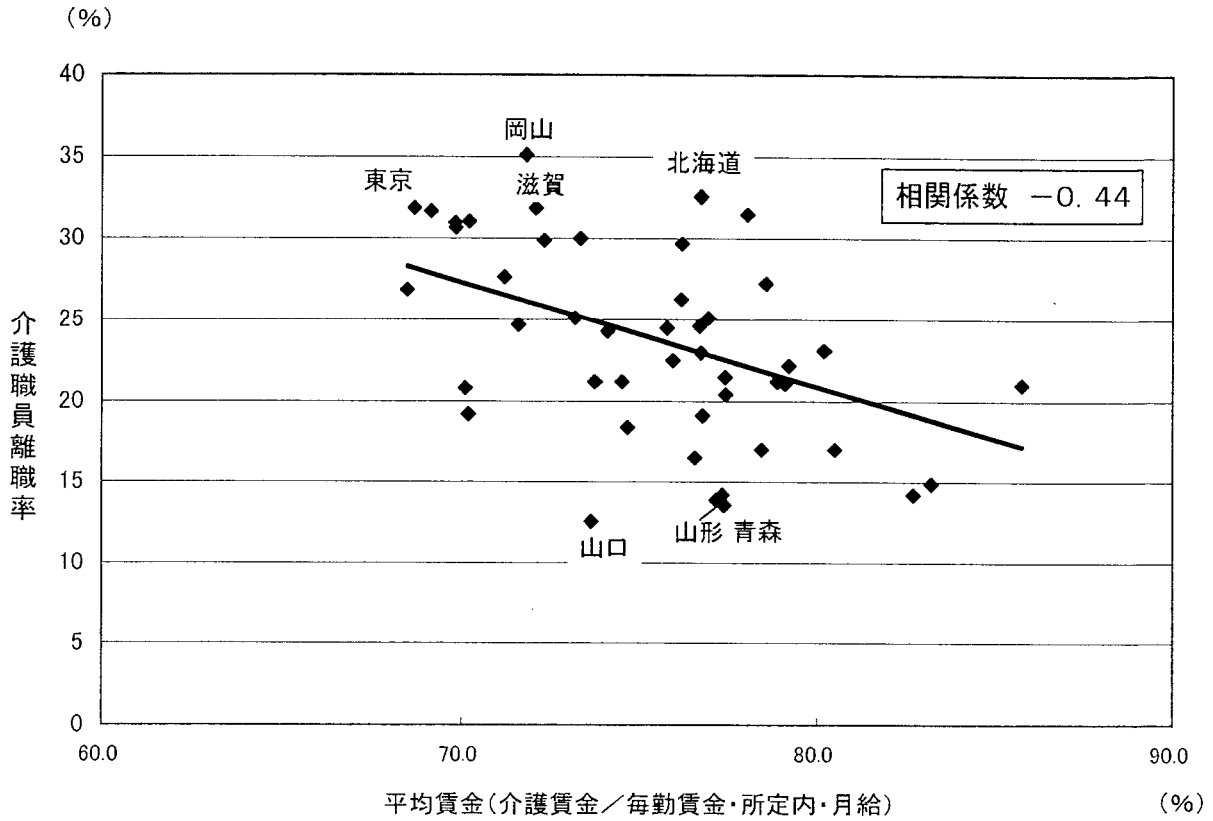
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と有効求人倍率の関係



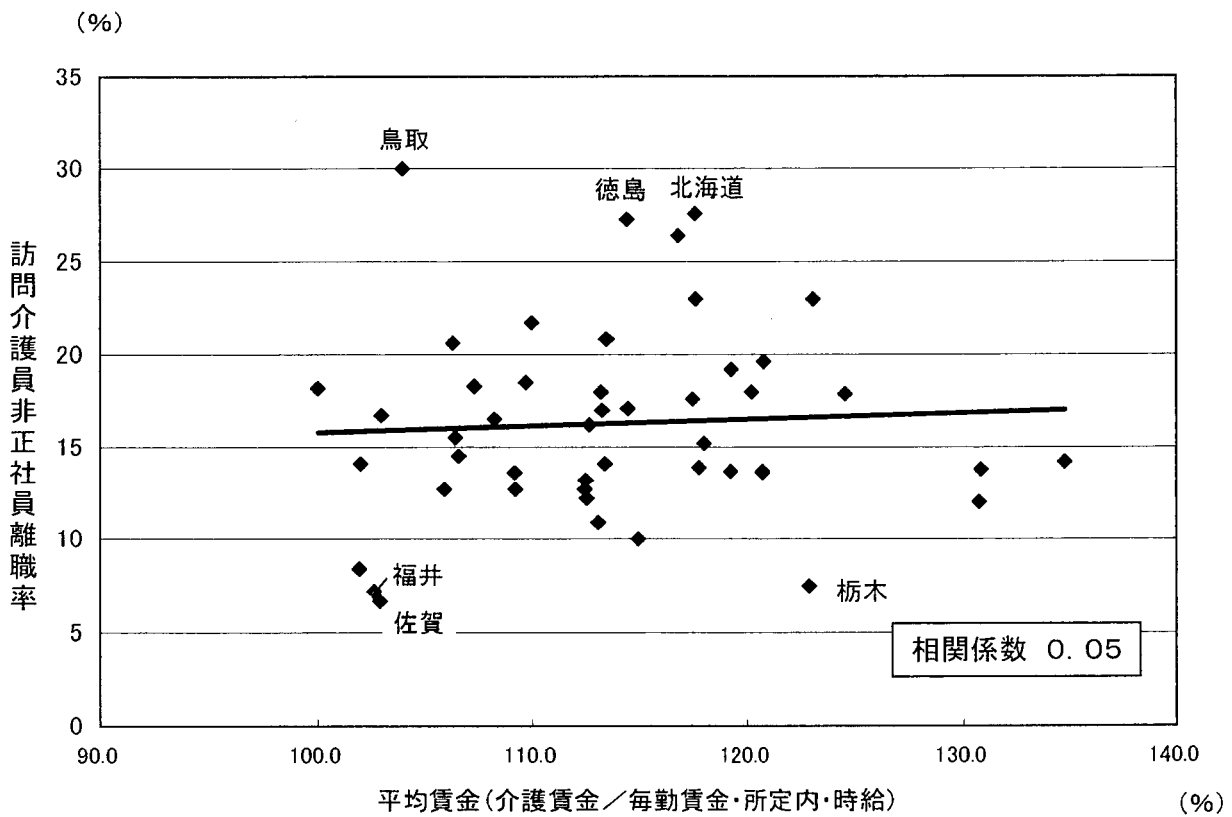
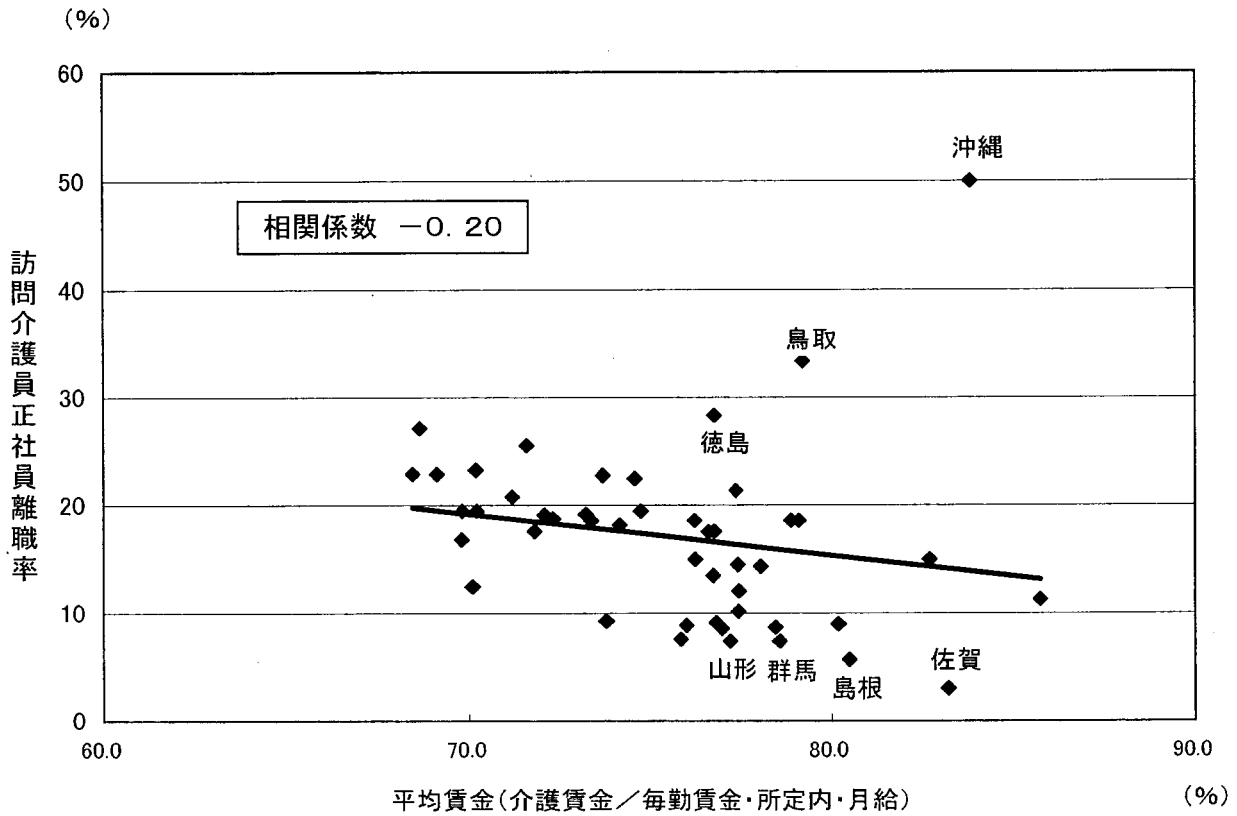
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
 厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」  
 厚生労働省「職業安定業務統計(平成19年度)」

## 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と介護職員離職率の関係



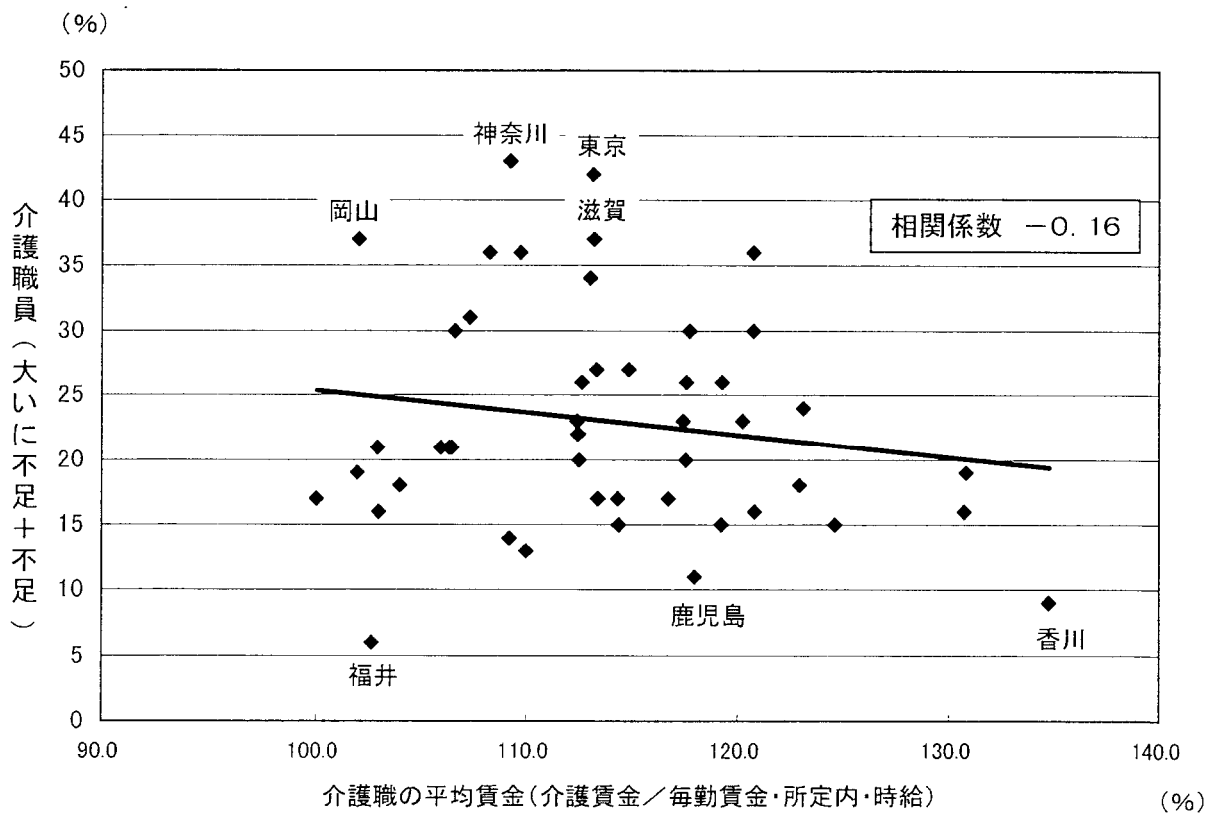
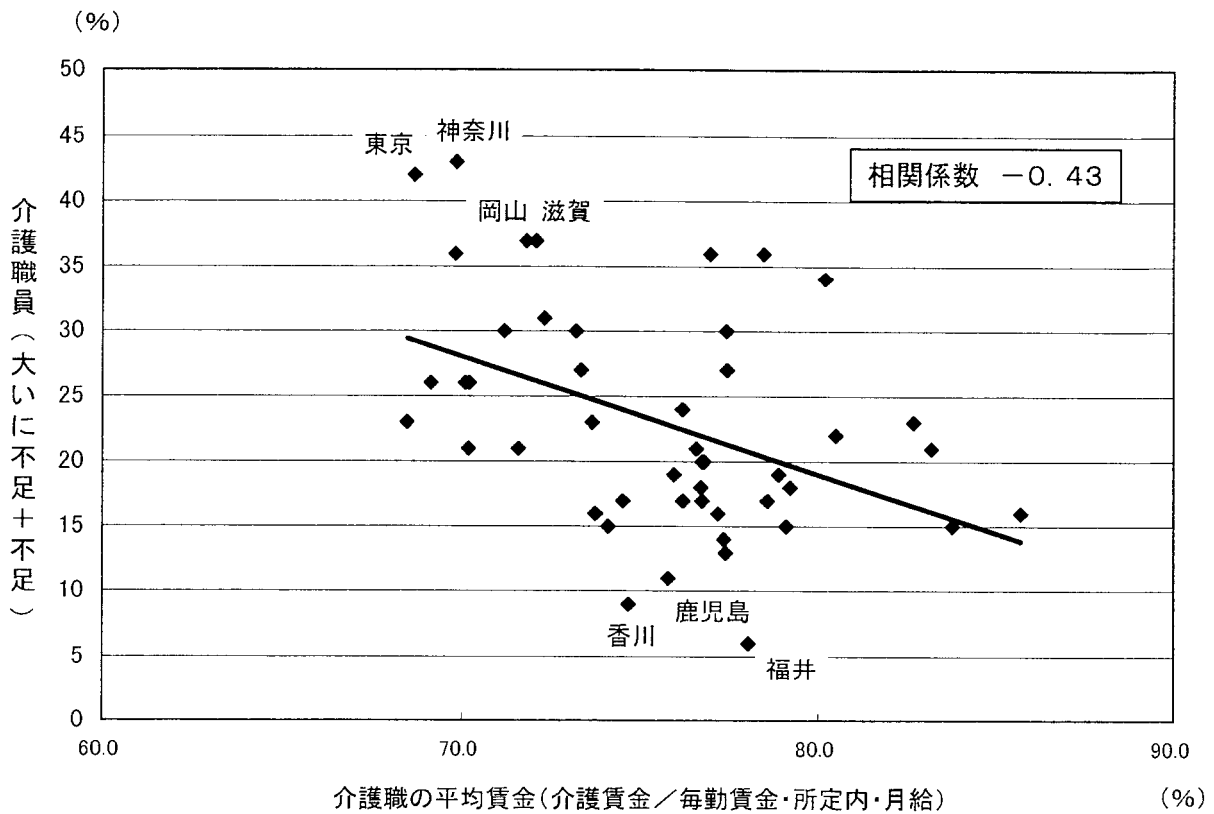
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と訪問介護員離職率の関係



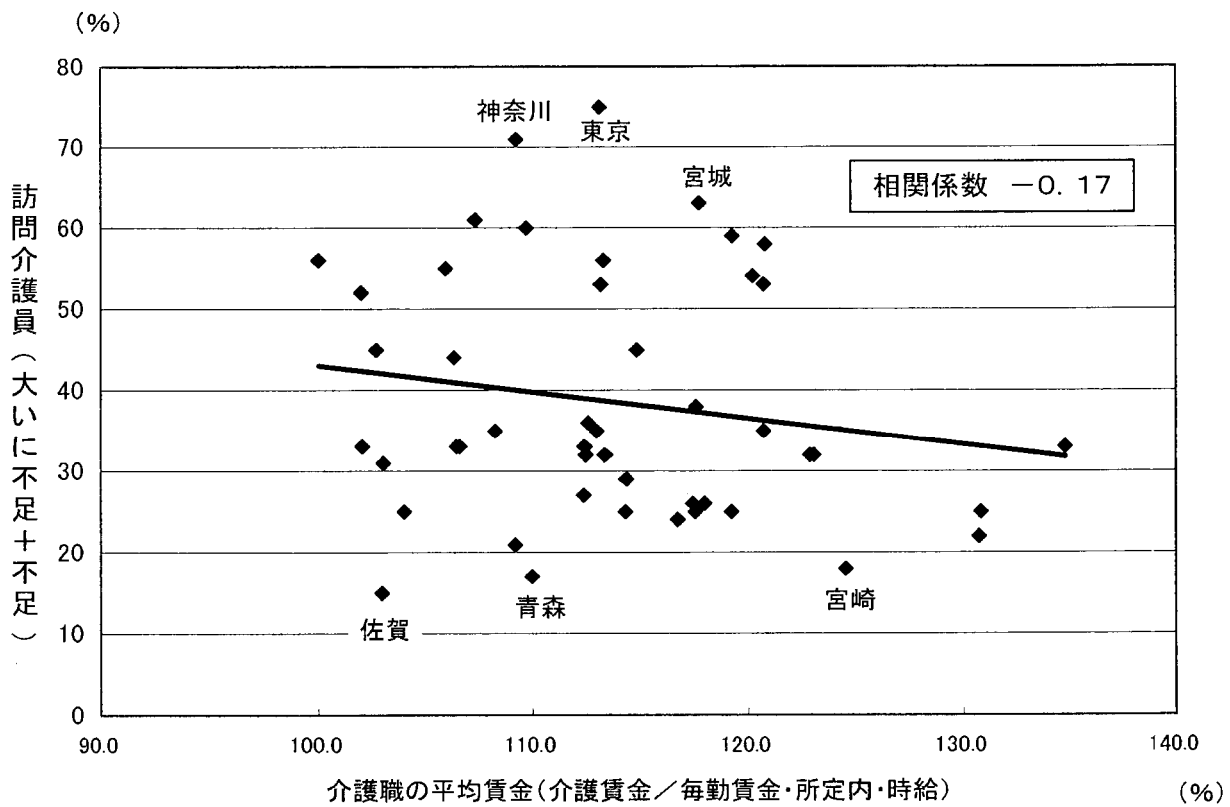
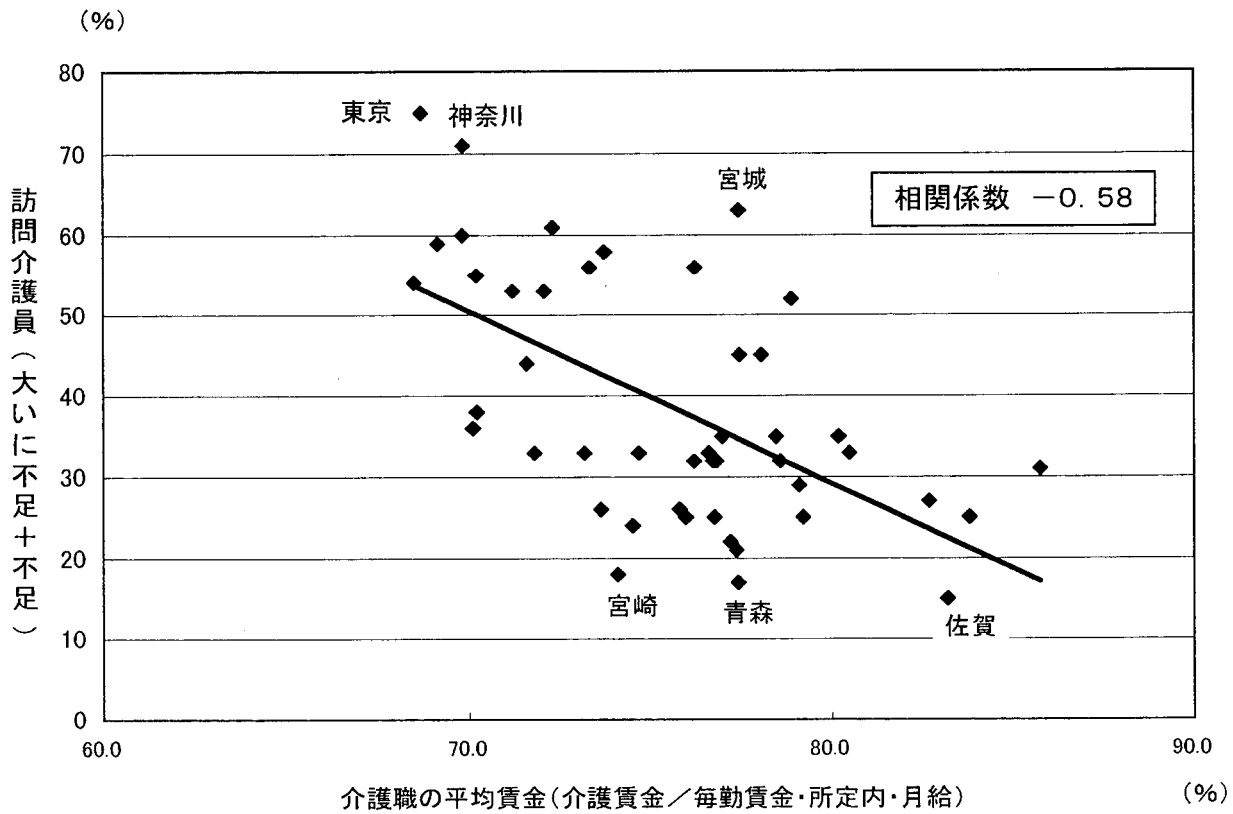
資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

## 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と介護職員過不足感の関係



資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

### 都道府県別介護職／全産業平均賃金比と訪問介護員過不足感の関係

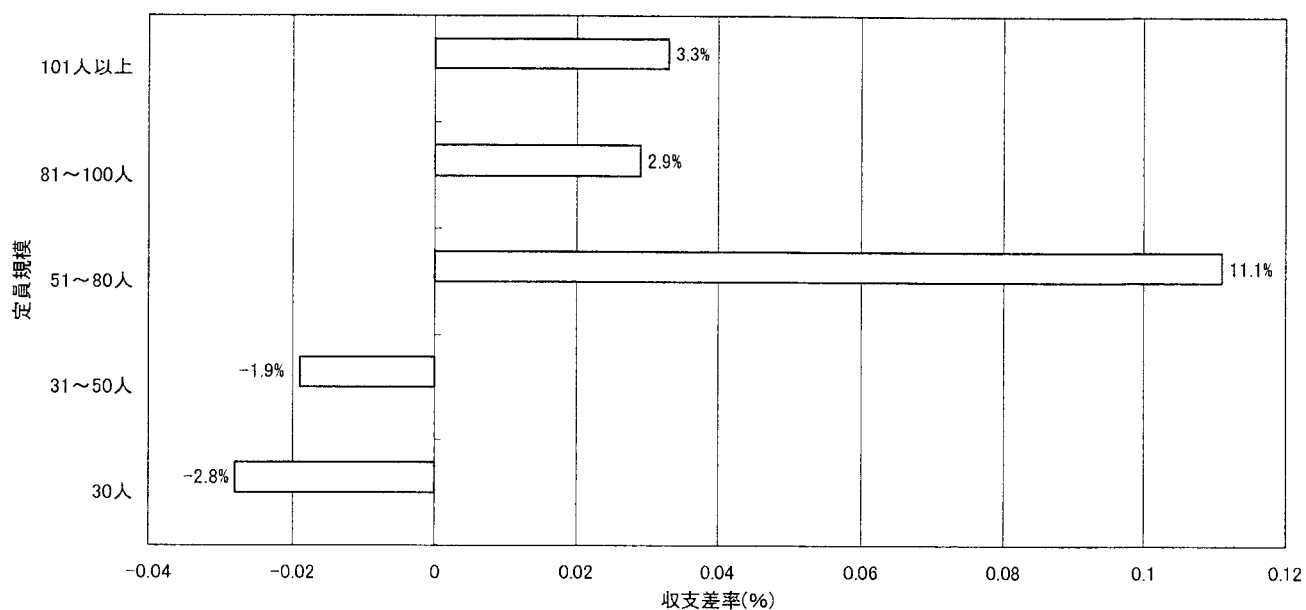


資料出所：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査(平成19年)」  
厚生労働省「毎月勤労統計調査(平成19年)」

## 4. 事業所規模別収支差率

資料4-1

介護老人福祉施設 定員規模別収支差率



資料出所 厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)

※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。

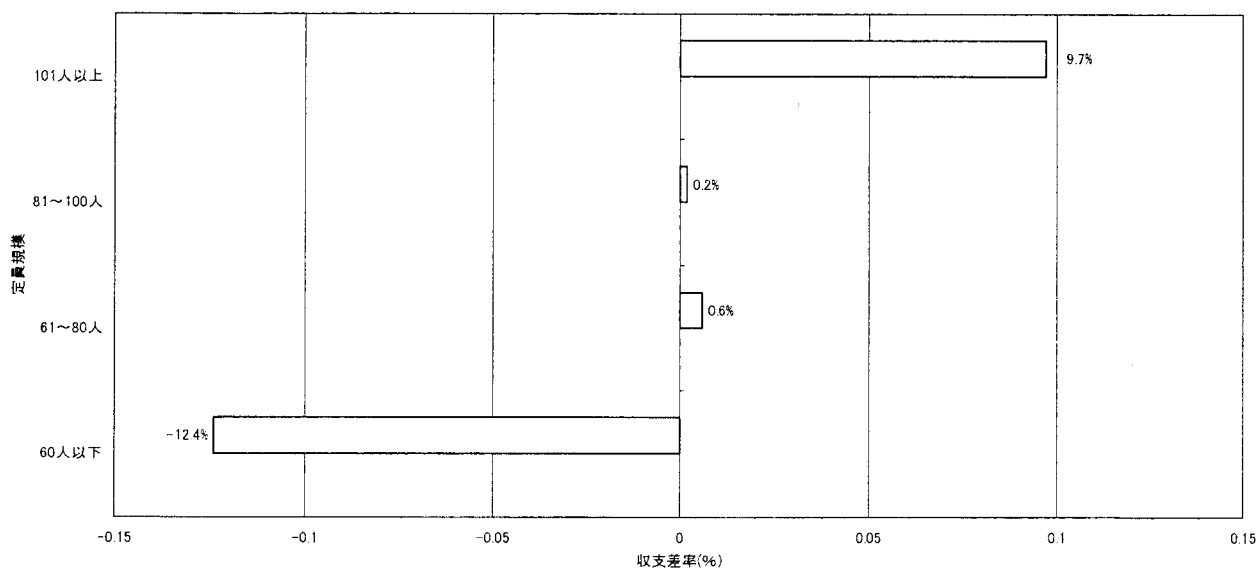
※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。

※収支差率=(収入-支出)/収入

※収入については、補助金を含む

資料4-2

介護老人保健施設 定員規模別収支差率



資料出所 厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)

※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。

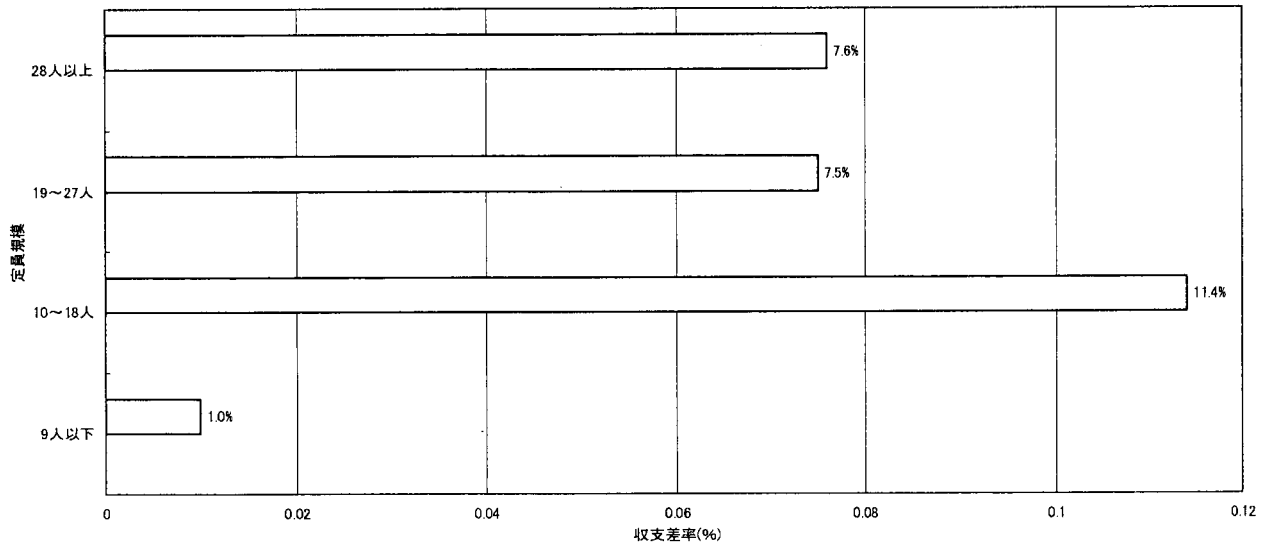
※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。

※収支差率=(収入-支出)/収入

※収入については、補助金を含む

資料4-3

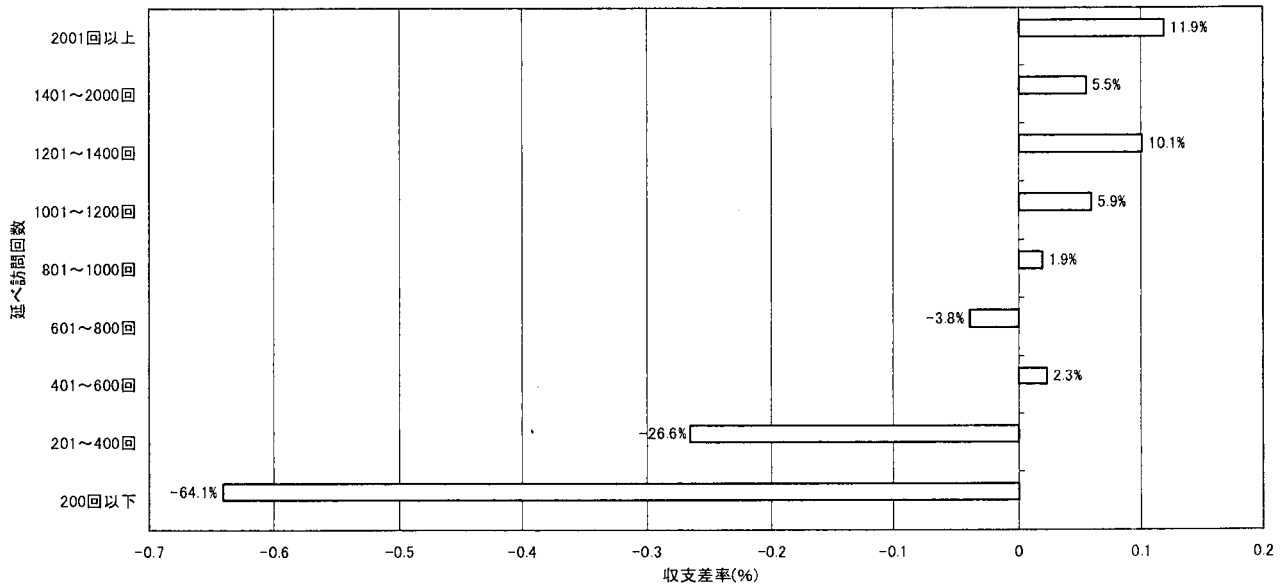
認知症対応型共同生活介護 定員規模別収支差率



資料出所:厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)  
 ※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。  
 ※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。  
 ※収支差率=(収入-支出)/収入  
 ※収入については、補助金を含む

資料4-4

訪問介護 延べ訪問回数別収支差率

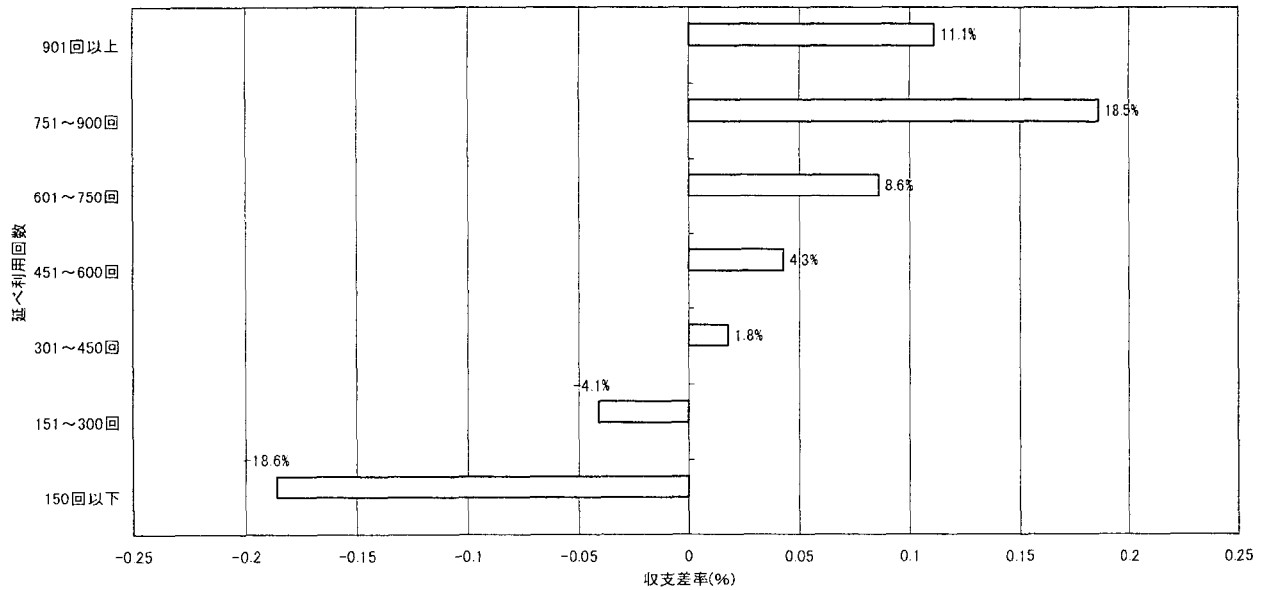


資料出所:厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)  
 ※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。  
 ※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。  
 ※収支差率=(収入-支出)/収入  
 ※収入については、補助金を含む



資料 4 - 5

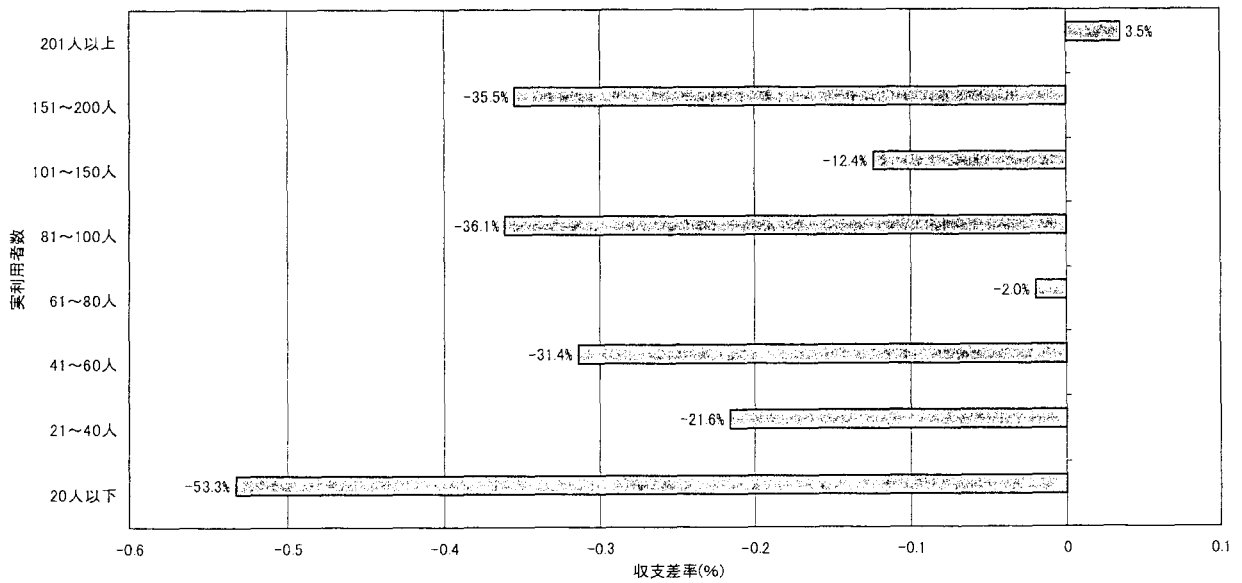
通所介護 延べ利用回数別収支差率



資料出所：厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)  
 ※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。  
 ※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。  
 ※収支差率=(収入-支出)/収入  
 ※収入については、補助金を含む

資料 4 - 6

居宅介護支援 実利用者数別収支差率



資料出所：厚生労働省「平成19年介護事業経営概況調査(暫定仮集計)」(平成20年6月5日公表)  
 ※暫定的な仮集計の結果であり、今後さらにデータの検証、分析を進めるとともに、他のサービスについても集計を行い公表する予定。  
 ※サンプル数が限定されているため個々のデータの影響が相対的に強く出ることにより、数値が不安定となっている可能性がある。  
 ※収支差率=(収入-支出)/収入  
 ※収入については、補助金を含む